

写

令和元年

大竹市議会定例会(第4回)会議  
録

大竹市議会

令和元年12月大竹市議会定例会（第4回）会議録目次

12月 3日開会

12月17日閉会

◎第1日（12月3日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	1
出席議員	-----	2
欠席議員	-----	2
説明のため出席した者	-----	2
出席した事務局職員	-----	2
会期決定について	-----	3
一般質問通告表	-----	4
開会（開議）	-----	7
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	7
日程第 2 会期決定について	-----	7
日程第 3 一般質問	-----	8
延 会	-----	56

◎第2日（12月4日）

議事日程	-----	59
会議に付した事件	-----	59
出席議員	-----	60
欠席議員	-----	60
説明のため出席した者	-----	60
出席した事務局職員	-----	60
開 議	-----	61
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	61
日程第 2 一般質問	-----	61
日程第 3 報告第 6号		
）          （一括）	-----	69
日程第 4 議案第64号		
日程第 5 議案第58号		
）          （一括）	-----	70
日程第 7 議案第67号		
日程第 8 議案第59号		
）          （一括）	-----	73
日程第11 議案第65号		

日程第 1 2	議案第 6 2 号		
	)	(一括)	-----76
日程第 1 3	議案第 6 3 号		
日程第 1 4	議案第 6 8 号		
	)	(一括)	-----77
日程第 1 6	議案第 7 0 号		
日程第 1 7	議案第 7 1 号		-----84
散 会			-----86

◎第 3 日 ( 1 2 月 1 7 日 )

議 事 日 程			-----89
会議に付した事件			-----90
出 席 議 員			-----90
欠 席 議 員			-----90
説明のため出席した者			-----90
出席した事務局職員			-----91
開 議			-----92
日程第 1	会議録署名議員の指名		-----92
日程第 2	令和元年決議案第 4 号		-----92
日程第 3	認 第 5 号		
	)	(一括)	-----118
日程第 1 0	認 第 1 2 号		
日程第 1 1	議案第 5 9 号		
	)	(一括)	-----129
日程第 1 7	議案第 6 8 号		
日程第 1 8	議案第 5 8 号		
	)	(一括)	-----134
日程第 2 4	議案第 7 1 号		
日程第 2 5	閉会中の継続審査の申し出について		-----137
日程第 2 6	常任委員会の閉会中の継続審査について		-----137
日程第 2 7	議員派遣について		-----137
閉 会			-----138

令和元年12月  
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

令和元年12月3日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3		一般質問	
第 4	報告第 6号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更）	報 告 （一 括）
第 5	議案第 64号	大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について	
第 6	議案第 58号	訴えの提起について	生活環境付託
第 7	議案第 66号	大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について	
第 8	議案第 67号	大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について	生活環境付託
第 9	議案第 59号	大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	
第10	議案第 60号	会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理について	総務文教付託 （一 括）
第11	議案第 61号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	
第12	議案第 65号	広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について	総務文教付託
第13	議案第 62号	特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について	総務文教付託 （一 括）
第14	議案第 63号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	
第15	議案第 68号	令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）	総務文教付託 生活環境付託 （一 括）
第16	議案第 69号	令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
第17	議案第 70号	令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	生活環境付託
第18	議案第 71号	大竹市印鑑条例の一部改正について	

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 一般質問

○出席議員（15人）

1番	細川雅子	2番	藤川和弘
3番	原田孝徳	4番	小中真樹雄
5番	中川智之	6番	小田上尚典
7番	賀屋幸治	8番	北地範久
9番	西村一啓	10番	和田芳弘
11番	網谷芳孝	12番	児玉朋也
13番	山崎年一	14番	日城究
15番	寺岡公章	16番	山本孝三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎	
副市	長	太田勲男	
教	育	長	小西啓二
総務部	長	吉岡和範	
市民生活部	長	三原尚美	
健康福祉部長兼福祉事務所長		豊原学	
建設部	長	山本茂広	
上下水道局	長	高津浩二	
消防	長	橋村哲也	
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		中村一誠	
企画財政課	長	三上健	
産業振興課長併任農業委員会事務局長		小田健治	
環境整備課	長	西村敏信	
保健医療課	長	松重幸恵	
監理課	長	中曾一夫	
土木課	長	古賀正則	
都市計画課	長	山田浩史	
上下水道局業務課	長	北林繁喜	
上下水道局工務課	長	中司和彦	
総務学事課	長	真鍋和聰	
生涯学習課	長	柿本剛	

○出席した事務局職員

議会事務局	長	田中宏幸
議事係	長	加藤豪

## 会期決定について

令和元年12月大竹市議会定例会（第4回）の会期を、次のとおり定める。	
令和元年12月3日提出	大竹市議会議長 細川 雅子
自 令和元年12月3日	15日間
至 令和元年12月17日	

## 会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
12. 3	火	本会議		・開会 ・会期決定 ・一般質問 ・一般議案上程（即決・付託） ・散会
4	水	(予備日)		
5	木	休 会	総務文教委員会	付託案件審査 10時～
6	金		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
7	土			
8	日			
9	月		基地周辺対策特別委員会 議会改革特別委員会	10時～
10	火			
11	水			
12	木			
13	金			
14	土			
15	日			
16	月			
17	火	本会議		・決算特別委員長報告(表決) ・一般議案委員長報告(表決) ・閉会

令和元年12月大竹市議会定例会(第4回)

一般質問通告表

- 1 9番 西村 一 啓 議員  
質問方式：一括
- 第五次大竹市総合計画に基づく住んでみたいまちづくりについてお尋ねいたします。**
- 安全で安心して暮らせるまちづくりと住んでよかったまちづくりは、誰もが望むところですが、本市には歴史的な文化財や史跡等もあります。これらを生かしたまちづくりの考えや計画をお尋ねいたします。
- ①歴史、文化、伝統についての取り組み方法の考え  
②史跡等の案内・表示についての考え  
③本市の観光資源に利用する考え
- 2 16番 山本 孝三 議員  
質問方式：一括
- 教員変形労働時間制について**
- 国会で審議されているこのことについて、教育委員会また市長の見解、ご意見を伺います。また、教員給与特別措置法についても併せて伺います。
- 公立、公的病院の再編、統合について**
- すでにこのことについては、広島西医療センターも対象にされていることが公表されています。
- 地域医療を守るためにも存続にむけた取り組みが求められます。大竹市としての取り組みについて伺います。
- 3 7番 賀屋 幸治 議員  
質問方式：一問一答
- 中学生以下のインフルエンザ予防接種費用の助成制度について**
- 少子高齢化社会を迎える中、今年は例年よりも早くインフルエンザ流行時期に入り大流行が懸念されております。現在、大竹市では、65歳以上の市民、または60歳以上65歳未満で、身体障害者手帳1級程度の内部障害がある市民は、自己負担1,500円で予防接種が受けられます。自由診療なので医療機関によって異なりますが、通常1回当たり料金が4,000円以上必要で、子育て世帯にとっては大きな負担になっています。また、流行が進むと学級閉鎖などによる教育現場にも影響が及ぶため、中学生以下の子供に予防接種助成制度を導入すべきと思いますが、見解を伺います。
- 大竹中学校プール更新について**
- 平成30年6月定例会において採択された、大竹中学校既存プール施設の撤去及び「生命尊厳の碑(仮称)」の設置を求める陳情の審査において、平成17年度以来使用されていないプールの撤去は、財源の確保のために事業計画が必要となることから、今後の検討課題とし、教育委員会としても水泳の重要性や必要性は十分認識しているとの見解が示されましたが、その後プールの撤去・建てかえ等に向けてどの様に検討されています

か。進捗状況について伺います。

4

4番 小 中 真樹雄 議員

質問方式：一括

#### 小学校5、6年生の外国語教科化への対応について

新学習指導要領の実施される2020年4月から小学校5、6年生に外国語が正式な教科として導入されます。雑誌「世界」（岩波書店）2019年11月号において寺沢拓敬・関西学院大学社会学部准教授が十分な制度設計がなされないままの拙速な小学校での英語教科化の問題点を提起しています。

早期教育に効果があるのか、グローバル化に対応できるのかに疑問があるにもかかわらず、現政権が文科省や中央教育審議会の消極的意向を考慮せず、閣議決定したため、新学習指導要領に小学校での外国語の教科化を盛り込まざるを得なかったと政策決定過程を説明しています。

教科にあたっての問題点として、担当教員の増員など新たな財政措置を講ずることなく教科化が実施されると、現場が混乱をきたし、早期教育の実効性は損なわれます。

そこで、市として小学校での外国語の教科化に対しどのように取り組むつもりなのかをお聞きます。教科化の実施にあたり、外国語教員の配置はあるのでしょうか。それとも、学級担任に外国語の指導もゆだねるのでしょうか。5、6年生の担任ともなれば、過重な職務をかかえ、さらに外国語の指導もとなると5、6年生の担任を避けたいと思う人がふえてくるのではないのでしょうか。

そういう意向調査は行っているのでしょうか。

そのほか、市として何か独自の取り組みはあるのでしょうか、あればお答えください。外国語の教科化に際しては、担当教員の配置がぜひ必要と考えます。なんとか配置できるような財政措置ができないか伺います。

5

13番 山 崎 年 一 議員

質問方式：一問一答

#### 広島西医療センターを「再編・統合の議論が必要」とした病院名公表について

厚生労働省は9月26日、診療実績が乏しい、類似の施設が近接しているなどの理由で、全国の424の病院名を公表しました。本市では、広島西医療センターが該当しており住民に不安が広がっています。本市の受け止めと今後の取り組みなどを伺います。

6

2番 藤 川 和 弘 議員

質問方式：一括

#### 素通りのまちから立ち寄るまちに

広島・宮島から岩国または、岩国から広島・宮島に移動する旅行者は平成29年度岩国市観光客動態調査では、約150万人のうち多くの方が移動手段として、乗用車・2輪車で大竹市を通過していることがわかります。少しでも大竹市に立ち寄ってもらうためにどのような取り組みをしているのか、また、これからどのような取り組みをしていくのか伺います。



7

14番 日 域 究 議員

質問方式：一括

**栗谷町谷和地区から出されたソーラー発電所反対の陳情の扱いについて**

- ①大竹市には林地開発の許可権はなく森林法には縛られない。したがって大竹市民の命と財産を守るという市政の原点に立って、この陳情に対応できる立場であるが、いかがか。
- ②廿日市市大野嵐谷では許可権者から意見を求められて「なし」と回答。今の悲惨な状況を見た感想を。
- ③栗谷町谷和地区の地元は大反対であり、同意があった廿日市市大野嵐谷よりも条件が厳しい。稼働がおくれたら認定を失効させるとの報道もあり、ここでも未完成のまま開発が放置される懸念はないか。
- ④廿日市市大野嵐谷は計画外の物が持ち込まれた。チェックの為に立ち入りを要請する意思はないか。

8

3番 原 田 孝 徳 議員

質問方式：一括

**障害のあるお子さんの可能性を広げる、療育を選択できるまちづくり**

- 本市において放課後等デイサービスは不足していると考えがどうか。
- 障害のあるお子さん、そして親御さんにとっては、安心・安全が必要である。
- 安心とは、療育などの専門的なサービスを提供することができ、なおかつ、利用者に寄り添ってくれる事業所があるか。
- そして、安全とは、送迎に際してのリスクを最小限にとどめることのできる場所にそれはあるか。
- さらに、十分な環境が整っていないことで、わずかでも他市に人口が流出する可能性が危惧される。
- これらの観点から、本市における放課後等デイサービスの現状についての考えを聞かせていただきたい。

10時00分 開議

○議長（細川雅子） ここで、さきの台風19号で被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになった方々の御冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。皆様の御協力をお願いいたします。

○議会事務局長（田中宏幸） 黙禱。

〔黙禱〕

○議会事務局長（田中宏幸） 黙禱を終わります。御着席ください。

○議長（細川雅子） おはようございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議日程、一般質問通告表、会期決定、諸般の報告を議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 配付漏れなしと認めます。

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会で御提案させていただきます議案について申し上げますと、専決処分報告についてを初め、訴えの提起について、条例の制定・整理及び一部改正について、規約の変更について、指定管理者の指定について、令和元年度大竹市一般会計などの補正予算など、合わせて15案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきたいと存じます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（細川雅子） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、10番、和田芳弘議員、11番、網谷芳孝議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 会期決定について

○議長（細川雅子） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月17日までの15日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 一般質問

○議長（細川雅子） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためをお願いをしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも、登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は、質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来どおり、5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打いたしますので申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

9番、西村一啓議員。

〔9番 西村一啓議員 登壇〕

○9番（西村一啓） 皆さん、おはようございます。発言の機会をいただきまして、感謝しております。私は、このたびの第五次大竹市総合計画に基づく、住んでみたいまちづくりについての第五次総合計画の中での後期基本計画の第5章、心にゆとりを感じるまちについてお尋ねしたいと思います。

改めまして、心にゆとりを感じるまち、その中で特に本市の歴史的・文化的史跡等の活用の面からみた取り組み方法についてのお考えを、まずお尋ねしたいと思います。

現在、市民が暮らしている大竹市内には幾つもの歴史的な史跡や文化財が点在しています。本市の歴史、史跡、伝統文化等の活用、保存、展示等、あわせて町のPRや、また他市との連携についての計画や取り組みも、私はこれら史跡や文化財を展示している、見せる場所の設定等、以前にも一度関連の質問をさせていただきました。

今回は、これからの大竹市にとって、さきに示されました第五次総合計画の中で取り上げられています、市内の伝統文化、歴史、史跡等について、町なかの住民はもちろん、市外からの人々を呼び込む観光用としての活用方法についても、本市では今後どのようなお考えで取り組むのか。計画があるのか。さらには既存の施設や設備についての活用方法についてもお尋ねしたいと思います。

まず、明治維新後150年の月日が経過しております。薄れ行く記憶の中、最近では歴史ブームで隣の山口県では、四境の役にかかわる明治維新について、県を挙げて取り組んで

います。観光地として、歴史的な、萩市や山口市、下関市、柳井市、岩国市等は戊辰戦争にも深くかかわった関係で、観光客の訪問が多くなったと聞き及んでおります。

我がふるさと大竹市も、今日の明治維新後の日本の発展の歴史に幾らか寄与した点も幾つか見受けられます。こうした史跡や文化財について、市民はもとより、他市からの訪問客に見せる観光についての現地での案内表示や説明板の設置等、あるいはまた予算面もあるとは思いますが、少ない予算で作成して見せる観光ができるのならば、自然と来場者もふえ、市内の中小事業者の商売にもつながるものと考えられます。

また、文化的、歴史的な資料等を集めた展示場の設置はどの町にもつくられていますが、本市にはありません。ましてや歴史文化について詳しい学芸員も必要ではないでしょうか。

過去の経緯もあるかと思えます。隣の町には蜂ヶ峰総合公園に歴史資料館が設置され、学芸員も駐在していると聞いております。費用的にも大変で来訪者が来なければ無駄かもしれません。

しかしながら、歴史的な史実は将来に町の誕生と経緯と歴史についても説明できるものとして必要ではないでしょうか。特に本市には、西国街道を初め、その中にあります鳴川の石畳から一里塚跡、鉾の峠や、玖波の町にあります旧道の上の馬ためしの峠、角屋釣井の井戸や、卯建のあるすばらしい古くからの町並みも残っております。苦の坂を通じて、木野の渡し場には西国街道最後、芸州と長州の国境であります渡し場もあります。特に小方亀居城址については1,600年代、関ヶ原の合戦後、徳川の世になり、その功績のあった武将の1人、福島正則公が広島城の主となって防長の守りと監視する役目で小方に亀居城を築いたいわれがあります。

歴史的に重要な拠点でもある大竹市の自慢でもあり、誇りでもあります。この400年以上前に築城され、歴史的な城跡を、本市の観光の目玉として活用すれば、地域住民の要望でもあります小方駅の設置問題にも一役買える、歴史的・文化的施設として活用ができるのではないでしょう。さらには、苦の坂を越えて、木野の渡し場まで古来の道も、活用するには十分な歴史的文化的財とも見受けられます。

これらを取り込んで、大竹市の歴史的な西国街道、こういうマップを教育委員会で作成し、市の産業振興課で商業的な面を取り入れた考えでまちづくりに取り組んでいけばいかがでしょうか。また、民間団体等との連携で民間の活用など、幅広く歴史文化の継承、保存活用に利用すれば、民間と行政とが一体になって、まちおこしにもつながるものと考えられます。

これらを他の課も含めて、庁内でも取り組み方を連携しながら考えていくことをお伺いいたしまして、檀上での質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 教育長。

○教育長（小西啓二） おはようございます。それでは、西村議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の歴史的な文化財、史跡などを活用した取り組みへの考え方についてでございます。

教育委員会における考え方としましては、本市にある文化財を保存し、かつ、その活用

を図り、もって市民の文化の向上発展に資することを目的とした大竹市文化財保護条例を初め、住みたい、住んでよかったと感じるまちをまちづくりをテーマとした第五次大竹市総合計画をもとに、毎年度作成する教育委員会の事業方針に基づき、歴史、伝統文化に関する取り組みを行っているところでございます。

この事業方針は、基本目標を総合計画と同じく、笑顔・元気、かがやく大竹、大竹を愛する人づくり、心にゆとりと豊かさを感じるまちづくりの実現とし、その目標の実現のために芸術文化に親しみ、大竹らしさを育み、継承していく人づくりを取り組みの柱の一つとして位置づけており、歴史、伝統文化の保存・継承・活用のため、関係団体などと連携することや、和紙文化の保存・継承などの施策に取り組むこととしております。

今年度につきましては、大竹市歴史研究会と共催で歴史講演会や西国街道ウォークなどを開催するとともに、大竹市文化協会と連携した大竹市文化祭、芸能の祭典、書き初め大会の開催、また、和紙文化の保存・継承のため、おおたけ手すき和紙保存会による、手すき和紙の里の管理運営や各種イベントなどの事業を実施しているところでございます。

また、小学生を対象にした公民館講座などでは、和紙づくり体験や亀居城址の石垣の刻印の拓本体験といった体験学習を通じて、地域ゆかりの歴史や伝統文化に触れる機会を提供し、子供たちが本市の歴史や伝統文化への関心を高めることで、大竹を愛する人づくり、郷土愛の醸成につながる取り組みを行っております。

このような本市の歴史や伝統文化の保存・継承のための取り組みの一つとして、文化的、歴史的な資料を集めた博物館や資料館を建設してはどうかとの御提案もかねてよりいただいているところでございます。

現在、大竹市公共施設等総合管理計画の目標として定めた、公共施設の総延べ床面積を30年間で20%縮減に向けて、教育委員会を含め、市を挙げて取り組んでいるという状況にあり、今後の社会教育施設等の再編などについて課題がある中では、新たに博物館や資料館を設置することは優先順位としては低いと考えております。

しかしながら、本市の歴史や伝統文化について、市民の皆様あるいは市外から本市を訪れた方に対し、周知し、認識していただくことは大切な取り組みでございます。現状では、歴史や伝統文化に関する資料を保存・展示している郷土資料室が図書館2階にございますが、見せる施設として十分な環境にあるとは言いがたい状況でございます。本市を訪れた方に身近に見ていただけるように、例えば、JR大竹駅の整備に合わせて、歴史や伝統文化について情報発信できるかどうか、現在、関係課と協議、検討をしているところでございます。

なお、学芸員などの専門職員の設置につきましては、業務量などを勘案しますと、現在のところ設置する状況にないと考えております。

次に、2点目の史跡等の説明表示の整備などについてでございます。

市内には、市の重要文化財の史跡などにおいて、案内看板や説明看板を設置しておりますが、説明文が見にくい状態となっているものや、支柱がさびているもの、また内容が更新されていないものもございます。このような状況を少しでも改善しようと、昨年度に明治維新150年事業の一環として、西国街道の説明看板の更新などを行いました。

また、今年度は大竹市歴史研究会の御協力をいただき、玖波地区の西国街道の一部に案内看板を設置するとともに、ボランティアで清掃活動を行っていただいております。

教育委員会としましては、今後とも大竹市歴史研究会の御協力をいただきながら、計画的な看板の設置及び更新や新たなリーフレットの作成などを行い、本市の歴史や伝統文化のPRに努めてまいりたいと考えています。

最後に、3点目の本市の観光活用への利用についてでございます。

観光の視点からの歴史や伝統文化などの活用については、本市には亀居城址、西国街道、おおたけ手すき和紙の里など、観光資源としてのポテンシャルの高い史跡や歴史、伝統文化をPRできる場所や施設がございます。先般、開催いたしました西国街道ウォークにおきましても、市外から多くの方が参加されております。

また、昨年度に改修しました、おおたけ手すき和紙の里の今年度上半期の来所者数は、過去5年間のうち最も多かった平成29年度の年間来所者数の1.5倍にもなっております。北海道や東京などの遠方からもインターネット上の情報をごらんになり、興味を持たれた方が来所されております。

今後とも関係課や関係団体と連携しながら、本市の歴史、伝統文化などの魅力を市内外にしっかりと発信してまいりたいと考えております。

以上で、西村議員への答弁を終わります。

○議長（細川雅子） 西村議員。

○9番（西村一啓） 御答弁ありがとうございました。今言われるように、いろいろ気づいた点、また過去に取り組んできたことがあります。

最近では特に歴史ブームといいまして、全国いろいろなところがあります。国の国宝のお城にしても5城になってまいりましたが、そういうものの中で、特に亀居城ということについて改めて御質問をいたします。

亀居城云々でなしにですね、せつかく約400年前からあるこの大竹市の財産、亀居城址をもっと見せる状況はできないか。今さら城をつくれというわけにはまいらんとおもいますが、ただ見せるのは石垣を見せれば十分お城の形は想像できます。ましてや現在、桜が植えられておりますが、その桜も雑木に紛れ、本当に以前のお城山のような雰囲気ではありません。

それから、西国街道の一部であります苦の坂、これも本来であればウォークするには非常にきつい坂ではありますが、歴史的にはあそこに西国の大名、最近といいますか、明治の初めまではですね、国道2号線の役目を果たしたわけでございますので、そういうものをもっと活用すれば、大竹市にとっては整備費用はかかります。しかしながら、通行料を取るわけでもなく、またそこを歩くことによって市内外から訪問に来られる、見学に来られる人のために、実は木野地区には小学校跡地の駐車場があります。しかしながら、亀居城周辺の駐車場は十分とは言えません。ましてや玖波3丁目にあります、あの珍しい石畳、123個の石で22メートルの石畳の街道、これをもっと見せるものに活用する方法があれば、またお尋ねしたいと思います。

○議長（細川雅子） 教育長。

○**教育長（小西啓二）** ありがとうございます。大竹市の文化、そして歴史、子供たちもしっかりと今学んでいます。やはり子供たちには、このすばらしい文化・歴史については教育委員会としましても、しっかりとそのあたり環境を少しでも整え、学ばせていきたいと思っております。

先般ですね、子供たちの近郊サッカー大会が晴海公園のほうでございました。ちょうど行く機会がございまして、晴海から遠く亀居城公園をのぞくと、公園のシンボルである石垣が見えました。ただ、時期的にも今冬ということですから、きっとこれは今だから見える石垣かもしれません。夏場は鬱蒼としておりますので見えないかもしれませんが、私はその石垣を眺めながら、子供たちがボールを追いかけてサッカーを存分にプレイできているのも、やはりこれはこれまでの大竹の歴史が作り上げてきた、先人がつくってきた、生きてきたつながりのあかしだと思わせていただきました。そういう意味では、確実にですね、人と人がつながって時代を越えているんだなと考えさせていただきました。

これから子供たちが生きていく、ソサエティ5.0の時代。これはですね、変化の激しい不透明な時代だと言われております。だからこそ、やはりつながり、より大切にしなければならぬと考えております。

西村議員さんが言われる、やはり歴史・文化。これも人と人とのつながりでございます。そういう意味で実現というあたりでは、なかなかハードルは高いかもしれませんが、これからしっかり将来の子供たちのこと、つながりを考えながら取り組みのほうを進めてまいりたいと考えております。しっかりと大竹市の歴史、伝統、文化の魅力を次の時代、子供たちの世代に伝承、発信していかなければならぬと考えております。

以上でございます。

○**議長（細川雅子）** 西村議員。

○**9番（西村一啓）** ありがとうございます。

もう一つお尋ねをしたいと思うんですが、今まで述べられた基本方針に基づくお考え、あるいはまた取り組み方を言われました。現状では、郷土の歴史、伝統文化の継承に関する関心を持つ人もふえております。また、市内の民間の研究団体等によって文化財や郷土の歴史を学ぶ機会とする会も提供されております。

しかしながら、実現に向けての課題、これが先ほど申し上げました第五次大竹市総合計画の中で抽象的にはあります。当然、数字や期間は言われませんが、そういう中でですね、今後地域においてもどこでも同じ問題。これは高齢化と少子化の問題であります。自然に進む、そうした中で特に歴史、伝統、文化等を伝える人が減少しているのは事実でございます。そうした人が少なくなるのを知っていれば、当然、少しでも早くそういう歴史に関する資料、あるいはそういういろんな文書等の確保、そういうものを大竹市としては考えなくてはいけないのではないのでしょうか。特に、地域の伝統、文化、歴史等について詳しいひとの口述、そういう資料等を集め、これを総合市民会館においても展示し、見せる場は、立派な会館がなくてもできるのではないかと思います。ましてや戦後、昭和21年から大竹港、現在の、東栄地区にありますあこがれみなどには、全国の東南アジアのほうに戦争に赴かれた方が引き揚げてまいりました。その数は約40万人とも言われますが、そうし

た中の思いである、あのあこがれみなどにも、昭和24年ですか、私定かではありませんが、オーストラリア兵によるカラーフィルム記録が残っております。これもやはりレブリカにして、市民にもっと見せる。先ほど教育長が言われました、大竹駅の改築に伴い、大竹駅に大型スクリーンでも置いて、大竹市内が一望できるような歴史、文化の展示ができる。これは費用がかかるかもわかりませんが、町にとっては大きな観光資源であります。産業振興課がいろいろ市内の業者と連携してまちづくりに取り組んでおりますが、何せ観光の中で歴史が重んじられる町こそ、必ずや人が集まります。先ほど申しました萩市にしても山口市にしても、いろいろなものがあります。周辺では廿日市市宮島、広島市も含めてですが、そのはざまにある大竹市は、もっと現在残っている文化財を活用したまちづくりも1つの住みよいまちづくり、あるいはまた文化、そういう伝統に継承されとる住んでみたいまちづくりの1つの望みではないかと思えます。

そうした人のためにも、住みよいまちづくり、そして先ほど申しました、手すき和紙。全国でも岐阜県的美濃和紙と、それから高知県にあります土佐和紙と大竹市等がもうほとんど全国残ってない和紙づくりの産地であります。そうした文化的なものを、このたびは予算をかけて直しました。あそこも御承知のとおり、駐車場もかなり狭いといいますか十分ではありません。そうした環境整備も含めた、これからの本当のまちづくり。これが私は第五次大竹市総合計画にあるまちづくりの一環ではないかと思えます。わずかな中の1つをかいつままでの質問ではございますが、そうしたことについての取り組み方、そして年間の予算の捉え方、また展示場の、あるいは展示等の施設づくり、資料収集と公開等、改めてもう一度御質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長(細川雅子) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(柿本 剛) 大竹市の歴史や伝統文化を市民の皆様にお伝えすること、市内外に広くPRすることは、教育委員会としましても大切なことであると認識しております。

先ほど、教育長の答弁にもございましたように、具体的には、JR大竹駅の一角が活用できないか。あるいは各種案内看板の修繕、設置。あるいはパンフレットの作成、そういったことについてですね、今後検討していきたいと考えています。

また、現在、総合市民会館の入り口付近に電子看板を置いております。歴史研究会の皆さんがですね、市の文化財や歴史を紹介する映像を常時放送するといった取り組みもなされているところでございます。

教育委員会としましても、生涯学習の推進という役割を果たす中で、必要に応じて関係各課と協議しながら、大竹市の文化財の保存、活用、PRなどについて進めていければと考えております。いろいろと御提案をいただきました。今後、取り組みについて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長(細川雅子) 西村議員。

○9番(西村一啓) 課長さんの答弁いただきまして、取り組み方、そして、各担当部署とこうしたものを考える1つの連携の会議とか、そういうものもこれから考えていただきたい



と思います。

多々質問をさせていただきましたが、本市の取り組むべき計画や方法についての御答弁をいただきました。未来ある子供たちに伝え、残していくべき町の歴史、文化、伝統など、ふるさとを誇りに思う子育てに活用すること。これが将来の大竹市を担う子供たちへの我々市民、大人としての責務ではないかと思えます。大竹市の発展に向けた政策をより大切に考え、執行部の職員が一体となって、住んでみたい、住みたい大竹市を目指して取り組んでいってもらいたいことを切に要望いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続いて16番、山本孝三議員。

[16番 山本孝三議員 登壇]

○16番（山本孝三） くろがねを代表しまして、事前に通告をいたしております質問の順序に従ってお伺いいたしますので、御答弁よろしくお願いたします。

通告の基本的な項目については、皆さんの手元に配付されておる質問事項でございますが、その後、執行部との間でのヒアリングを行わせていただきました。その際、関連する諸問題についても付随する事項でありますので、このことについてこの場で質問をさせていただきますので答弁漏れがないようによろしくお願いたします。

それでは質問事項に入りますが、今、臨時国会では教員に対する変形労働時間制という法制化が審議されております。既に衆議院の文部科学委員会では、自民党、公明党の多数の賛成で委員会の可決がされましたが、今は参議院文部科学委員会で審議がされておる状況です。

既にこのことについては市長も教育長も御存じだと思うんですが、この法律が国会の状況から見るとですね、成立の運びになるということに可能性としては大いにあるわけですが、関係機関等からのこのことに関しての事前の意見の聴取とか、あるいは準備を進める上での指示ということがあったのでしょうか。あったなら教育委員会としても市長のほうでも、この問題については一定のお考えをお持ちだと思うのですが、その辺のことをまずお聞かせ願いたいと思うんです。

それで端的に1つここで伺っておきたいのが、教育委員会のほうでは日本教育新聞を購読されておりますか。それでこの日本教育新聞社が全国の教育委員会に対するアンケート調査をやったそうですね。このアンケート調査に大竹市がもし対応されているとしたらですね、どういうアンケートへの回答なりをなされたのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから関連して次の問題なんですが、いつかの機会に私は一般質問でも教職員の労働実態、極めて長時間労働で体を壊す、一人一人の教員に対する目がなかなか届かないということで、いじめとか、またそのことに伴っての自殺とか不幸な事件が相次ぎました。こうしたことを解決するには、教職員の過重な勤務を軽減して、一人一人の子供たちに目の届く、そういう教育現場にすべきだと。そのためにも大竹市として人事権はないにしても、できるだけ手を差し伸べるべきだということを申し上げてまいりました。

それで今、教員の勤務時間、労働時間の実態はどうなっておりますか。具体的な把握を

されておると思うのですが、もし把握をされていないとすれば、これは大変な問題だと思うんですね。だからそのところをまず明らかにしてもらいたいと思うんです。

その中であわせてお伺いするんですが、有給休暇というのがありますね。どこの職場でも、企業、教員にしても。この教員の有給休暇の利用状況はどういう状況になっております。

それからこれに関連して、さきの議会でも質問させていただきましたが、教員給与特別措置法、一律に4%の給与の割り増しをするということのもとの長時間労働、過重な勤務時間、これが蔓延しておると指摘をされとるわけですが、今回の教員変形労働時間制の法制化にあわせて、この教員給与特別措置法なるものは基本的にどういう扱いになったのでしょうか。また、この教員給与特別措置法そのものが、今触れましたように教職員の勤務実態を過酷なものにして長時間労働を余儀なくするものになっている、という指摘があるわけですが、どうお考えなのか。教育委員会あるいは市長のコメントがあれば説明なり見解なり、お願いしたいと思います。

それから関連して、学童保育についてもさきの議会で私なりの意見を述べましたが、この学童保育も今回の教員の問題とあわせて、教育にかかわる重要な分野であるわけですから、あわせてお伺いするわけですが、これまでの学童保育については1クラスに2人の職員を配置して教育の一環としての学童保育を進めるということになっておりましたが、これが1人でもいいんだというふうなことに変わると、こういう話が出たときに私は、そうではなくて現状を維持して市としても行き届いた教育の一環としての対応ができるようにすべきだということを申し上げました。その際に教育委員会のほうでは、後退をしないように現状維持を崩さないという答弁をさせていただいたように私は記憶しているのですが、そういうことからすれば、この学童保育についても改めて教育委員会の今の実態、これからどうなるかということも含めた御見解なり取り組みについてお伺いいたします。

それから最後の問題ですが、教育行政にかかわって、臨時・非常勤職員の数がですね、70名を超えるという、これは大変な問題だと思うんですね。当然、経験を持ち、能力もあり、そうした人を配置するのが基本だと思うのですが、現在の大竹市の臨時・非常勤職員の配置数は社会教育を含めて、教育分野が最多なんです。70名を超えるという実態、これは大きな問題ではありませんか。

そこで、この臨時・非常勤として教育各分野に配置されている職場ですね。どういうところに何人おられるのか。それでもう一つ大事なのは、大竹市が市長の裁量権、教育委員会の教育充実のために市として負担しなければならぬけれども、財政の困難な状況にもかかわらず、この分野に大竹市として独自に財源措置をとっておるということがあれば、そのことも含めてお聞かせ願いたいと思います。

登壇をしての教育に関する質問は以上ですが、答弁よろしく申し上げます。

次の問題ですが、広島西医療センターが全国424の公立・公的病院の統廃合の対象に含まれて、せんだって岡山市内で意見交換会があったようですが、私はこの広島西医療センターの生い立ちから今日まで、医療機関としてどれだけ地域の皆さんの命と健康を守るために大きな役割を果たしたか。

そのことを踏まえて、ぜひとも統廃合ではなくて、さらなる維持充実を図るために、大竹市としては関係自治体と連携して取り組んでほしいという立場でお伺いするんですが、市長も御承知だと思うのですが、歴史的に今日までの経過を見ればですね、昭和20年11月に、これはもう70年以上前の話なんですが、呉海軍病院が大竹潜水学校跡に移転をして、保護院大竹病院となったと。その年の12月、厚生省国立大竹病院として発足したと。昭和33年2月に国立大竹病院200床を維持しながら現在の420床に充実してきたと。平成17年7月、これまで国立大竹病院でありましたが、国の統廃合のその時期にも対象になって、国立療養所原病院というのがありましたが、そこから障害者の医療を受け持って、その他については西条の国立病院に移るということが国のほうから示されました。当時、厚生大臣であった灘尾代議士のところに私も陳情に先輩議員とともに伺いまして、大竹市民としても、また行政としても議会としても、切なる願いを訴えまして、それで統廃合ではなくて独立行政法人として残すということになったんです。それから今日まで、広島西医療センターは当時の合併前の廿日市市、宮島町、大野町、大竹市、和木町、美和町、こういった関係市町村と連携しながら支えてきた歴史がございます。

今、この国立病院で診療されている診療科目というのは相当数ありますよね。残念ながら、産婦人科はなくなりましたが。ですから、製造業に従事する方に対する労働災害や、今では岩国基地強化による米軍機の事故も心配されておりますけれども、こういう災害要素を持つ大竹市が、広島西医療センターを統廃合されてなくなるというようなことを許してはならないと思うんですね。私はぜひ、そういった立場から広島西医療センターの維持存続、充実のために、市長を初め、議会を挙げて取り組むべき課題だと考えております。

それで先ほど触れましたような関係地域との連携で、現在、広島西医療センターの地域医療支援病院運営委員会というのが設置されております。ここには佐伯地区医師会、西部保健所、厚生連広島総合病院、医療法人大野浦病院、廿日市市福祉保健部、佐伯歯科医師会廿日市市支部、廿日市市薬剤師会、廿日市市消防本部、こういった関係各組織も参加して、広島西医療センターの維持、さらなる充実のための協力を歴史的にもしてきておるし、現在もそういった立場での取り組みをしておるわけですから、ぜひ大竹市がその中心になって、市長を初め、議会ともども統廃合にならないように、広島西医療センターの維持充実のために取り組むべきだということを重ねて申し上げまして、これからの大竹市としての取り組みについてどうお考えなのか、市長の思いなり、具体策についてお聞かせ願いたいと思います。

登壇をしての質問は以上で終わります。よろしく申し上げます。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市民の皆さんが大変驚かれた広島西医療センターの件につきまして御質問いただきました。ありがとうございます。

それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

1点目の教員の変形労働時間制については、後ほど教育長が答弁いたします。

公立・公的病院の再編・統合リストが、本年9月26日、厚生労働省から唐突に公表され

ました。背景といたしまして、2025年には団塊の世代の方々が全て75歳以上となり、国民の3人に1人が65歳以上に、5人に1人が75歳以上になると推計されており、現在の医療・介護サービスの提供体制のままでは十分な対応ができないと見込まれております。

このため、地域医療構想では限られた医療資源を効果的に活用するため、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築することが求められています。

しかしながら、全国的に急性期、いわゆる一般の病床が過剰とされている中で、再編の議論がなかなか進まず、まず公立・公的病院が率先して見直しを始めるべきということから今回の公表に至ったようでございます。

厚生労働省が公表した内容は、がんや心疾患などの9項目の診療実績を調査し、全項目で実績が低い、または6項目について車で20分以内に実績の似た病院があるのいずれかに該当する病院を選定したものでございます。

対象とされた広島西医療センターは、急性期病床が200床ありますが、高度急性期病床と急性期病床が合わせて561床あるJ A広島総合病院と、車で20分以内の距離にあるとされました。あくまで厚生労働省が設定した基準によって機械的に選定した、現段階での結果と認識しています。

広島西医療センターは、本市の急性期医療の基幹病院というだけではなく、地域医療支援病院、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、救急告知病院等の指定を受けており、また、在宅療養後方支援病院という役割も担っています。大竹市民にとってはもちろんのこと、周辺を含む地域全体としましても、極めて重要で欠くことのできない病院です。

超高齢社会を迎え、医療需要の拡大が見込まれる中で、それに対応した医療体制を構築するためには効率的な配置を求めていくことも必要な視点ではありますが、地域の実情を踏まえ、そこに暮らす方々の安心を確保していくことが何よりも重要であると考えます。

今後、大竹市と廿日市市を圏域とする広島西地域医療構想調整会議において、2025年のあるべき姿に向けて、期待される機能と病床数を再検証していくこととなります。今回、公表された分析だけでは判断できない診療領域や地域の実情について議論する中で、広島西医療センターは、大竹市の医療提供体制のために必要不可欠であるということを強く主張してまいりたいと考えています。

以上で山本議員への答弁を終わります。

○議長（細川雅子） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、山本議員の教員の変形労働時間制についての御質問にお答えをいたします。

変形労働時間制は、学校における働き方改革を推進するための総合的な方策の一環として、現在行われている国会において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正し、導入を検討されている制度でございます。

変形労働時間制は1年単位で労働時間を調整する仕組みで、教員の繁忙期の勤務時間を延長するかわりに、夏休みの時期等の勤務時間を短くするものです。導入については各地方公共団体の判断において行うものとなっております。

現在、国会において審議中であり、文部科学省及び広島県教育委員会から関係の通知等

はございませんので、見解をこの場で申し上げることは難しいところですが、法令等を遵守しながら今後の運用の仕方を検討していきたいと考えております。

教育委員会としましては、国会の今後の動向を注視していくことはもちろんですが、やはりまず行うべきは、学校における働き方改革を推進するための取り組みであると考えております。本年6月28日に学校における働き方改革取組方針を策定し、現状の勤務時間の中で業務改善を行い、時間外勤務が月80時間を超える教員がゼロ人になることを目指して取り組んでいるところでございます。

しかし、4月から7月までの調査では、大竹市内小中学校の教員の約15%は時間外勤務が月80時間を越えております。そこで、事務的な業務の軽減、支援員等の人的支援といった従来の取り組みに加え、11月からは緊急時を除き、18時30分以降の電話を控えるよう保護者をお願いをしたり、市内全ての小学校で行っていた3泊4日の山・海・島体験活動を来年度は2泊3日に短縮したりするなど、さらなる取り組みを進めております。

続きまして、放課後児童クラブ支援員についてです。

さきに、国会において成立した、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第9次地方分権一括法において、児童福祉法並びに放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、令和2年4月から施行されることになっております。

これは、放課後児童クラブの職員である放課後児童支援員の配置基準について、従うべき基準から参酌すべき基準となり、各放課後児童クラブのクラスごとに2名以上の職員を配置すべきところ、地域の実情に応じて、市町村の判断で条例に規定することにより1名の配置も可能とするものでございます。

現在、本市においては国の基準に沿って、1クラス2名から4名の職員を配置しております。

今回の国の基準変更に伴う本市の対応としましては、今後も、児童及び保護者が安全に安心して利用できる事業として、1クラス2名以上の配置は必要と考えており、条例を改正して基準を緩和することは現時点では考えておりません。

続きまして、教育委員会に所属する臨時職員等について御説明いたします。

平成31年4月1日現在の現状でございますが、まず、総務学事課に在籍する嘱託職員は2名、臨時職員は24名です。嘱託職員2名は大竹市こども相談室の相談員でございます。臨時職員のうち、教育委員会事務局及び給食センターには事務員2名、学校保健業務を行う事務員1名、管理栄養士1名を配置しております。学校現場においては、学級支援員11名、特別支援教育支援員7名、読書活動推進員2名を配置しております。

嘱託職員及び臨時職員については、財政措置はございません。一部、再編交付金を基金に積み立て活用しております。

次に、生涯学習課に在籍する嘱託職員は2名、臨時職員は47名でございます。嘱託職員2名は社会教育指導員と図書館長でございます。臨時職員のうち、総合市民会館・大竹会館・栄公民館には事務員12名、図書館には司書及び事務員として6名、海の家あたた管理人として3名を配置させていただいております。放課後児童クラブにおいては、市内3ク

ラブに計26名の指導員を配置しております。このうち、放課後児童クラブの人件費等については、子ども・子育て支援交付金の対象となっており、国・件からそれぞれ3分の1の財源措置がございます。

その他の嘱託職員及び臨時職員については、財源措置はなく、全て市費を充てております。

来年度の予算措置状況については、まだ決定していないため、この場では申し上げることはできませんが、会計年度任用職員の任用形態等を遵守して予算額を積算してまいりたいと考えております。

また、日本教育新聞のアンケート、そして教職員の年次有給休暇の取得の状況等については、後ほど課長のほうからお答えさせていただきます。

以上で、山本議員への御答弁を終わります。

○議長（細川雅子） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聰） それでは、日本教育新聞を購読しているかということでございますけれども、してはおりません。当然、そういったアンケートにもこちらとしては回答しておりません。また、図書館のほうにも配備ということはないということでございます。

それから教員の年次有給休暇の取得状況ということですが。

年次有給休暇、それから特別休暇等でございます。年次有給休暇のほうは事由は特には問われておりませんが、特別休暇のほうはそれぞれ特別の事情によって、教職員が申請をして校長のほうで許可をするというようなことになっております。

実際にどのように取っているかという状況ですけれども、学校の種類によっても違いがあります。小学校のほうは、どちらかといえば学級担任をしていけば、なかなか子供がいるので取りにくいという状況もあったり、中学校のほうは教科担任制でありますので、1日丸々というわけではありませんけれども、自分が授業をする時間以外は取れるというような、比較的取りやすいところがございます。

より取りやすくするためにということですが、例えば夏季休業中、これは教育委員会のほうで夏季一斉閉庁ということで、いわゆるお盆の期間、本年度でいえば8月13日から15日の間、閉庁しますよと。何かあれば教育委員会に連絡くださいというように保護者にも通知をしております。ここで随分、夏季厚生計画とか、あるいは特別休暇の夏季休暇も含めて年次有給休暇も取りやすいという声を聞いております。

それから先ほど教育長の答弁にもありましたように、来年度からは小学校5年生の野外活動3泊4日を2泊3日に縮小するということがあります。

それから部活動については、部活の方針を教育委員会としても出しております。通常、活動時間を平日は2時間、週休日については3時間以内というようなことにしております。長期休業中もそれに準じますが、ある程度オフシーズンを設けるようにしています。例えば、一週間とかですね、何もしない時期を設けるとしておりますので、そこでふだん取りにくい年次有給休暇を入れていくことも可能と考えております。

その他、指定研修とか市教員の主催研修、あるいは学校の長期休業中の研修、このあた

りも減少するように話をしております。

実際に年次有給休暇の取得状況ですけれども、小学校につきましては、管理職は平均大体7日程度、その他の教職員は1年間14日程度。中学校につきましては、管理職が5日程度、その他教職員が13日程度と、平均でいうとそのようになっております。一応、1年間20日割り当てられて、またその後取れなかったのが繰り越して、最大全部繰り越すと40日というようなことがありますけれども、これが実態ですので全てが取り切れていないというような状況で先ほどのような取り組みをしております。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） まだ今の話では教員の変形労働時間制については、法律の内容も関係機関からの指示もないので、ようわからないという話でしたが、新聞紙上、テレビではね、国会での質疑の内容なり、参考人招致における参考人の方の意見陳述なり、これは相当量報道しておるとい実態があります。そういうことに関して、恐らく現場の教員の皆さんも、また教育委員会としての日ごろのね、業務をなさっておる職員の皆さんも無関心じゃない思うんですね。それで私は少なくとも国のほうがこういった制度を法制化する前にね、地方の教育委員会なり、教職員の皆さんの意見を参考に、法制化に当たっての取り組みをされるのが筋だと思うのですが、そういうことは一切ないわけやね。

それでね、私があれこれ言うつもりじゃないんですが、OECDの調査で日本の教員勤務時間が加盟国の中で最長である。これは加盟国が36ヶ国ある。その中でね、日本は小学校で一週間当たりの勤務時間が54.4時間。少ないトルコでは31.7時間。それから中学校では日本は56時間、イタリアでは30時間。こういう数字が読売新聞に載ってある。中国新聞にも同じようなことが載ってました。だからその先ほど登壇した際にお聞きしましたが、今の大竹市のね、教員の皆さんの労働時間、実態を把握しておられるかどうかということがね、わしは大事なことだと思うんですよ。これは前回の質問のときにも、そのことは重々実態把握から物事をどうするか。ということになるのでね。実態把握はどうでしょうかということをお尋ねしたんですが、そのときには私の記憶では失礼ですが実態把握はしてないが、勤務時間の削減についてはいろいろ工夫はしているというお話でしたね。先ほども課長がおっしゃるような野外活動については、3泊4日のところを2泊3日にするとかいうふうな工夫なりしながら、教員の負担を軽減する努力はされておるようですが、しかし、日々の勤務時間なり、どういうことになるとかということをもっと明らかにするということから改善に向けてのスタートになると思うんです。それがまだ教育委員会としてはあれですか、こうですよという説明になるようなところまではされておらんのですか。

要は、衆議院の文部科学委員会の質疑なりね、現在、参議院で審議されておる過程では、国のほうが示しておるんですよ。実態についてはこうだと、国のほうが予想でそんな数字を国会で示すことはないでしょう。全国の都道府県を通じて、地方の教育委員会の把握されておる教職員の労働実態の集約が国会でも説明なり、参考資料として提示されるんですよ。だから大竹市がその辺についてはようわからんという話がどうもわしは納得できないのでね。わかれば聞かせてもらいたいんですが。

せんだってのね、参議院での文部科学委員会で、議員のほうから質問されたことに答えてね、文部科学省の初等中等教育局長は週55時間以上の勤務をしている教員が小学校で57.8%、中学校では74.2%に上ると。これが2016年の勤務実態調査の結果ですと、こういう答弁しとる。この数字はあれでしょう。初等中等教育局長が勝手につくった数字じゃないと思うんですよね。だから、大竹市の教育委員会としても実態については把握しておられるのですか。しておられるんでしょう。それを明らかにして、担当される皆さんのほうも、議会側もあわせ、国に対して要望すべきは要望するということになるべきだと思うんですね。

せんだってもあれでしょう。これは廿日市の連合広島大竹・廿日市地域協議会議長と広島県教職員組合大竹廿日市支区支区委員長より、少人数学級の推進など定数の改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を柱にした意見書を関係機関に提出してくれという請願が出ましたよね。これについても議会は、全員一致で可決し、提出したんですよ。その要望、意見書の中にOECD加盟国の中で、教育費について日本が最下位だと。恥ずかしい限りだと。経済大国世界で2位じゃ、3位じゃいうけれども、こういう実態を改善して、一人一人の子供に目が届くような教職員のゆとりある仕事を保障してもらいたいというのが、この意見書の趣旨なんです。これは大竹市議会も9月定例会で全員一致で賛成して、関係機関にこの意見書を提出したんですよ。こういうのを毎年のようにやるんです。

5年か6年前だったと思うんですよね。国会で少人数学級については与野党問わずね、全会一致で決議しとんですよ。それはね、2年か3年実施に向けての努力をして、少しは小学校については少人数学級に向けて前進したんです。その後ね、前進してないんですよ。だからさっき言うような実態になっているという。これさぼっとるのは自民党、公明党なんです。国会で多数を握っとるんだからね、与野党問わず全会一致で国会で決議してよ、それを途中で中断していると。そういう責任が国にもあるわけですから、そういうことも踏まえて、この変形労働時間制の、教員給与特別措置法に基づく問題をね、お互いに認識しながら改善に向けての取り組みをどうするかということが、今、問われとると思うんですよ。だから教育長にしても市長にしても、教育にかかわっては先ほど社会教育の分野でも、市が単独で人員配置をするという努力をされとるということは大いに私も認めるし、市民の皆さん、行政ともその恩恵を受けておると思うんですけど、しかし教育というのは国の責任が資本ですから、国がそういう方向でさらなる努力をするような声を上げるべきだと思うんですよね。そういったことで、法律そのものの内容をまだ周知されとらんとか、指示がないとかということもあるでしょうが、思いなり、聞かせてもらいたいと思うんですが。

○議長（細川雅子） 教育長。

○教育長（小西啓二） いろいろと御意見をいただきまして、ありがとうございます。

まず最初の御質問ございました、大竹市内の教職員の勤務時間についてはですね、私も教育委員会には管理主事がおりますので、学校訪問の際には、今各校の勤務時間についての把握、または時間外、先ほども御説明しましたけれども、そのあたりの把握は行っております。そのデータ等は毎学期に教育委員会のほうに提出し、当然、多ければこちらサ



イドも学校長のほうに指導をしてまいるという形では行っております。

議員さんが言われたように、本当に国際的に見て日本の教員は非常に働いていると。私も働いてきましたけれども、数字を言われてそう思いました。これも国のため、当然自分自身のためもございます。大竹市に置きかえれば、大竹市の将来のために教職員がしっかりと子供を育てているというふうに私は理解をしているんですけども、しかし、そうは言いましてもやはり働き過ぎだなど。

今、働き方改革ということで進めておりますので、まず私どもは、この働き方改革を今後より推進していかなくてはならないと考えております。

やはり教員が元気でなくては子供たちにしっかりとした教育効果というのは見ることはできないと私は思っております。教師が疲れていけば、これは決して子供のためにはなりません。そういう学校における働き方改革の目的をですね、やはり教育委員会は各学校へしっかりと知らせ、啓発活動をしてまいらないといけないように思っております。

先ほども申し上げましたけれども、これから子供たちが生きていく時代という、ソサエティ5.0というふうに教育界の中でも言ってますけれども、非常に変化の激しい時代、その中の子供たちは生きていかななくてはならない。そういう意味では、やはり教師は本分である教科指導や、学習指導をしっかりとやっていく必要があるのかなと思っております。

確かにこれまでは他のいろんなこともやっておりました。そのあたりはやはり教育委員会が整理をし、これは教師がやる仕事、これは教育委員会がやる仕事、ひょっとしたらこれは地域にお願いをすること、ということも出てくるんじゃないかなと思いますが、そのあたりを整理しながら、やはり最終的には子供たちの成長ということを考えてまいりたいと思っております。そういう実践が大竹市の地でできるよう、教育委員会これからも頑張りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） それで参考までに述べておきたいんですがね、これは11月26日の参議院文教科学委員会で萩生田光一文科大臣が、議論の中で仮にこの教員変形労働時間制が導入されても順守されない場合は制度を取りやめる。こういう答弁をされたそうです。いや、それぐらいこの問題がね、深刻やということなんですよ。

それでこれは28日ですから、26日の2日後に参議院の文部科学委員会に参考人としてね、郡司隆文、全日本教職員連盟委員長、西村祐二、岐阜県公立高校教諭、東川勝哉、日本PTA全国協議会顧問、相原康伸、日本労働組合総連合会事務局長、こういう方が参考人として参議院の文部科学委員会に呼ばれて意見を述べられると。これは議員からの質問に対する回答、意見ですね。それでこの4人のうち3人の参考人は変形労働時間制は総労働時間削減のための優先課題ではないと表明した。そして、岐阜県公立高校教諭の西村さんは、変形労働時間制について大多数の教員は望んでいない。教職の魅力を向上させるものにもならない。ということ述べられたそうです。それから、日本労働組合総連合会事務局長の相原さんは、制度導入には高度な勤務時間管理が必要であり、現状、導入は困難だと批判的な意見を述べられると。それから、全日本教職員連盟委員長の郡司さんは、同制

度の変形労働時間制の導入でね、むしろ管理職の業務負担がふえる。こういう批判的な意見、特に西村さんは学習指導要領が20年前、10年前、今と比べてみると、再びふえている。この削減も必要だ。ということ指摘されたそうですが、私も学習指導要領については不勉強なので、この場ではこれ以上言えませんが、人生をかけて人の人生に向き合うことが教職の魅力だ。そのために私生活を充実させることが大切だと強調し、この法案については多くの皆さんの声を聞くべきだと。こういうふうに述べておられるそうです。

だからむしろ現場の皆さんの声を上げる、直接教育に携わる教育委員会の意見を上げるというね、もう一步踏み込んだ積極性を発揮してほしいということを私は思うのですが、上から言われたことをね、しゃくし定規にやるということではなくて、大いに現場の皆さんの声なり実態を踏まえたね、そういう取り組みを追求しながら、地方からの声を上げていくという努力をぜひお願いしたいと思います。

それから時間が迫ってきましたので、一言。広島西医療センターのことなんですがね、今、広島西医療センターも一般質問の最初に登壇してお話しましたように、大竹市の広島西医療センターの位置からしたらね、先ほど救急患者を運ぶにしても通院するにしても、廿日市市のJA広島総合病院まで、車で20分なら行けるとかということが基準になつてくるようですが、誰がそんな実態を調査したんですか。20分で行けますか。救急車でも行けませんよ、20分。岩国に行くんでも20分じゃ行けませんよ。5分、10分を争うような救急患者が出たときにね、そんな実態にそぐわんようなことを基準にして、広島西医療センターの統廃合に道を開くようなことをね、上のほうがよう言う思うがね、そんな基準を決めて。私も今、廿日市市や広島市佐伯区の医療機関に行くことがたびたびありますが、JA広島総合病院へ着くのに30分かかる。それ以上はかかることになりましたよ。宮島の、競艇が開催されているときの渋滞やら。そういう実態を踏まえてね、岩国市もそうでしょう。新港のどこから、かなりあのあたりは渋滞が続くし、それからJRの跨線橋を越えてね、駅前通りの交差点まで行く間にすごい渋滞するんだから。救急病院行くのに20分やそこらで行かれやせんのかから。私も岩国市の救急病院にお世話になったことがあります。だからそういう実態に合わんようなことで、20分ならそのことを1つ基準にするじゃあいうようなことをね、基準にすべきじゃないと思うんですね。そのことも踏まえて、一つ市長のおっしゃるように広島西医療センターの維持、存続、充実のために努力するというのを大いに私も期待をさせていただいて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続いて、7番、賀屋幸治議員。

〔7番 賀屋幸治議員 登壇〕

○7番（賀屋幸治） 7番、新和会の賀屋幸治でございます。9月の改選により、新たに児玉朋也議員、藤川和弘議員とともに新和会という会派を結成いたしましたので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、通告書に沿って1点目の中学生以下のインフルエンザ予防接種費用の助成制度についての質問をさせていただきます。

いよいよ冬本番を迎えようとしています。きょうも寒い日でございますが、寒くなると気をつけないといけないのが風邪をひかないようにすることでございます。されとて、気

をつけていても高齢者や乳幼児、また基礎疾患のある人がインフルエンザに感染すれば、高熱やのどの痛みなど、風邪の症状が悪化して合併症を引き起こすこともあり、重症化すれば命にかかわるおそれがあります。

広島県感染症・疾病管理センターが発令した、インフルエンザ警報等の発令状況によると、ことしはこのインフルエンザは流行時期が例年より約1カ月早く流行が始まり、11月22日には注意報が発令されております。

インフルエンザの予防方法としては、外出時にはマスクを着用し、なるべく人ごみを避ける。また、外出後は石けんによる手洗いとうがい、睡眠をしっかりととり、バランスのよい食事をとる。室内は加湿器などで50%から60%の湿度を保つなどの対策が奨励されております。

しかし、インフルエンザは一旦流行が始まると、短期間に多くの人に感染が広がります。現在、大竹市ではインフルエンザ対策として大竹市に住民票がある65歳以上の高齢者の方と60歳以上65歳未満の方で身体障害者手帳1級程度の内部障害がある方については、インフルエンザ予防接種が1,500円の個人負担で受けることができます。

しかし、それ以外の方は全て自己負担で予防接種を受けなくてはなりません。自由診療なので保険適用外となり、医療機関によって異なりますが、通常1回当たり4,000円以上の料金が必要で、子育て世代にとっては大きな負担になっています。

広島市のホームページにインフルエンザ最新情報が掲載されており、その中に昨シーズンの年齢階層別報告状況があります。それによると患者数の内訳は4歳以下が全体の23%、5歳から9歳が39%、10歳から14歳が17%、15歳から19歳が2%、20歳以上が19%となっており、トータル的には14歳以下の子供が全体の79%を占めていると報告されております。この割合が大竹市とどの程度整合するかはわかりませんが、年少者がかかりやすい傾向にあると思われまます。

年少者がインフルエンザに感染すると、小中学校や保育所などの集団感染につながり、学級閉鎖や場合によっては臨時休校など、大きな影響が懸念されます。大竹市でも既に玖波小学校で学級閉鎖があったと聞いております。保護者にとって、お子さんが完治するまで通院治療に時間をとられて、場合によっては保護者も感染いたします。

そこで、インフルエンザ予防対策として、中学生以下の年少者を対象に予防接種を受けやすくするために、接種費用の助成制度を新たに設けて、子育て世代の負担を軽減することを提案したいと思います。

近隣の自治体では、広島市と廿日市市は大竹市と同様の扱いでございます。しかし、岩国市では、こどもインフルエンザ予防接種助成事業として、15歳以下を対象に1回当たり2,500円を助成しております。また、和木町も、中学3年生と高校3年生に該当する年齢の方を対象に、予防接種の費用の助成が受けられる制度がありました。

財源としては、岩国市は特定防衛施設周辺整備調整交付金が充てられており、和木町では米軍再編交付金が充てられております。

大竹市においても同様の制度をぜひとも導入していただきますよう、よろしく願いいたします。

続いて、2点目の大竹中学校のプール更新について伺います。

平成30年6月に定例会において陳情採択された、大竹中学校の既存プール施設の撤去及び生命尊重の碑（仮称）の設置を求める陳情において、当時の陳情審査の中で設備の故障が原因で平成17年度以来使用されていないプールの扱いについては、これまで市内小中学校の耐震化を優先してきたため、結論が先送りになっていたが、平成28年度末の玖波小学校完成によりひと段落した。小方学園、玖波中学校以外のプール施設は昭和40年代建設で老朽化しており、更新に当たっては財源の確保が課題であり、今後、事業計画が必要となる、隣接の大竹小学校のプール施設も老朽化しているため、一体的な整備の可能性も今後検討していく必要があるとの見解が教育委員会から示されました。

また、教育委員会としても水泳の重要性とプールの必要性は十分認識しているとのことであり、陳情者も早急な取り組みを期待していることと思います。

この件につきましては、10月の決算特別委員会において、その後の取り組み状況について同様の質疑で確認させていただいているところではありますが、改めて一般質問の機会を得て再確認をいたしたいと思います。

大竹中学校のプールの撤去や建てかえ等について、現在どのように検討されて進捗されていますか。現状についてお答えください。

以上、壇上での質問を終わります。御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（細川雅子） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

なお、再開は13時を予定しております。賀屋議員に対する答弁からお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時50分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長所用のため、暫時、副議長において議事を運営いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、先ほどの一般質問を再開いたします。

賀屋議員の質問に対する御答弁からお願いいたします。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 児童生徒の皆さん方、そして保護者の皆様方が大変興味を持たれる問題につきまして御質問いただきました。ありがとうございます。

それでは、賀屋議員の御質問にお答えいたします。

2点目の大竹中学校プール更新につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

1点目の中学生以下のインフルエンザ予防接種費用の助成制度についてでございます。

御質問のとおり、ことしは例年よりインフルエンザの流行時期が早まっており、11月22日には、県内にインフルエンザ注意報が発令されました。これは、昨年と比べて5週間程度早くなっています。

これからますます寒く乾燥が続く時期になりますので、感染予防対策を徹底していく必

要があります。

インフルエンザの予防には、一般的に手洗いの徹底や予防接種が挙げられ、市広報やホームページ等により感染予防の啓発を行っているところです。

また、予防接種については、その効果についてさまざまな研究がされており、特に、インフルエンザが発病することで重症化を招く危険性の高い高齢者につきましては、82%以上の死亡阻止効果があると厚生労働省から報告されております。こうした重症化予防の観点から、高齢者向けの予防接種は予防接種法において市町村で行う必要がある定期予防接種として位置づけられており、本市でも65歳以上の方に年1回の定期予防接種に対し助成を実施しております。

一方、若年層の予防接種の状況は、議員から御指摘がありましたとおり、幼児から中学生までの方が任意でインフルエンザ予防接種を受ける場合、13歳未満は2回の接種が推奨されることもあり、またそうした子供が複数いる世帯にとっては経済的な負担があると思われれます。

しかし、年によって流行するウイルスの型が異なることから、インフルエンザの予防接種には感染を完全に阻止する効果はないと言われております。高齢者に比べ、若年層の方は重症化の危険性が比較的低いことから、予防接種法において若年層の定期予防接種は位置づけられておりません。

また、令和2年10月以降、乳児へのロタウイルスワクチンが定期予防接種に加わります。さらに令和3年度には、年間を通じてロタウイルスワクチンの定期予防接種が始まりますので、事業に係る費用は今後増大することが予想されます。

このような情勢も鑑み、市としましては引き続き情報収集に努めてまいりますが、現在のところ、中学生以下のインフルエンザ予防接種費用を市独自で助成することは難しい状況と考えております。

以上で、賀屋議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、賀屋議員の大竹中学校プール更新についての御質問にお答えいたします。

大竹中学校のプール施設につきましては、設備の故障により平成17年度から使用できない状況が続いております。当時から新たなプール施設の整備等の速やかな対応が望ましいという認識はあったものの、校舎等の耐震対策を優先して実施する必要があったことから対応ができておりませんでした。

中学校学習指導要領では、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合には、これを扱わないことができるとされております。しかし、教育委員会としましては可能な限り、どの学校でも同じような学習環境を整えることが大事であると考えており、これまで優先して進めてきた校舎等の耐震対策を終えたことから、大竹中学校でも他の中学校と同様に水泳の指導を行うことができる環境の整備を次の大きな課題として位置づけております。

昨年の6月定例会で採択された陳情に対しましては、大竹中学校のプール施設を撤去す

るための財源の確保に向けては、具体的な事業計画が必要になりますが、隣接する大竹小学校のプール移設が老朽化していることもあり、大竹小学校との一体的な整備に向けた可能性も含め、今後検討していきたいと考えていますと回答をしております。これはプール施設を解体し、撤去するだけでなく、跡地をどのように活用するかについても、小学校と中学校で共同利用できるプール施設の整備計画を検討する中で考えていきたいという趣旨でございます。

その後、教育委員会では大竹中学校及び隣接する大竹小学校のプール施設の一体的な整備について、幾つかの案を持って検討してまいりました。今年度は整備する場所や児童・生徒が移動する際の安全確保対策などに関する協議を大竹中学校、大竹小学校、関係各課と行い、教育委員会としての現時点での最適な案を決定したところでございます。

今後、市長部局との協議が必要になりますが、この案をもとに取り組んでまいりたいと考えております。

先ほども教育委員会としての方針を申し上げましたが、学校間で格差の生じない学習環境を目指し、大竹中学校でも他の中学校と同様に水泳の指導を行うことができる環境を可能な限り早期に実現したいと考えております。

以上で、賀屋議員への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） 御答弁ありがとうございました。

まず1点目のインフルエンザの予防接種の件でございますけども、答弁の趣旨としては、まず予防接種法に規定がないということと、財源がないこと。この2点で取り組みが今のところできないということだろうかと思います。

まず予防接種法は確かにそうであるでしょうけども、現実的にこのインフルエンザにかかりますと、檀上でも述べさせていただいたように多くの影響が出てくると。特に広島市のホームページのほうに、今、議員の皆さんタブレットお使いなので、ぜひとも広島市のホームページを開いていただいたら、広島市昨シーズンのインフルエンザの流行状況というのが出てくると思いますけども、その前にインフルエンザ最新情報という欄があります。それを見ていただくと、グラフがあるんですけども、これの先ほど申しましたように、年少者ですね、14歳以下の方が79%、約8割の方が年少者でインフルエンザにかかっているという実態でございます。これは大竹市もそのとおりとは言いませんけども、かなり傾向としては同じように出てくるんだろうと思います。それだけ年少者の方は体力的にも、インフルエンザにかかりやすいと。また環境も、学校であるとか保育所、幼稚園であるとか、狭い空間にどうしても共同でいれば、そういう流行性のインフルエンザになるということのあらわれであろうと思います。

そういうことでインフルエンザ、子供がかかると当然保護者の方も大変手をとられるし、場合によっては保護者もインフルエンザにかかると。そういうことで、できるだけインフルエンザにかからないほうがいいということではあります。

先ほど余り効果も期待できないのではないかと回答の内容ありましたが、厚労省は今までにインフルエンザの予防接種を奨励してくる中で、大体60%ぐらいの効果を確認

認できていると厚労省のホームページのほうに載っております。60%ですから、当然半分以上はその効果があるし、またかかったにしても早く治る、あるいは軽く済む。そういったことで、効果は厚労省としては認めていると理解しております。そういうことですので、インフルエンザ予防接種そのものをですね、できるだけ取り入れていただきたいと思うんですけども。

学級閉鎖のことですけれども、インフルエンザによってですね、先ほど紹介しました玖波小学校でも先週ですか、学級閉鎖があったということなんですけれども、状況といいますか、そのあたり何人ぐらいの方がインフルエンザにかかったのか。あるいは近年ですね、昨シーズンかその前でもいいんですけども、学級閉鎖がどのぐらい起こっているのか。そういう状況をですね、もし把握されておれば紹介していただきたいんですけども、よろしくお願ひします。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、インフルエンザの状況等について御説明させていただきます。

本年度の玖波小学校につきましては、11月26日火曜日から28日木曜日まで、1学級を学級閉鎖としております。25日月曜日、21人の学級の児童数に対して7人の欠席。そのうちの4人がインフルエンザと診断されており、3人は発熱等で病院に行っていたという状況でございます。

また、平成30年度でございますけれども、市内の大竹中、小方小、大竹小、玖波小におきまして、やはり学級閉鎖等が行われております。例えば年が明けて、大体学級閉鎖等が起きるんですけども、大竹中でいえば2年1組、37人中の7人がインフルエンザ、他に5人が欠席、合計12人が欠席ということでございます。小方小におきましては、36人中13人がインフルエンザで他に10人が欠席で合計23人が欠席。そういう状況で毎年ですね、やはり年明け、1月、2月に市内の小学校、中学校で学級閉鎖等が起きているという状況でございます。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） 毎年のようにインフルエンザによる学級閉鎖が例示的に起こっているということでございます。これは例えば紹介しましたように、岩国市であるとか和木町はインフルエンザの予防接種の助成をしておりますけれども、そちらの状況と比較してどうかというのは、今この場でわかりませんが、少なくとも岩国市や和木町がですね、市や町独自の対策をとっておるということですので、大竹市でなぜ取れないのかと比較をされるということは、非常に、大竹市が子育て世代の支援をどのようにしているかということの比較の1つの対象になってしまうということではないかと思うんですが。

先ほどの学級閉鎖に伴って、学校のほうの対応も学級閉鎖が長引くと、今度は冬休みが短くなるとか、授業時間の対応がどのようにされているのかというのがあるんですけども、少なからず児童・生徒の教育に影響もあるでしょうし、当然、インフルエンザにかかっておらず元気なのに、学級閉鎖になって学校行けないという子供たちの影響ということも

考えられますし、いずれにしても学級閉鎖そのものが1つもいいことがないと。中には喜ぶこともできるかもわかりませんが、結果的にそのことで先生方も大変苦労されるし、親御さんも保護者の方も場合によっては仕事休まないといけないということもあるでしょうし、1つもいいことはない。その対策をやはり大竹市としてどう考えているかということをお聞いているんだと思います。

そこで次に、子供がインフルエンザにかかって医療機関にかかるわけですが、そのときに完治するまで病院とか医者とか行って、支払う費用ですね。まず初診の費用がかかり、あるいは検査の費用がかかり、治療費がかかり、そして最後はインフルエンザが完治しましたよということで証明書がないと学校にも出席できないということなのでしょうから、そういったいわゆる子供がインフルエンザにかかったときの医療費ですね。それは実際、乳幼児等医療費助成制度というのが大竹市のほうで中学校3年生以下を対象に設けておりますけども、それによって国や県のそれは補助もありますけれども、自主的に市が子供がインフルエンザになることによって医療機関に支払わなければならない費用は大体幾らぐらいになるんですかね。要するに、予防接種をするというのは、助成を例えば2,500円なり、仮にですね、先に支出するのか、子供がインフルエンザになって後から医療費を払うのか。先に払うか後で払うかという話になるんだらうと思うんですが、先に払ってインフルエンザにかかる子供が少なくなるのなら、そちらを選択すべきじゃないかなと思うんですが、その辺の自主的な医療費の市の負担が幾らぐらいになるのか教えていただきたいと思います。

○副議長（寺岡公章） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） それでは、乳幼児等医療費助成制度についてからお答えいたします。

乳幼児等医療費助成制度につきましては、受診日、医療機関名、医療点数、自己負担額はわかるんですが、病名がわかりませんので、インフルエンザにかかったお子さんに使用した医療費というのが現在のところ把握ができていない状況です。

それともう一つ、完治するまでの医療費について御質問がございましたが、レセプトが確認できるのは国保の被保険者のみとなります。現在、全体がゼロ歳から14歳の人数が2,973名ですが、このうち国保の被保険者の282名、9.5%のレセプトしか確認できないということがあります。レセプトのほうなんですけれども、医師の判断によって診断名がインフルエンザでも異なる診断名をつけられたりすることでレセプトのコードが複数にわたること。レセプトによっては休日加算、時間外加算、救急加算等も含まれていること。そしてインフルエンザの症状以外の気管支炎だとかぜんそくとか、そういう症状に対する診断や薬の処方もされておりますので、一概に幾らというところ現段階では出すのが非常に難しいという状況にあります。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） 結局、インフルエンザにかかった場合に医療費が幾らかわからないということですよ。



実際に職員の中でも、そういった世帯に年少者をお持ちの方はたくさんおられると思うんですが。例えば1回医者にかかると当然個人負担は3割負担ですよ。その残りの7割のうち、県と市、あるいは保険があるわけですけども、その部分の中で市が負担をしないといけない部分が、大体でも、例えば2,500円以上か以下か、それぐらいは把握できているんじゃないかと思うんですけども。少なくとも今わからないということでございますけれども、ゼロではないですね。ということになれば、岩国市や和木町のように、2,500円程度を市のほうが助成をした場合、仮にそのことによって医療費がかからなくなると。特にインフルエンザに関連する医療費が要らなくなるということになれば、丸々支出をするということでもないと思うんですけども。

それと現在ですね、14歳以下の人口ですけど、先ほど2,973人ということでしたけども、約3,000人ぐらいにしても仮に和木町や岩国市と同様にですね、1人2,500円程度の助成をするということになれば、総額でいえば750万円ぐらいあったらその助成事業というのはスタートできるのかなと思うんですけども、その750万円も、仮に1,000万円になるかもわかりませんが、岩国市や和木町のようにですね、米軍関係の交付金をそこへ充てるということを取り組みをしていけば、そのことに対していかにないか。というようなおしかりを受けるような、そういう施策ではないと考えるんですけども。そのあたり、再編交付金をそこへ使うということは可能か可能でないのか。そのあたりの考え方を御答弁いただきたいと思うんですけども。

それと、65歳以上の現在の個人負担1,500円の対象者はですね、これは平成27年の国勢調査のときの数字でいけば65歳以上が9,000人ぐらいではないかと思うんですけども、今正確な数字はわかりませんが、9,000人ぐらいいる高齢者の方は申請すれば1,500円の個人負担でインフルエンザの予防接種を受けられるということになるわけですけども、このうち例年ですね、予防接種を受けておられる数と、その助成した金額の総額がどれぐらいなのかというのがもしわかれば教えていただきたいんですけども。9,000人ぐらいが全員予防接種を受けるとは考えられませんけども、その辺の予算的にですね、どれぐらいそこに市が負担されているのか。10月の決算委員会的时候には、この決算額というのは個別なものが出てないものですから、その把握というのがなかなかできないんですが、少なくとも人数ですね、何人ぐらい予防接種を受けられたのか。それとそれに対する助成金額が幾らぐらい要しているのか。そこらあたりをお願いしたいと思います。

○副議長（寺岡公章） 企画財政課長。

○企画財政課長（三上 健） 仮に再編交付金を充当するという場合、単年度というわけではございませんので、2年度以上に継続する事業となるため、新しく基金を造成するか、もしくは既存の基金に事業を追加して行うということになります。

いずれにしても、事前に中国四国防衛局と協議をする必要がありますが、和木町さんが再編交付金を活用しているということ踏まえ、中学生以下のインフルエンザ予防接種費用の助成というものは承認可能となると考えております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） それでは、65歳以上のインフルエンザの費用助成についての御質問がありましたので、答弁させていただきます。

平成30年度、65歳以上の方及び60から64歳の内臓疾患をお持ちで身障1級以上の方を含めまして、9,364名のうち接種者が4,749名で50.7%でした。例年50%程度の接種率となっております。平成30年度の助成費用総額は1,756万円程度となっております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 賀屋議員。

賀屋議員、この質問はこれが最後になりますので。

○7番（賀屋幸治） ありがとうございます。

最初に再編交付金を和木町が使っているんだから、大竹市も申請したら使えるんじゃないのという御答弁だったと思いますけども、ぜひともですね、それは取り組みをしていただきたいと思います。子育て世代の支援を大竹市では和木町同等にですね、取り組んでいるんだということを、やはり内外にしっかりPRもできますし、またそのことによって実質的に子供をお持ちの家庭、世帯の負担が軽減されるということで、このことに対して、先ほど言いましたようにそれは反対だというような市民の方はおられないと思います。この中にも反対される方はおられないと思うんですけども。そういう意味で、しっかりもう一度その辺を新年度に向けて、今から予算の時期ですから、取り組みをしていただきたいと思います。それと先ほどの65歳以上の方等接種率、半分ぐらいということでございますので、実は私も全く予防接種はしたことないんですが。それでさっきの広島市の調査にもありましたように、20歳以上の成人の方はインフルエンザにかかる率が20%ぐらいしかないということでございますので、むしろ年少者の、今からという世代にですね、その辺の費用をしっかり使っていただきますように、これはお願いをして、この1点目の質問は終わりたいと思います。

次に、大竹中学校のプールの件ですが、ありがとうございます。大変前向きな御回答で、皆さんすごい期待をし、集会もしるとこだったんですけども、教育長さんのほうから前向きに取り組みを紹介していただきまして。子供は毎年卒業していきます。その中学校の3年間というのは、本当に3年しかない。そのうち在学生の方が1年でも大竹中学校の新しいプールで泳いだよということがですね、やはり大竹市の方針としてそのことを進めていきたいということが現実的に行われるのは、子供たちも幸せに思うでしょうし、第一、格差の話もさせてもらいましたけども、玖波中学校、小方中学校が現にプールもしっかりあり、プールの授業ができる。大竹中学校だけなぜないのと。何でプールはあるのに使えないのかということが、子供自身が何で大竹中学校だけプール授業ないのかということはずっと思いながら卒業していくということが、大竹市の教育委員会、学校に対して不満を抱いたまま卒業していくということが、残念に思うんですが、そのことがやっとな解消されるということでございますので、ぜひとも一日も早くプールを建設して授業が再開できるようにお願いをしまして、また御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

以上で終わります。

○副議長（寺岡公章） 続いて、4番、小中真樹雄議員。

## 〔4番 小中真樹雄議員 登壇〕

○4番（小中真樹雄） 一人会派ですが、一般質問させていただきます。

来年から新学習指導要領が実施されるわけですが、私、外国語の小学校導入というか、小学校の教科化による、早期教育についてはええんちゃうぐらいにしか認識していなかったのですが、岩波書店から出ている雑誌「世界」の11月号を見て愕然としたといえますか、要するに早期教育が本当に有効なのかどうか。グローバル化に本当に必要なものなのかどうかで、学校現場にどれだけの重荷を背負わせることになるのかというようなことが非常に丁寧に書かれておりまして、その著者の寺沢拓敬関西学院大学社会学部准教授は、小学校5、6年生への英語の教科化への危惧を強く指摘されておりました。かと言って、新学習指導要領に盛り込まれた以上、いいとか悪いとか言うておられませんので、よりスムーズに行われるようにするためにはどうすればいいかということを考えるに当たりまして、大竹市としてどのような対応をされているのかということをお聞きしたいと思います。

まず、教科化を実施するに当たり、外国語というか英語の専任の教員の配置というのはあるのでしょうか。それとも5、6年生の学級担任に全てを任せるのかということについて、まずお聞きしたいと思います。一般的には財政難とかがあって学級担任に任せるというのが主流だということはわかっておりますが、大竹市はどのような対応をしているのかというのをまずお聞きしたいと思います。

それと、これは近年5、6年生の担任だけではないんですけど、過重な職務を抱えてですね、さらに週二コマの外国語というか英語の指導も重なると、相当な負担がかかってくると思います。しかも今、5、6年生がやっている外国語活動というのは英語になれ親しむためのものであって、成績の評価とかそういうものはなされておられません。教科化になると、当然テストとかもあるかもしれませんし、評価をつけるようになるのだらうと思われれます。そういう過重な負担を5、6年生に強いることになれば、5、6年生の担任になることを避けたいと思う人も出てくるのではないかと思われるのですが、そういう教員に対する意向の調査とか、そういうアンケートなりをやっているのかどうかということをお尋ねします。

そのほか、一般に研修というのは寺沢さんの論考によりますと、優秀な数百人の教員を中央に集めて研修して、それを地方に帰して、さらに地方の中核となる教員に研修して、それをさらに持ち帰って学校の教員全員に研修するというような、何か伝言ゲームというような非常に実効性の薄い研修しかしていないようなことを書いておりましたが、大竹市として、研修とかで独自に取り組んでいることがあれば、ぜひ教えてください。

最終的に私は外国語というか、英語の教科化に際しては、専任教員の配置が必要不可欠だと思います。学級担任に任せるにしても、いわゆるバックアップシステムの構築が重要なのであり、専任教員の配置を強く望むものであります。市長におかれましては、ぜひ財政措置というのをできないかということをお伺いしたいと思います。私はやる以上は一番最初が大事なので、小学校で英語を嫌いになったら、進学しても英語が嫌いになってしまうと。そういうおそれもあるので、とにかく小学校5、6年生の外国語教科化について

は専任教員の配置を強く求めるものであります。御答弁よろしく申し上げます。

○副議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、小中議員の御質問にお答えいたします。

来年度から全面実施される新学習指導要領では、小学校において、5、6年生がこれまで年間35時間行っていた外国語活動を3、4年生から実施し、5、6年生については、年間70時間外国語を教科として授業をすることとなっております。教科となった外国語では、これまで外国語活動において行ってきた、聞くこと話すことに、読むこと書くことが加わり、アルファベットの読み書きや発音、簡単な英単語及び英文の書き写しなども行うようになります。

来年度からの外国語活動及び外国語の授業は、これまで行ってきた外国語活動の授業と同様に学級担任が行うこととしております。当然、現場の教員の負担がふえることも考えられます。そういった負担を少しでも取り除き、学級担任が自信を持って外国語活動や外国語の授業ができるようにするために、市としても取り組みを行っております。

まず、本市においては、平成30年度より移行措置の取り組みを実施しており、先行的に3、4年生は年間15時間、5、6年生は年間50時間の外国語活動を行い、新学習指導要領の内容を扱うことで来年度からのスムーズな実施に向けて取り組んでおります。

また、学級担任が1人で授業をするのではなく、外国語指導助手、いわゆるALTを配置し、毎時間学級担任とALTと一緒に授業をすることで、授業の質を高め、聞くこと、話すことの能力の向上に努めております。

さらに、授業で活用できるデジタル教材等の整備などもあわせて進めているところでございます。

加えて、県の指定事業である小学校外国語パワーアップ事業を活用して、平成30年度からの2年間、大竹小学校に小学校外国語パワーアップリーダーと呼ばれる外国語の指導や研究を専門的に行う教員を1名配置しております。この教員は、学級担任やALTと一緒に授業をしたり、新学習指導要領を踏まえた小学校外国語の指導方法や教材の活用方法の研究、授業で使う教材・教具の作成をしたりするなど、市内における外国語指導の中心となって精力的に活躍しております。また、広島県教育委員会が主催する12回の研修に参加し、その成果を市内の小学校に普及させることも、この教員の大きな役割の1つでございます。

小学校教員に対する研修については、広島県教育委員会が実施する英語教育に係る各研修に教員を積極的に参加させるようにしております。大竹市教育委員会としても、各小学校の教員2名ずつと中学校の外国語担当教員を対象とした研修を、昨年度から年3回ずつ実施しております。この研修では、県の研修の内容を普及するために、パワーアップリーダーによる授業を参観することで、新学習指導要領を踏まえた小学校外国語の授業のあり方について共通理解をするとともに、小学校中学校の連携の強化や教員の指導力や英語力の向上も目指しています。研修に参加した教員は、それぞれの学校でさらに他の教員へ研修内容を還元してまいります。

このような取り組みを通して、来年度からの全面実施に向けて準備を進めているところ

でございます。

なお、現場の教員の意向調査については、大竹市教育委員会は実施しておりません。しかし、学校では年に3回、所属長である校長が教員との面談を実施しており、校長が教員の教育活動への思いを把握するようにしております。また、教育委員会は校長からそれぞれの教員の思いなどを尋ね、把握するようにしております。

そして、小学校における外国語担当教員を市費で配置することについては、現在、現実として指導力のある教員の確保は難しい状況でございます。また、配置した場合の報酬額を試算したところ、年間約300万円が必要と思われまます。このように多くの課題などがあるという現状から、現時点では考えておりませんが、今後の各学校の状況や他市町の状況などを勘案し、必要に応じて検討していきたいと考えております。

本市の子供たちに、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、聞く・読む・話す・書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成できるよう、取り組みを進めていきたいと考えております。

以上で、小中議員への答弁を終わります。

○副議長（寺岡公章） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） 御答弁ありがとうございました。

先ほど教育長がおっしゃった中で、ALTを活用しているということでしたが、ALTの人数で、大竹市内3つの小学校でうまく回すことができているのでしょうか。ALT、多分中学校とかも行っていると思うので、それは具体的にどういうふうなローテーションなり、どういうようなやり方で担任の先生と一緒に授業をやっているのかということを教えていただけませんか。

○副議長（寺岡公章） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聡） ALTの配置状況についてでございます。令和元年度ですが、小学校は3年生から6年生まで、3、4年生が移行措置として先ほどの教育長の答弁にありましたように年間15時間。そして、5、6年生が年間50時間の外国語活動ですけれども、3年生から6年生全ての小学校の全クラスで標準時間数100%配置しております。小学校に1名配置しております。中学校にも1名配置しておりますけれども、中学校のほうは教員が英語を話すことができるということもありまして、27.8%、授業時間数の配置をしております。当然、行き当たりばったりで授業をするわけにもいきませんので、ALTとの事前の打ち合わせ等もしながら、どういう目的、授業の時間内でどういう力をつけるために、こういった学習内容をどういう方法で、目的・内容・方法、何のために何をどう教えるのかというところを、いわゆるチームティーチングで分担しながら、あるいは協力しながら授業をしているところでございます。

主にALTの役割なんですけれども、主として指導者、当然学級担任ですけれども、ALTについては学級担任と英語でデモンストレーションを行うとか、あるいは児童と直接会話する、そして児童に英語が使えたという経験をさせたり、あるいはそっくりそのままネイティブスピーカーの発音ですので、聞かせて自然な表現をインプットさせるというような役割がございます。当然、先日の決算特別委員会でもお話ししましたが、授業

時間の中だけでなく、休憩時間とか、あるいは給食時間、掃除時間等、そういった中でも外国人のALTと自然な形で会話できるといったところも意図しながら配置させていただいております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） ALTの配置についてはわかりましたが、新学習指導要領が遂行されますと、また英語以外にも新たなメニューが加わるとは思うんですね。それに対する準備とかを加えた上に、さらにALTの補助とかいろいろなアシストがあるにしても、5、6年生の学級担任の負担の過重化というのは避けられないと思いますが、担任の方からの実際そういうのをやってみて、これは難しいんじゃないかという、そういう声は出てきてないのでしょうか、お尋ねします。

○副議長（寺岡公章） 総務学事課長。

○総務学事課長（真鍋和聰） 今のところですね、直接あるいは先ほど教育長の答弁にもございましたように、校長を通して教員の思いや、あるいは教育活動のあり方、仕方等を伺っておるわけですが、来年度外国語の教科化になると、3、4年生の外国語活動が心配であるというような声は特にはお聞きしておりません。というのが、今まで現行の学習指導要領が平成20年に告示されてから、担任のほうで当然のごとく外国語活動をしてきております。先ほども教育長の答弁にありましたように、さまざまな準備もしております。そういった中での研修という話がありましたけれども、2年間そのために学級担任がスムーズに外国語の教科化、あるいは外国語活動ですね、授業できるように研修をしてきたわけでありまして、そこに参加している教員は少なくとも本当に意欲的にいい授業をしようと、そういった態度あるいは発言、あるいは行動で研修に参加していると考えております。

実際に5、6年生、さまざまな行事が、当然野外活動であるとか修学旅行、その他学校行事等、リーダーシップを発揮してもらうための指導が随分あるわけですが、実際の授業時間もですね、学校のほうでその他の授業時間以外の校務分掌についても、校長も配慮しまして、例えば、授業時間数でいえば特別支援学級が一番多いんですけども、一週間に28時間、29時間あります。例えば大竹小学校でいっても、規模でいえば一番多いのは、やはり4年生28時間、3年生27時間。次に2年生が26時間、最後に5年生と6年生は1年生と同じく25時間というふうになっています。これで次に外国語化、年間20時間増加しますけれども、そのあたりもまた加味しながら、その他の校務分掌等も配慮しながら特定の教員に業務が集中しないように、あるいはその教員の特性であるとか経験とか、成長を願った人材育成とか、そんないろいろなことを考えてまた学校のほうも適材適所に校内人事をしていこうと考えております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） 実施に向けての努力をされていることはよくわかりました。

先ほど教育長がおっしゃいました、他市町の動向も見ながらとおっしゃいましたが、私

が思うに、例えば専任教員を配置するのを新年度当初予算にもし計上したとなると、これは大きな目玉になると思うんですね。プレスリリースしたときに、新聞とかは多分大きく取り上げてくれると思いますし、ほかの動向じゃなくて、やるのなら積極的にやったほうがいいと思います。

それと市長も常々、人づくりに力点を置かれた答弁をされていますが、年間300万円が安い高いかはともかくとして、私は優先順位を非常に高いものだと思いますので、予算がないから、はいそうですかと引き下がるわけにはいかないと思っております。

例えば、同じ英語関係の予算で中学校教育振興事業（英語学力向上事業）に平成31年度に約80万円を計上するぐらいなら、1人でも専任教員を配置するのに300万円を計上しているほうが、私にはるかに効果が高いと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 外国語の教育に限った話ではございませんが、教育はまさに子供たちの健やかな成長を目的とするものでございます。

しかし、違う面から見ますと、今議員が御指摘のように町の魅力を感じる部分でも大変重要な要素であると考えております。

来年度からの学習指導要領の改訂のタイミングを捉えれば、外国語教育の効果を上げるためにどのように取り組むかが非常に大切になってこようかと思っております。今、御提案をいただきました英語担当教員の配置等につきましても、しっかりと教育委員会とも連携をし、今後とも対応を考えてまいりたいと思っております。御指摘、また御提案ありがとうございます。

○副議長（寺岡公章） 小中議員、最後です。

○4番（小中真樹雄） はい、わかりました。

とにかくできるだけ専任教員の配置の方向で努力していただけることを期待いたしまして、質問を終わります。

○副議長（寺岡公章） 続いて、13番、山崎年一議員。

〔13番 山崎年一議員 登壇〕

○13番（山崎年一） 会派くろがねの山崎でございます。広島西医療センターを含む、公立・公的病院等の再編・統合のリスト公表について問います。なお、午前中に行われました先輩議員の質問、できるだけ重複しないように心がけておりますが、また市長さんの御答弁など一部重複する部分もございますので御容赦くださいますようお願いいたします。

本年、9月26日に厚生労働省は全国の公立・公的病院の統廃合を含めた再編について、特に議論が必要とする分析をまとめ、424の病院名を公表いたしました。

広島県内では広島西医療センターを含む13病院、35.1%が診療実績が乏しいなどの理由で再検証要請対象医療機関として再編・統合の議論が必要とされました。政府の再編要請は団塊の世代が75歳以上になる2025年を目標に、医療費の増加を抑える視点から効率的な医療の体制をつくるのが目的で、対象となる医療機関を2020年9月までに取りまとめるよう都道府県に要請するとしております。

再編・統合というと、病院の統廃合もありますが、病床の削減や機能集約、連携なども含まれての提案ということが今回の特徴であります。国の地域医療構想の総論としては、2025年問題を見据えて、行政を削減による医療費の適正化と、もう1点は切れ目のない医療体制の構築という2つの問題がある中で、国の議論が病床削減による医療費の適正化に重点がされているとの批判があります。

一方で、地方では患者の受診行動や人口推移、高齢化の進行などを考慮しながら2次医療圏を基本とし、構想区域ごとに高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つの病床機能について、2025年を見据えた需給ギャップを示し、在宅を含めて課題を考えることに主眼を置かれております。

公立・公的病院の再編は、都道府県ごとにまとめた地域医療構想の一環で、厚生労働省は全国1,652の公立・公的病院のうち、1,455病院について注意項目の診療実績を分析。手術件数が一定の水準未達の病院や車で高速道路を使って20分圏内に同程度の実績の病院が複数ある場合も要請対象としました。Aを診療実績が特に少ないと定義し、9項目。Bを類似かつ近接する診療科があると定義し、6項目を比較・調査した結果、Aに該当した病院が277、Bに該当した病院が307、AにもBにも両方該当した病院が160病院としております。その集約されたものが424病院ということであります。

しかし、この国が参考にした診療実績の比較データは救急車の受け入れ件数以外の全ての項目のほとんどが2017年6月の1カ月分だけであったことから、医療関係者の中でも診療実績のデータが適切ではなかったのではないかと、患者・地域・病院の実情を全く考慮していない、そもそも6月の1カ月だけの診療実績で病院や地域の未来を左右するのは問題だなどの意見が噴出しております。

また、救急病院から病院までの救急搬送に要する平均時間を12分と説明しながら、その時間よりも長い20分を近接する医療機関と定義していることも妥当性、相当性を欠いている。地域の医療や介護を取り巻く実情、医師の不足などによる診療実績への影響なども全く考慮されていない机上の空論だと指摘される方もいらっしゃいます。

リストの公表を受けて、独立行政法人国立病院機構の理事長は職員向けのメッセージを寄せられました。公表対象となった各病院について、今後、地域医療構想調整会議において診療機能の存続の必要性や病床の適正規模などを協議し、当該病院の方向を検討して決定していくことになる。各病院としては、2025年のさらに先を見据え、地域の中での人員の機能の必要性等について、引き続き地域で必要と評価されるよう、合理的な説明を行っていく必要があります。患者さんへ最善の医療を提供していただき、院内一丸となって自院の地域における役割のさらなる確立に向けて進んでいただくようお願いしたい。こういったメッセージを寄せられました。

名指しされた医療機関は、どの病院も地域になくてはならない役割を果たしています。そのことは私たち地域の住民が一番よく理解をしております。利用されている患者やその家族にとってはもちろん、住民にとっても身近な医療機関が縮小や廃止、あるいは再編ということになれば大きな問題であります。誰もがどこでも安心して医療が受けられる体制をしっかりとつくっていく、守っていくということが、私たちに課せられた任務ではない



かと考えます。

初めに問います。広島西医療センターを含めた公立・公的病院等の再編・統合のリストの発表を受けて、どのように受けとめられましたか。厚生労働省は都道府県と医療機関などによる協議で、病床削減や隣接する医療機関同士での診療科の統合などを含め、来年9月までに取りまとめるよう要請されています。地域住民にとっては診療科目の削減や病床の削減は大きな負担と不安を巻き起こします。

2点目に伺います。来年9月では残り10カ月しかありません。医療関係者の中では、来年9月までの集約は不可能、あるいは撤回を求める声もあります。この拙速な取りまとめについて、どのようにお考えでしょうか。

たび重なる患者の負担増加で、医療を受けたくても受けられない受診抑制の実態も広がっていると言われてしています。地域ごとに異なる事由を無視して病床削減計画ありきの姿勢では、国民の命を守る国の責任を放棄するものだとの指摘もあります。地方自治体が人口減少に歯どめをかけ、必死で人口増加など過疎対策に取り組んでいる最中であり、そのような折の基幹病院の統廃合の騒動は、地方自治体の取り組みに冷や水をぶっかけるようなものであります。

近年、各地で起きている自然災害による人的被害に対しても、公立・公的病院は、その地域で大きな役割を果たしています。基幹病院の再編・統合は、人口流出を加速化する懸念が大きく、地域経済の衰退につながります。とりわけ高齢患者にとっては何よりも病院までの交通手段と所要時間が大きな問題であります。

地域医療が消えれば、町は人が住まなくなります。民間では採算の合わない人口減少の進む地方だからこそ、公的責任で医療を保障することが求められています。

3点目に伺います。厚生労働省の病床機能報告によると、広島西地域では2016年の病床数2,169床から2025年には1,559床以上となっています。実に610床、約28%も削減する計画になっております。このような計画では地域医療が崩壊するのではないかと危惧します。地域医療構想を進める厚生労働省に対して、地域医療を守る立場から自治体の思いをお伺いいたします。

広島西医療センターは開放型病床など13もの機能を備え、診療科目は23科目を設置されています。広島西医療圏の中核病院としての役割を担われ、病院規模も600名を超える職員数となり、地域貢献においても欠かすことのできない病院となっております。また、各市の機関指定を受けられ、2014年からは本市と連携され、病児・病後児保育も委託事業として取り組まれています。地域住民とのつながりにも積極的に取り組まれています。公開講座の開催やセンター祭り、地域スポーツイベントへの積極的な参加など、地域コミュニティーにも中心的な役割を果たされています。

また、広島西医療センターは診療報酬の改訂で一時期赤字でありましたが、2017年に黒字転換され、順調な経営が続いている中での今回のリストの公表でありました。職員の中でも、何でうちの病院がと多くの職員さんが首をかしげていらっしゃるかと伺っています。最近では、初期臨床研修医や看護師などの人材確保も順調です。大学や養成機関からの実習、見学も多くの皆さんが参加されているようであり、人の集まる施設としても高く

評価されている地域住民のよりどころ、それが広島西医療センターであります。

このような評価が高い広島西医療センターが再編・統合の施設対象として名指しで公表されたことは、病院従事者のみならず、私たち地域住民にとっても大きなショックであります。地域住民の中では大きな不安が広がっています。患者や病院関係者、地域住民の不安をどのように解消し、克服していくのか、こういった取り組みについてお伺いいたします。

広島西医療センターは近隣自治体が協力し、財政面からも地域医療を支えてきた経緯もあります。そういったことから、近隣自治体が協力し合い、今回の再編・統合問題に取り組む必要があると思いますが、そういった近隣自治体との連携等についてももしっかりと行う必要があるのではないかと思います、この点についてお考えをお伺いします。

最後に、厚生労働省に対して、再編・統合の必要性について、特に議論が必要な公立・公的医療機関等の名簿の撤回を求めるべきと考えますが、お考えを伺います。

以上で壇上での質問を終わります。よろしくお伺いいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 去る11月20日、山崎議員と同じ疑問、危惧を持ちまして、厚生労働省本省のほうにまいらせていただき、いろんな話を聞かせていただき、勉強させていただき、また言うべきことは話をさせていただきました。

それでは、山崎議員の御質問にお答えいたします。山本議員への答弁と重複する内容がありますが、御了承いただきたいと思います。

本年、9月26日の厚生労働省の公表は、国や県からの事前連絡は全くなく、唐突に行われました。市も、報道機関からの問い合わせで初めて知ったという状況で、急遽、情報収集をしたところでございます。

厚生労働省は、がんや心疾患など9項目の診療実績を調査し、全項目で実績が低いという診療実績と、6項目で診療実績の似た病院が車で20分以内の場所にあるという地理的条件のいずれかに該当する公立・公的病院を再編・統合の対象として機械的に選定し、公表したものでございます。

広島西医療センターは、J A広島総合病院で車で20分以内の場所にあるということで、2つ目の地理的条件に該当し、再編・統合の議論が必要とされました。なお、車で20分以内という要件については、高速道路の利用も含まれるようでございます。

次に、2025年問題に向けての取り組みについてでございます。

2025年には、団塊世代の方が75歳以上になります。国民の3人に1人が65歳以上に、そして5人に1人が75歳以上になると推計されており、現在の医療・介護サービスの提供体制のままでは十分な対応ができないと見込まれています。

このため、地域医療構想では限られた医療資源を効果的に活用するため、地域ごとに効率的で不足のない医療提供体制を構築することが求められています。

今回公表された公立・公的病院には、期待されている機能と病床数を再検証するよう求められており、複数自治体で構成する二次保健医療圏域での調整会議において、地域性を

含めて協議することとなっています。

本市の場合は、本市と廿日市市を圏域とする広島西地域医療構想調整会議において、再検証することになります。市としましては、広島西医療センターは大竹市の医療提供体制には、必要不可欠であるとの考えを基本として協議に参加したいと考えております。

また、医療や介護が必要のない元気な高齢者をふやす取り組みや、身近な地域で医療・介護のサービスを受けられる地域包括ケアの体制整備などもあわせて、市民の皆様が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、一体的に取り組んでまいります。

最後に、市民や関係者の不安の解消についてです。

既に新聞報道などもされておりますが、広島西医療センターは、急性期の症例数は他の病院より少ないといたしましても、地域のニーズの高さは病床稼働率が証明している。近隣病院はそれぞれ得意分野が異なる。すみ分けはできていると反論されています。

また、厚生労働省は今回の取り組みは、一定の条件を設定して急性期機能などに関する医療機関について分析し、各医療機関が担う急性期機能やそのために必要な病床数などについて再検証をお願いするものであり、必ずしも医療機関そのものの統廃合を決めるものではないことや、今回の分析だけでは判断しえない診療領域や地域の実情に関する知見も補いながら地域医療構想調整会議の議論を活性化し、2025年のあるべき姿に向けて必要な医療機能の見直しを行っていただきたいと述べています。

市民の皆様の不安を解消するため、広島西医療センターとともに、広島西地域医療構想調整会議において、しっかりと市の考えを主張してまいります。

以上で、山崎議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○13番（山崎年一） ありがとうございます。最後にお伺いしました厚生労働省に対して、再編・統合の必要性について特に議論が必要な公立・公的医療機関等の名簿の撤回を求めるとのことへのお返事は、結局そういうことは考えていないという判断でよろしいかということを確認させてください。

それで、公立・公的病院の再編・統合の発表を受けてですね、全国自治体病院協議会会長の小熊豊氏は、このような方法で診療実績を判断すると、地方で小規模の公立・公的病院は全てフラグが立つ。小規模でも地域に必要な役割を果たしているケースがほとんど。地方では人口減少が進む将来のニーズを踏まえながら機能や病床数を再検討するということとは述べられています。また、全国自治会、全国市長会、全国町村会長は、3会長連盟ですね、地域の個別需要を踏まえず、全国一律の基準による分析のみで病院名を公表したことは、国民の命と健康を守る最後の砦である自治体病院が機械的に再編・統合されることにつながりかねず、極めて遺憾との抗議の声を上げられるなど、厳しい批判が相次いでおります。また、全日本国立医療労働組合は、リスト公表の翌日に声明文を出されました。

厚生労働省は2025年の病床数を今より約5万床ほど少ない119万床程度に削減していく計画を推進しています。しかし、病床削減計画の策定が思うように進まない中で、自治体病院など公的医療機関を標的にした再編・統合を押しつけようとしています。今回の対象

病院を選定する根拠となった診療実績の分析は、地域の医療や介護を取り巻く実情や医師・看護師不足などによる影響などが全く考慮されておらず、公的医療機関の縮小再編ありきの机上の空論であり、断じて認められませんなどと、リスト公表と再編に抗議をされています。

全国からの批判を受けて、厚生労働省は30日に中国四国地方で関係者との意見交換会を開かれました。270人が参加し、厚生労働省側は医療提供を次世代に引き継ぐための地域の議論を活性化する目的で公表したと理解を求めたが、会場からは理不尽なやり方だとの批判が相次いだ。この説明会には本市からも担当の方が出席されたのではないかと思います。その内容と現場の状況等についてお伺いをいたします。

それから、このリストにつきましては暫定版でありまして、今後、確定版を通知するとされております。本市には広島西医療センターがあり、住民の関心も非常に高いと思いますし、再編・統合のリストに公表された病院が立地しております。そういった自治体でありますから、確定版の資料提供は当然にあるものと考えますが、確定版については受け取られていますか。また、その確定版を受け取られたら議会にも提示をしていただけますか。そのことについて、一緒にお伺いしますのでよろしくお願ひいたします。

○副議長（寺岡公章） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） それでは、岡山市でありました意見交換会について御説明いたします。

当日は中国四国地域医療構想関係者392名が参加しております。厚生労働省大臣官房審議官より冒頭挨拶で、今回の公表は唐突で事前説明がなかったという指摘や住民の不安を招いたことをお詫びする。これらの意見を真摯に受けとめ、今後はデータを公表した趣旨を丁寧に伝えていきたい。今回のデータは全国一律に分析したもので、地域のニーズや実情を踏まえていないことを前提として議論を深めていってほしい。あくまでも議論を活性化するために公表したものであり、再編・統合を強制するものではない。医療構想は2025年や2040年の人口構成や医療ニーズの変化を見据え、中長期的に効率的・効果的な医療体制の構築を地域の实情に応じて医療機関の自主的な取り組みと地域医療構想会議での協議によって推進することが求められる。活発な議論をお願いするとともに、実施に向けて国も必要な支援を行いたいと述べられております。

そして、意見交換会では病院や自治体に相談なく、自分たちの物差しをつくって、はみ出したところを一方的に公表するのは理不尽である。報道で医療機関名が出た地域の住民やスタッフが不安を抱くのは当然で、今後、どのように不安を解消していくつもりなのか。平成29年6月のみの数値を使って算出しており、ずさんなデータで判断され、残念である。診療実績が特に少ないという言葉による風評被害により、既に患者が減っているなど、一連の厚生労働省の対応の手順や考え方への不満が相次いで寄せられておりました。

そして民間病院のデータも公表すべきという意見も出ましたが、民間病院には公立・公的病院と同じ役割を期待しているわけではない。民間病院データの取り扱いについては、しっかりと整理して慎重に対応したいという回答がありました。

それともう一つの御質問です。今回出されたデータが暫定版であり、今後、確定版が出

されると聞いているがという御質問ですけれども、このあたり県のほうにも再度確認させていただきましたが、現段階では、確定版を出すというような情報は得ておりません。ですので、今回出されたデータをもとに協議を深めて、新たに再検証をするという方向でいくものと考えております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 岡山県で開催された説明会の状況というのは、詳しく御説明をいただきましてありがとうございます。大変、医療機関の方あるいは自治体関係者からもですね、かなりの批判が出たということで、地域医療確保に関する国と地方の協議の場（第2回）が11月12日に開催されましたが、この席に全国7ブロックで開催された場所の意見交換の意見が資料として出されておりました。課長御報告のように、大変厳しい意見が出たということは察せられております。

それですね、今回の問題は先ほど課長の報告にもありました、民間病院のリストのことです。要するに今、厚生労働省は公立・公的病院のリストだけ公表したわけがあります。そして、民間の病院のリストについては民間病院の医師会や、あるいは医療関係団体からも強烈な反対があります。ですからなかなか発表することができない。一方で、公立・公的病院のリストを発表した。そのことが結果として公立・公的病院だけ先行して再編・統合のまないたの上に乗せる。しかし民間病院については上げないというのが今の状況であります。

地域医療構想の実現に向けた真摯な検討を促すのであれば、公立病院と公的病院のデータと一緒に民間の病院のデータも発表するべきだという、こんな指摘は有識者の中でも指摘されていました。また、このような指摘が私的を得ていると思うわけです。地域医療は、その地域に存在する公的あるいは民間の医療機関や施設がともに支えており、再編の検討に当たっては、公立も民間も一緒になって取り組むべきであります。

しかし、公表されたのは公立・公的病院のデータだけあります。標的は公立・公的病院で民間病院よりもコントロールしやすい上に、特に自治体病院は赤字体質で地方財政を圧迫している事例がみられます。地域医療構想に関するワーキンググループの構成員の日本医師会副会長の中川俊男さんは、9月28日の第61回全日本病学院会のシンポジウムで今回のリスト公表に触れられ、調整会議の議論を活性化する、それが目的の9割だと、こう思っていると発言されています。一方で、また社会保障財源や国の財政を考えると、約8,000億円も投入している公立病院の現状を踏まえれば、民間病院で代替可能な場合、公立・公的病院が引くというのは普通の発想ではないか、こういった発言もされています。明らかに公立・公的病院と民間病院を一緒に議論させるまないたの上には置かない。公立病院を先にやる。民間病院はその議論の対象から外すんだ。これが日本医師会副会長の中川俊男さんの意図と取れる発言をしていらっしゃるわけですね。厚生労働省の狙いは補助金や助成金など、公的資金が投入されている公立・公的病院のデータを公表することで、公立・公的病院の審議を先行させるとともに、公立・公的病院だけ先行して再編の審議を深めるという指摘のとおりであります。

こういった指摘や懸念に対しては、どのようにお考えでしょうか。また、国や県に対してこのような理不尽な進め方に異議を申し入れるべきではありませんか。自治体の担当者として、あるいは担当課としてどのように考えられていらっしゃるかをお伺いします。

○副議長（寺岡公章） 課長。

○保健医療課長（松重幸恵） 民間病院のデータの公表についてでございますけれども、11月20日付の国保新聞のほうに、12日に全国自治会など地方3団体と総務省厚生労働省の両省による地域医療確保に関する国と地方の協議の場が設けられたと書いてありました。

それによりますと、地方での議論に役立つよう、民間病院データを公表する方針を国のほうが示したと国保新聞には載っております。ただ、内容や公表時期については民間データの具体案がどういう形になるのかも含めて、今後、地方3団体に相談したいと述べるにとどまっておりますけれども、一応のところ民間病院データは公表する方針とこちらの新聞では情報は得ております。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 今後、公表するということのようにありますが、私はなかなかそうはいかないだろうと思います。

総務省、厚生労働省が開催した、先ほどの第2回地域医療確保に関する国と地方の協議の場。これでは全国市長会の立谷会長が、民間病院のデータの公表については、地域医療を担っている市町村にも考慮し、特に慎重に扱うべきと発言されております。全国知事会社会保障常任委員会委員長の鳥取県知事の平井伸治委員が提出された資料、地域医療確保に向けた今後の進め方に関する意見によりますと、地域医療構想の実現に当たっては、公立・公的病院のみならず、民間病院も含めた地域全体の医療の将来像について、関係者間で丁寧に議論を行うことが重要であり、その趣旨を改めて明確にすることに、地域における議論を進めるためには、当然ながら公立・公的病院のみならず、民間病院を含めた病院全体のデータが必要不可欠であるが、その分析方法については地域の実態を十分に踏まえたものでなければならない。しかしながら、厚生労働省がまだこうした基礎的な情報の開示を行わないため、地域の実情を踏まえた協議を行い、関係者間の合意を得るための十分な時間を確保できる状態になく、このままでは厚生労働省が一方向的に設定した期限に間に合うことは困難な情勢となっている。各地域に地域医療構想実現に向けた合意形成をしてもらうのであれば、民間病院についても公立・公的病院と同様の情報を早急に公表するなどの必要な情報開示を行い、実りある地域医療の調整が図られるよう環境を整えること、こういった申し入れをされております。

そういったことから民間病院のリスト公表について、賛成、反対のそれぞれの利害関係団体が刃を突き合わせておるといった状況の中で、厚生労働省が右往左往しておるといのが現在の実態のような気がします。

そういった中で私たちは地域医療をしっかりと守っていかなければなりません。当然、広島西医療センターがなくなるとは思ってませんが、今後、診療科目の移転あるいは病床の転換、あるいは削減というのは、先ほど言いました西医療圏、大竹市、廿日市市

だけで610床を削減するわけでありますから、私たち地域住民にとっては大変大きな問題であります。本当にこれから2025年に向けて、この削減計画が実施されれば、私は住民に大変な負担を強いることになると思います。病気になっても病院にかかれない、入院しようにも入院受け入れてもらえるところがない、そういった状況が私たちの生活に日々迫っていると考えるわけであります。ぜひとも、地域住民の地域医療、健康を守る意味からも、引き続きしっかりと住民の立場に立って医療の再編に取り組んでいただきたいと思います。

最後になりましたが、私は引き続きしっかりと地域医療を守り、住民の皆さんの健康と安心・安全をしっかりと皆さん方と一緒に議論をしていきたいということをお約束いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は15時といたします。御参集をお願いします。休憩。

~~~~~○~~~~~

14時38分 休憩

15時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

続いて、2番、藤川和弘議員。

〔2番 藤川和弘議員 登壇〕

○2番（藤川和弘） 2番、新和会の藤川です。私は大竹市を素通りのまちから立ち寄るまちにというテーマに基づいて質問させていただきます。

世界文化遺産に指定しております宮島は、廿日市市の調べで平成29年度の来島者数が456万5,732人で過去最多でございました。続いて、岩国市観光振興課の調べでは、平成29年度の岩国市の観光客数は332万9,275人でございました。そのうちの47.59%の方が、広島・宮島から岩国へ、もしくは岩国から広島・宮島に移動しております。ということは、約150万人の方が大竹市を素通りしていることとなります。それも移動手段の多くは乗用車、または二輪車です。その約150万人の方のうち、何名が大竹市に立ち寄ってくれているのでしょうか。私は、それほど多くないと感じています。

大竹市の隣、廿日市市には世界文化遺産、厳島神社があります。岩国市には錦帯橋があり、岩国錦帯橋空港もあります。大竹市を通過しております2号線沿いには、大竹インターチェンジがあります。大竹市には山、川、海、島があります。晴海臨海公園には巨大な遊具もあり、近くに小方港があり、阿多田島汽船もございます。

私は、このような立地条件はほかの市町にはないと思っております。また、大竹市には養殖収穫漁、阿多田産のハマチ、広島県で1位。阿多田産の真鯛、広島県で1位。玖波・阿多田産のカキ、広島県で5位。阿多田産のイワシの漁獲量、広島県で2位。大竹市でこれだけの収穫、漁獲量があるんです。大竹市にはブランドハマチ、あたたハマチtoレモンもございます。大竹市には和紙もあります。まだまだたくさん大竹市のよいところはあり

ますが、私はこれらの条件をうまく使って、大竹市を広島県の西の玄関、観光の出入り口として、大竹市を素通りのまちから立ち寄ってもらうまちにしたいと考えます。

今後、小方駅の話も出てくるかと思いますが、私の思いは小方地区に小方駅だけではもったいない、小方地区をもっと有効に活用していただき、大竹市から宮島に行けるフェリーの運航、瀬戸内海でとれた新鮮な海の幸を集め、地元の方、観光目的の方が立ち寄れる販売所。イメージは下関の唐戸市場のような巨大な販売所です。さらに、海水浴場、イメージは由宇海岸、みなとオアシスゆう。みなとオアシスゆうには夏だけではありません。1年を通して人が集まっております。これらをつくり、大竹市に立ち寄っていただければ、大竹市の観光にも目が向き、大竹市のにぎわいにつながるのではないかと考えております。

また、インターネットで検索しておりますと、平成29年度市町職員指導養成研修政策課題研究報告書、大竹という遊び方、ものづくりから地域巡りのまちへといいますタイトルのページを見つけました。その中に知名度という名のくくりで県内14市の知名度ランキングがございました。大竹市は残念ながら最下位の14位。次に、県内でのポジションとの名のくくりで、平成27年の大竹市の観光客数も14市のうち14番目、最下位となっております。広島県の調べで、平成30年観光消費額、廿日市市の観光消費額は1人当たり3,540円に対しまして、大竹市の観光消費額は1人当たり868円がございました。

私は、これまでの生き方でこのような状況を知ろうとすることもなく生きてまいりましたので、これらの結果を見て驚きを隠せませんでした。

そこで問わせていただきます。大竹市の知名度を上げ、大竹市の観光客数を伸ばし、大竹市を素通りのまちから立ち寄ってもらうまちにするために、本市はこれまでにどのような取り組みをしてきたのか。また、今の現状をどうお考えなのか。そして、これからどのような取り組みをしていくのかを伺わせていただき、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 藤川議員におかれましては、新人議員として初めての一般質問。誇りに思われる町をどうつくっていくのか。市民を代表される議員の皆様方とともに、夢を持って前に進めていきたい、そのように感じます。御質問ありがとうございます。

それでは、藤川議員の御質問にお答えいたします。

本市は、広島市の平和公園や廿日市市の宮島、岩国市の錦帯橋のように、国内外の多くの方に知られ、単体でもインパクトのある観光拠点となり得る施設・資源には恵まれておりません。

しかしながら、本市は自然環境に恵まれ、小瀬川沿いの蛇喰磐、弥栄峡、また三倉岳や、これら周辺のキャンプ場など、自然を生かした観光資源があります。また、沿岸部には大型遊具や各種スポーツ施設を備えた晴海臨海公園や、史跡・文化財などの観光資源が点在しております。

こうしたことから、本市では市内の方を初め、岩国市、廿日市市、広島市など、広島・山口両県の近隣の方を主なターゲットとして、ゆっくりと時間を過ごし、楽しんでいただ



くことを目的とした観光PRを行っているところでございます。

具体的な取り組みとしては、市ホームページへの観光情報の掲載のほか、観光パンフレットを作成し、市内公共施設だけでなく、広島駅、広島港、ひろしま夢プラザ、ジ・アウトレットなど、市外の施設にも設置するとともに各種イベントでも配布しております。

また、広域的な観光振興を目的とした広島県観光連盟や広島・宮島・岩国地方観光連絡協議会等に参加し、雑誌るぶやじゃらん、フェイスブックひろたび、ウェブじゃらんネットなどのメディアを活用した観光PRにも努めているところでございます。

これらの取り組みの結果、本市の観光客数は増加傾向にあり、平成30年度の観光客数は約43万人となっています。昨年度は災害の影響もあったと思いますが、県内では唯一、観光客数が増加しています。

しかしながら、冒頭に申し上げましたように近隣市町ほど有名な観光資源がありません。遠方から宮島や錦帯橋などに訪れた方々が、本市に足を伸ばす、立ち寄っていただくために大きなビジョンを示していただきました。ありがとうございます。

小方地区のまちづくりについては、平成29年3月に基本構想を策定しています。アンケートやワークショップなどで、議員の皆様や市民の皆様方のアイデアを伺い、小・中学校跡地などの遊休地をゾーニングしています。国道西側を居住ゾーン、東側をにぎわい交流ゾーンとし、基本的には民間活力によって整備・開発する方針としています。なお、基本構想を策定する過程で、宮島との航路について簡単なニーズ調査を行っております。

遊休地は国道に面しており、沿岸部に一定の面積を有する貴重な土地でございます。小方地区だけでなく、市全体を活性化させる起爆剤として効果的に活用したいとの思いを持っています。

JR新駅の設置をまちづくりの前提と位置づけており、実現すれば居住ゾーンは駅直結の一等地となります。にぎわい交流ゾーンもJRでの往来を想定すれば活用の幅を広げることができます。あわせて新駅には晴海方面とのアクセス道も必要になると考えています。

しかしながら、新駅は技術的には設置可能であることを確認していますが、厳密な位置や附帯施設の規模などは決まっていません。また、周辺には個人が所有される土地もあり、開発ができる状態となるには一定の時間を要します。したがって、比較的影響の少ないにぎわい交流ゾーンの整備を優先して進めることとしています。

平成29年度には、にぎわい創出に有効と思われる機能・施設を抽出し、運営事業者等への市場調査を実施しています。幾つか前向きなお話もいただきましたが、本市の魅力向上につながるような具体的な提案には至っていません。

そこで、別の切り口として道の駅も活用策の1つと考えています。その場合は、道路附帯施設として一定面積の駐車場やトイレなどを国が整備いたします。集客のための地域振興施設は地元自治体が整備することになります。この施設をどのようなものとしていくかは、さまざまな方の御意見をお聞きしながら、実現性や継続性、整備手法などを総合的に検討していくこととなりますが、海が近いという特性からすれば、阿多田島などの海産資源も大きな魅力になるものと感じます。

新駅や道路の新設、各ゾーンの整備など、小方地区のまちづくりのためには関係機関等

との協議・調整を重ねながら、一つずつ壁を越えていかなければなりません。具体的な整備の時期をお示しすることはできませんが、新駅を中心として、晴海臨海公園や県有地、既存の商業施設、亀居公園、錦龍の滝など近接する観光資源と相互に連動させて、市外・県外からも来てみたい、市民の皆様にも喜びや安らぎを感じていただけるものとなるよう取り組んでまいりたいと考えています。

以上で、藤川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 藤川議員。

○2番（藤川和弘） 御答弁ありがとうございます。

大竹市のたくさんさんのPR、聞いてびっくりしました。数多くPRしていただいております。ありがとうございます。今後です、大竹市をにぎわいのある町にするために、市長の言われたとおりのいろんな角度から大竹市を見ていただき、大竹市を素通りの町から立ち寄ってもらえる町にするために、いろんなことに取り組んでいただき、ぜひいろんな角度から調査して行ってほしいと思います。

何度も言いますが、隣まちには世界遺産に指定されております宮島、厳島神社があり、年間約456万人の方が世界中から集まっております。すぐそば、隣のまちには人が集まってにぎわっているんです。その多くの観光客に、この大竹市にもぜひ目を向けてもらいたい。そのために何をすればいいのか。

県内に宮島便がある港は宮島口、大野、広島港、平和公園、マリーナホップ、どれもインターチェンジは近くありません。大竹市はインターチェンジのすぐそばに港があります。観光バスを呼び込める広い土地があります。先ほども言わせていただきましたが、観光消費額868円を伸ばすためには、大竹市に立ち寄ってもらう魅力のあるものが必要です。

去年は晴海臨海公園に巨大な遊具をつくっていただきました。さらに求めるものは、小方駅、大竹宮島便フェリー、海産物やお土産を扱う巨大な販売所、ドライブやツーリング、観光バスが立ち寄れる巨大な駐車場、景色のよい海水浴場、温泉宿泊施設ほか、たくさんの方が考えられると思いますが、これらが総合して大竹市にあれば、大竹市を広島県の西の玄関、観光の出入り口として、大竹市は素通りのまちから立ち寄ってもらうまちになれると信じております。

私もやっていることなのですが、広島県に観光するといたしまして、インターネットを使い観光検索をします。広島に観光するならば、広島観光と検索いたします。上位には、宮島、厳島神社、原爆ドーム、平和公園、広島城が出てまいります。例えば厳島神社に行ってみようと思ったとき、行き先の近くにある、いいところがないかを探します。その近くのいいところに大竹市が名乗りを上げてほしいのです。同じ県内に原爆ドーム、平和公園、広島城があり、隣まちに世界中から集まる観光地、世界遺産厳島神社があるんです。これらをスーパーマンと言わせていただくと、せっかくスーパーマンが近くにいるんですから。広島・宮島、岩国を通過する2号線沿いには大竹インターチェンジもあります。小方地区にはまだ土地もあります。もっと小方地区を活用していただき、広島県の西の玄関としてぜひ大竹市の立地条件をうまく活用していただければと思います。

最後にお聞きいたします。大竹・宮島便フェリーの運航の話は、私が若いときに話を聞

いたことがあるのですが、過去において大竹・宮島便のフェリー運航の構想の話はあったのでしょうか。もし、構想があったのであれば、なぜ実現しなかったのか。構想が出ていないのであれば、これから大竹・宮島便フェリー運行構想のお考えはあるのでしょうか、お聞かせください。お願いします。

○議長（細川雅子） 企画財政課長。

○企画財政課長（三上 健） 宮島便の航路についてでございます。導入に向け、構想を掲げて、具体的に検討したという話は聞いたことがありません。

今後、宮島便を運行する可能性でございますが、現状では小方港の駐車場が限られており、ニーズや採算性を考えますと運行する可能性は低いものと考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 藤川議員。

○2番（藤川和弘） ありがとうございます。少し残念なお話だったのですが、私もですね、先ほどから思いばかりを言っておりますが、多額のお金がかかることですし、大竹市民の皆様のご理解も必要ですが、やはり大竹市をにぎわいある町にするためにですね、ぜひ調査をしていただいてですね、大竹・宮島便フェリー、前向きに考えてほしいと思います。

最後になりますが、私は地元の友達と大竹市についてよく話をいたします。頻繁に出る話題の中に、大竹市は何もないよのお。あれもないしこれもないし、いつもこの話題が出てまいります。ですが最終的には、じゃが大竹市はええところいや。平和なまちじゃし住みやすいよのおと。そうなんです、大竹市はとともよいまちです。東洋経済新報社発行の都市データブック2018、住みよさランキングでは、大竹市は広島県内の市の中で4年連続の1位でございます。一番大切で大変な安心、安全、住みよいまち、私はクリアしていると思っております。ぜひ、次のステップに進んでいただいて、古きよき大竹市を大切に守りながら、新しい大きなことにチャレンジしていただいて、わがまちプランのキャッチコピー、笑顔・元気・輝く大竹を目指し、たくさんの方に立ち寄ってもらい、大竹市をにぎわいのあるまちにしてほしいと思います。

以上、私の思いを言わせていただき質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続いて、14番、日域究議員。

[14番 日域 究議員 登壇]

○14番（日域 究） くろがねの日域でございます。

今回は谷和地区から出されました、大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソーラーパネル）発電所建設計画反対に関する陳情について、少々伺ってみたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

100年に一度の自然災害が恒例行事のように毎年襲ってくるようになりました。温暖化の影響だと確信せざるを得ない状況ですけども、そうした中で世界の国々と協力して温室効果ガスであるCO<sub>2</sub>の排出を減らすことが必要です。

しかし、残念なことに、日本はその対応が不十分。日本は今もって石炭火力発電所を推進しようとしていることから、国連の気候変動サミットで安倍首相の演説が断られたと言われております。

さらに、原発がとまったその穴を埋めているのは、古い石油火力発電所のフル稼働というありさまです。どう考えてもよろしくありません。

そんな中であって進むべきものの1つが太陽光発電の推進なのではありますが、だからと言ってこれをつくればよいというものではありません。フラットな空き地があつて、そこにソーラーパネルを並べるのであれば何の問題もないのですが、山林の開発の場合、よく考えなければなりません。CO<sub>2</sub>削減に有効なのは何といても森林です。その森林を壊してソーラーパネルを並べるということは、アクセルとブレーキを同時に踏むような愚かな行為という面があります。ましてやその開発工事が未完成に終われば、まさに最悪です。これだけは絶対に防がなくてはなりません。何を隠そう、今回の谷和地区の問題は、そんな案件のようにも思えるのです。

しかも今回の谷和地区について言えば、反対している地元の地権者は、もしこの事業に参加すれば利益を手にする方たちです。つまり、計画をしているのはみずからの利益最優先の東京の会社。そしてそれに反対しているのは自分たちの直接的利益をかなぐり捨てても自然環境を守ろうとしている地元の方たちです。本当に美しいのはどちらなのか、そう考えながらおつき合ください。

質問を分けてみました。

1番目、今回、日本美しい国環境発電合同会社が広島県に対して、谷和地区における林地開発許可申請をしていることがわかりました。許可権者である広島県は、森林法及び行政手続法によって定められた自治事務として条件を満たす場合は、速やかに許可しなければならない立場にあります。

しかし、大竹市は違います。大竹市には林地開発の許可権限はなく、森林法には縛られません。ですから、大竹市民の命と財産を守るという市政の原点に立って、この陳情に対応できる立場なのです。

ここでは、森林法で許可されるということと、事業が成功するとか、その事業が社会のためになっているということとは別の話であることの認識が大切だと思います。

市長は森林法ではなく、大竹市民の命と財産を守るという立場に立ち位置で判断されますでしょうか、お尋ねいたします。

2番目、廿日市市大野宇嵐谷地区のソーラーパネルの開発では、許可権者の廿日市市から意見を求められて、当初大竹市は意見なしと回答しました。その責任を問うつもりはもちろありませんが、現在の悲惨とも思える状況を見て、せめて感想は述べてほしいと思います。まさかあんなになるとは思っておられなかったと推測するのですがいかがでしょうか、お尋ねします。

3番目、今回の谷和地区の件ですが、地元は大反対です。その点で地元が同意した嵐谷地区よりも条件は厳しいと感じます。経産省から再生可能エネルギーの認定を受けていても稼働がおくれたら認定が失効になる、そのような法改正を来年度に行うと最近報道されました。仮にそうなれば有利な売電単価の権利は消えてしまいます。その法改正がなされなくても、つまり現行ルールのままでも買い取り制度が始まった当初の認定については、売電事業が稼働しなくても買い取り期間の20年の時計が来年には動き始め、大切な買い取

り期間が経過し初めます。したがって事業開始がおくれればおくれるほど採算は低下することになります。

仮に県が林地開発を許可したとしても、地元の大反対の中で事業を推進することは至難のわざです。そうなれば、ここでもまた未完成のまま開発が放置される懸念はないでしょうか。一度ならず、二度までもそんなことが起これば、市民の命と財産を守るという大竹市の役割と反対になってしまいます。

林地開発の許可を出す県の立場としても、開発が途中で放置されることは大きな懸念材料のようですが、大竹市としてその点をどのようにお考えかお尋ねいたします。

4番目、嵐谷地区はまさに他山の石です。経験を生かさない手はありません。その嵐谷地区では当初の計画になかった物が持ち込まれ、ある時期、それを今、撤去させていると廿日市市の職員から私は電話で聞いた記憶があります。それが何かはわかりません。それとはまた別に、栗谷地区の住民からは夜になると大きなトラックが何かを運び込んでいたという話も聞きました。私に、相談した人は調べようにも恐ろしいから誰もよう聞かんのよとも言っていました。

つまり、夜持ち込んだ物が仮にあったとしても、それが計画外の物であるか否かはわかりません。そして皆さんが言うことがどこまで本当か、その実態は闇の中です。

ただ、問題は怖くて聞けないということです。このようなことが起こらないように、夜間の物資の搬入を規制するとか、チェックのために工事現場の立ち入りを認めるなどのことを県に意見として述べるお考えはありませんでしょうか。

また、今回の一般質問のヒアリングの中の話でも、業者の方は大竹市役所に来ているようです。そこで伝えてもらっても構いません。正しい情報を共有してこそ、住民も正しい判断ができます。地元の住民に恐怖心や猜疑心を与えたとすれば、業者にも問題があります。この点、いかがでしょうか。

次です。担保や保証ということですが、嵐谷地区は現在、一応事業の途中です。現在ですね。最終的には業者が責任を持って開発するか、さもなければ原状回復、つまりもとの状態に戻すかをすべきですよ、どう考えても。しかし、今の様子では何とかなるであろうという安心感は感じられません。最悪の場合でも原状回復できるだけの資金準備がどこかに必要ではないでしょうか。

谷和地区においては、ソーラーパネルの事業者は何と資本金11万円の合同会社です。何の力もありそうにないペーパーカンパニーです。大竹市もそのことを踏まえて安心感を得られるように県に意見を述べていただけますでしょうか。

最後に、これはヒアリングの後で聞いたことなので、通告のときに言ってませんが、11月18日に大竹市の職員さん2名が谷和地区に行かれています。市の職員さん以外にも10名ほどいたように聞いております。

しかし、その2日後にあった総務文教委員政策研究会で産業振興課長さんはそのことに一切言及されませんでした。都合の悪いことは言わないという姿勢なのであれば、不信感が募ります。市職員さんたちの谷和地区行きは一体何のためだったのでしょうか。ここでは包み隠さずお話しいただきたいと思います。

とりあえず壇上での質問はここまでといたします。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 用意した答弁書を発表させていただきます。

それでは、日域議員の御質問にお答えいたします。

森林は水源の涵養、災害の防止、環境の保全などの公益的な機能を有しており、開発により、これらの機能が失われた場合には回復が非常に困難なものになります。このため、森林の開発行為を行う際には森林の有する役割を維持できるように適切に行うことが必要とされています。林地開発許可制度は、このような観点から森林の適正な利用の確保を目的とした制度です。

まちづくりにおいて、市民の生命と財産を守ることは行政の大原則となるものと考えております。この視点に立ち、対応することは当然であると考えております。

谷和地区の林地開発の許可権者である広島県から、林地開発許可申請に関する意見について照会がありましたが、地区住民の皆様が懸念している水質などの環境汚染の防止、適切な点検・検査の実施等について、開発事業者を指導していただくよう回答しました。開発業者は林地開発許可基準に基づき、県の指導のもと、土砂災害・水害の防止、安全な水源の確保、環境保全への対策を行うものと考えていますが、広島県においては十分な審査、指導のもと、適切に許可の判断をしていただきたいと思いますと考えております。

次に、嵐谷地区の林地開発の現状についてですが、これまで大雨等が降った際に土砂流出が繰り返され、市の道路や水路等に被害が及んでいます。

嵐谷地区の林地開発許可権者である廿日市市からは、開発業者に対し、防災対策工事を指導し、土砂流出対策工事を施工していると聞いています。このような状況を目にするたびに、森林の持つ公益的機能の大切さを改めて認識しております。

現在、嵐谷地区の林地開発計画については、変更許可申請書が廿日市市に提出されると聞いており、今後、改めて廿日市市から変更許可申請に関する意見について本市に照会されることとなります。その際は、本市の意見を伝え、十分な審査をしていただくとともに、開発事業者に対し適切な指導をしていただくようお願いしてまいります。

次に、林地開発が未完成のまま放置される懸念についてですが、今回の谷和地区の林地開発許可申請は、開発事業者が太陽光発電施設の建設を目的として行っているものであり、誓約書も添付されています。誓約書には、太陽光発電施設建設事業を実施するに当たり、事業計画書のとおり施工することはもちろん、工事中及び工事完成後において隣接地等に被害を与えた場合は、その損害に対し補償するとともに、完全に復旧することが明記されています。

また、許可を受けた後は、遅滞なく申請に係る開発行為を実施することも記載されています。本市としましては、この誓約書のとおり、開発事業者には責任を持って対応してもらいたいと考えております。

最後に、開発現場への立ち入り権の要請についてですが、これまでの林地開発申請の状況等を踏まえて、許可権者である広島県において適切に現地調査や指導がなされるものと

考えております。本市として立ち入りが必要な事態が生じたときには、県に同行させていただくなどの申し出をし、地区住民の皆様の不安軽減に努めてまいりたいと考えています。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 追加で答弁ございましたら受け付けますが。11月18日の件は。教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、11月18日の市の職員の現地調査ということでございますが、これは生涯学習課の職員が2名ほどそちらのほうへ出向いております。県の森林審議会の委員の現地調査というのにあわせて、委員の中にオオサンショウウオに関して状況を把握したいとの申し出があったものでございますから、生涯学習課の職員2名がそれに同行したものでございます。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） どうもありがとうございました。

森林法にいろんなことが決めてあるらしいです。それをチェックして、県ですね、嵐谷地区でいえば廿日市市だったみたいですけども、それが許可を出すらしいですね。とはいいながら、林野庁という役所があって、森林法という法律があって、それを自治事務というらしんですよね、難しい話ですけども。それを各県、基本的には県ですけども、廿日市市の場合は市のほうが権限移譲を受けているということらしいんですね。例えばですね、今回も議会のほうに示された意見ですよね。意見とその回答が出てましたけど、地元の同意というのが出てくるんですけども、地元の同意ってどういう意味かということですよ。結局ですね、災害が起こるとか起こらんとかいうことは私の立場ではよくわかりません。それはしかるべき専門家が判断するんだと思いますけども、まず大原則として、地元の同意、これが何を意味するかということを含め、例えばこれ、岡山県の林野開発の手引きを見るとよくわかるんですけども、大竹市は国土調査がされていませんよね。国土調査がされていないところの場合は、要するに境界線がはっきりしないわけですよ。だから林地の地権者等、ここが境界ですよという同意がない場合は書類を出したことになるわけですよ。

今回の広島県のやつも見たら、官民境界という確認書が出てるんですけども、民境界ということがないんですよ。きのう私、実は県の担当者と電話しました。彼が何を言ったかというたら、申請した人が言ってる境界線があって、それより一定距離ですよ、10メートルかどうか忘れましたが、一定距離、手前までしか開発しないことになっているから大丈夫だというんですけども、そんなへ理屈通用するかって。こちらが決まっていないものですね、幾ら10メートル引こうが100メートル引こうが違うじゃないかって言ったら、それから黙ってしまいました。それともう1個、大竹市の市民税務課にも私1回行きました。固定資産税を課税してますよねって。課税図面はありますか。ありませんよ。登記簿に名前書いているから税金をもらえますと。でも課税図面はないんですよ。山ってね、今回私勉強してわかったんですけども、国土調査がきちんとしていけばそれで正確なのでしょうね。ただ、山の場合ですね、法務局の公図を見ても何のことかさっぱり

わかりません。広島県の林業課というところがですね、かなり正確らしきものを持っているんですけども、国土地理院のね、等高線の入った地図をもとに境界線を書いてですよね、そこに地番を振っているかなりわかりやすいものですけども、でも地元の方に見せるとたくさん間違っているって、これ違うって言うわけですね。結局、山の場合はね、それこそ隣地者のね、あんたどこ来るよね、そうよねって、これでいいの、わかったって判を押す。これはこっちでもやっていますよ。この辺だってマンション建てようと思えば、隣地者の境界がなければ、確認がなければ許可しないはずですよ。それを取るために不動産屋ってすごい苦勞していますからね。だから、境界というのはそういうもんなんです。隣接地権者との境界の合意というのは山口県も示しています。岡山県も示しています。広島県はとんちんかんなことを言ってます。これでもし変なことになったら、当然裁判ですよ。そうしたら太陽光発電施設、令和2年からスタートするって、これは広島の中経産局が言っていましたけど、それとか一定以上稼働しなかったら認定取り消すとか、そういうことがあったらもうできなくなりますから。

今回ね、皆さんから聞いた話じゃなくて、こっちが調べた中かなり論理的に難しいところが散見されるんですね。そういうこともあってね、とにかく嵐谷地区のことばかり言いたくないですけども、つくるならつくる、だめならしない、それならいいですけども、やってみただけだめやったよねというのは一番最悪の形ですから。

最後に今オオサンショウウオの話がありましたよね。このオオサンショウウオというのが私はよくわかりませんが、あの場所にいるのかいないのか知りません。ですが、あのあたりには生息していますから。だからこれが非常に厄介ですよ。そろそろね、賢明な業者であれば、これはやめとこうって引くべきだと思います。私はある意味ではどちらの立場でもないですけども、やっぱり大竹市の全体のこと考えればですよ、さっきの藤川議員の質問じゃないですけども、大竹市をよくしたい、元気にしたい、いいまちにしたい。私も同じです。大竹市はあっちやったら失敗、自然を壊してぐちゃぐちゃってそんなこと言われたくないですから。やめるときに勇気を持ってやめるというのも大事なことですよね。そういう意味でですね、さっきの市長の答弁が私からして意に反した御答弁ではなかった。やっぱりやりたいという思いは伝わってきました。ぜひ、このところをね、もちろん大竹市は権限が何かあるわけじゃなくて、県に対して意見を言う、せいぜいそのぐらいの立場だと思います。だからこそ、最初に言いましたけど法律に縛られている立場じゃなくて、さっきの公立・公的病院の再編統合の話なんかもそうですけども、なくしたらいいんと言え立場なわけですからね。今回もあそこはね、総合的に見てあんまりよろしくない、だからやめてくれって言うのは自由だと思うんですけども、そのあたりをもう一回ですね、オオサンショウウオの話も含めて御答弁いただきたいと思います。

○議長（細川雅子） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（小田健治） ただいまの境界の関係とか、いろんなお話をお聞きしました。実はその点につきましても、私どものほうからも県のほうには以前確認したことがございます。

まず、境界等につきまして、例えば隣接者の同意は必要でなからうかと確認等もさせて



もらう中で、今、議員さんからお話がありましたように、同じようなお答え。要は自分の土地の中で、なおかつ隣接をしないような状況で事業をするという形で申請が出ています。それをもって、県のほうも申請の内容について検討しておる最中ですよという意向でございました。もし仮に、完璧に隣接者と隣接しているのであれば施工同意というのにも必要になってまいりますというお話もお聞きしております。

実はそう言いながらも、また今回の開発につきましては、谷和地区の方あるいは前飯谷地区の方のほうからですね、いろんな市のほうに対しても、陳情をいただいております。現在、うちとしまして、できる案件といたしましては基本的には許可権者であります広島県に対しまして、この大竹市としての意見というのを繰り返しになりますけど、まずは9月5日にこの申し出をさせていただいております。その中で何点かについて、いろいろ県のほうから開発者、事業者のほうへ、いわゆる今の段階では申請者のほうに対しまして、いろいろな指導等をお願いしますとお答えしております。

また、その結果ですね、先般の総務文教委員政策研究会のほうでもお話させていただきましたが、県のほうから申請者のほうに対して照会をして、その結果についてまた県のほうから市のほうへ通知がまいりました。その内容を踏まえて、再度大竹市として意見を申し上げたい内容について、県のほうに再度意見のほうを返させていただいております。今後、大竹市として県のほうに申し上げました意見に対しまして、いわゆるそれを県のほうから、またその申請者のほうに対しまして照会をかけて、その結果が市のほうにまた返ってこようかと思っております。

大竹市としましては、県に対しましては、今後とも必要に応じましていろんな意見の申し出をしていきたいと考えております。また、市のほうで得られました情報等につきましては、これまでもお話ができる情報等がありましたら、あくまで地元のほうにはこんな話が来ますよという形で、情報提供をさせていただいておりますので、その辺につきましては、また今後ともそういう形でしていければと思っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） あれですよ、大竹市もある意味では大変な立場だと思います。

よくね、こういう問題であるのはですよ、どこかで何か誰かが物をつくるとして、それに反対するような考えを持っている方が外部から集まって来て、沖縄県みたいにやるケースはよくあるんですけども、そういう場合、大体ね、やるための環境整備というか、その条件ができ上がった後で部外者が来て反対するというケースはよくありますけども、でき上がっていたらもう反対しても、できるじゃないですか。

今回はそういうケースではないように見えるんですよ。まだ足りないことがいっぱいあって、足りないことをやろうと思えば地元の協力が要るんですよ。そういう協力が要る立場でありながら、地元には満足な説明ができてないんですよ。これ3年ぐらい前の会派のときも私やったことがあるような気がしますけども、少し乱暴というか、強引にやったら何とかなるという案件とは全く違う気がします。だから業者の側から見ればね、それを強引にやるという手は1つ一般論としてはあるんですけども、今回強引にやったら、後が大

変なことになるよって、今の私の印象ではそう感じるんですよ。そこにオオサンショウウオという話が出たわけですよ。これもね、いたら上流に避難させるとかいう話でした。私は詳しくありませんけどもね、それこそいろんな意味で大竹市を変なイメージにしないようにやっていただきたいと思います。

大竹市が許可権者ではないので、余りここで理屈を言ってもしょうがないような気もするんですけども、最後にね、思いを述べて質問を終わりたいと思いますけども、最近の話で日本のCO<sub>2</sub>が減ったという話がありましたね、最近のニュースで。理由は原発が多少稼働し始めたからだということでした。私は原発あるものは使えという論者ですけども、森林の能力は問わないんですよ。だから森林の能力が上がった、下がったという支障はありませんから、森林を壊して太陽光発電をしてもですよ、太陽光発電分だけは何かいよいよにカウントされるのかもしれないですけど、やはり森林は大事にしてほしい、そう思います。森林を大規模に破壊して太陽光をつくるというのはね、日本中にいっぱいありますけども、どれも含めて余りいいことではないと思います。

それから今回の業者ですけども、実際いつ認定を受けたものか私にはわかりませんが、当初のキロワット40円であれば、今14円ですから、今つくるのに比べたら約2.8倍も高い電気代なんですよ。それが消費者にオンされるわけですから、そういう意味で社会的に意味が余りないんですよ。だから、そういうソーラーパネルなんかはやめてほしい。ソーラーパネルとかすごく安くなっていますから。だからそういう中でね、今ごろやってもうけようというのは、私は業者として余り感心しません。

それとさっきの土地の話もそうです。この町なかのかなり正確な公図とかある中でも、いざ何かするときには必ず立会ってあるじゃないですか。それ見て、山でそれこそ何にもないんですよ。わからない、そういうところでですよ、片方の人が主張する線よりかは一定引いたらいいというのはね、全然理解が対立する人の意見が入っていないわけですから客観性が何もないわけですよ。ほかの県がそれをやっているときに、広島県だけそんなへ理屈みたいなことを言って通るはずはないので、それはそれでやめてほしい。ちゃんとやってほしいと思います。

嵐谷地区ですけどね、あれもなかなか大変だろうと思いますが、あれをまさか大竹市の職員さんたちが失敗すると思っただけで懸念して、でも意見はないと言ったのではないような気がするんですよ。それはちゃんとやるんじゃないけん、わしらようわからんけど業者がこんだけやって、廿日市市やら広島県やらがいけんと言わんのやったら、多分ええがやるんじゃないやねって思ったら、あのていたら良かった。というのが結論だと思うんですけどもね。そういうことがまた大竹市の中で起こらないようお願いいたします。

最後にですね、林野庁の太陽光発電に係る林地開発許可基準のあり方に関する検討会報告書というのを最近見つけたんですけども、そこには発電事業が終わった後の原状回復についての懸念にも触れています。確かに山の中の事業ですから、あの後どうなるのか、意外に何十年ももつのもかもしれませんし、ひょっとしたら予定どおり20年でだめになるかもしれません。わかりませんが、でもやっぱり大事な山ですし、水源の涵養でしたかね、大竹市の水は弥栄ダムを通過して広島方面に行っているのが20万人以上いるのかな。県の水

道課がそんなん言ってました。もちろん山口県の柳井市のほうにも行ってますから、そう考えたらべらぼうな水源ですよ。その水の源を管理するというかな、それにかかわる市としてですよ、やっぱり変なことになってほしくないと思います。そういうことを厳しい目で、県の許可したりすることをチェックするようにお願いして、質問を終わりたいと思います。答弁は結構です。

○議長（細川雅子） この際、お諮りいたします。

一般質問の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、12月4日の本会議に一般質問を継続いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって12月4日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。あす12月4日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会いたします。

15時56分 延会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月3日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会副議長 寺岡 公章

大竹市議会議員 和田 芳弘

大竹市議会議員 網谷 芳孝

令和元年12月  
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

令和元年12月4日10時開会

| 日 程 | 議案番号   | 件 名                                                | 付 記                       |
|-----|--------|----------------------------------------------------|---------------------------|
| 第 1 |        | 会議録署名議員の指名                                         |                           |
| 第 2 |        | 一般質問                                               |                           |
| 第 3 | 報告第 6号 | 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）                             | 報 告<br>（一 括）              |
| 第 4 | 議案第64号 | 大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について                              |                           |
| 第 5 | 議案第58号 | 訴えの提起について                                          | 生活環境付託<br>生活環境付託<br>（一 括） |
| 第 6 | 議案第66号 | 大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について                       |                           |
| 第 7 | 議案第67号 | 大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について                            |                           |
| 第 8 | 議案第59号 | 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について                  | 総務文教付託<br>（一 括）           |
| 第 9 | 議案第60号 | 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理について                        |                           |
| 第10 | 議案第61号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                           | 総務文教付託<br>（一 括）           |
| 第11 | 議案第65号 | 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について |                           |
| 第12 | 議案第62号 | 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について                      | 総務文教付託<br>（一 括）           |
| 第13 | 議案第63号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について                   |                           |
| 第14 | 議案第68号 | 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）                              | 総務文教付託<br>生活環境付託<br>（一 括） |
| 第15 | 議案第69号 | 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）                        |                           |
| 第16 | 議案第70号 | 令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                       |                           |
| 第17 | 議案第71号 | 大竹市印鑑条例の一部改正について                                   | 生活環境付託                    |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 6号から日程第4 議案第64号（報告・説明・付託）
- 日程第 5 議案第58号から日程第7 議案第67号（説明・付託）

- 日程第 8 議案第59号から日程11 議案第65号 (説明・付託)
- 日程第12 議案第62号から日程13 議案第63号 (説明・付託)
- 日程第14 議案第68号から日程16 議案第70号 (説明・付託)
- 日程第17 議案第71号 (説明・付託)

○出席議員 (16人)

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 細川雅子 | 2番  | 藤川和弘  |
| 3番  | 原田孝徳 | 4番  | 小中真樹雄 |
| 5番  | 中川智之 | 6番  | 小田上尚典 |
| 7番  | 賀屋幸治 | 8番  | 北地範久  |
| 9番  | 西村一啓 | 10番 | 和田芳弘  |
| 11番 | 網谷芳孝 | 12番 | 児玉朋也  |
| 13番 | 山崎年一 | 14番 | 日城 究  |
| 15番 | 寺岡公章 | 16番 | 山本孝三  |

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

|                   |      |
|-------------------|------|
| 市 長               | 入山欣郎 |
| 副 市 長             | 太田勲男 |
| 教 育 長             | 小西啓二 |
| 総 務 部 長           | 吉岡和範 |
| 市 民 生 活 部 長       | 三原尚美 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長     | 豊原 学 |
| 建 設 部 長           | 山本茂広 |
| 上 下 水 道 局 長       | 高津浩二 |
| 消 防 長             | 橋村哲也 |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 | 中村一誠 |
| 企 画 財 政 課 長       | 三上 建 |
| 福 祉 課 長           | 神代 亨 |
| 監 理 課 長           | 中曾一夫 |
| 土 木 課 長           | 古賀正則 |
| 上下水道局業務課長         | 北林繁喜 |
| 総務学事課長            | 真鍋和聰 |

○出席した事務局職員

|             |      |
|-------------|------|
| 議 会 事 務 局 長 | 田中宏幸 |
| 議 事 係 長     | 加藤 豪 |

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程を配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 配付漏れなしと認めます。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、12番、児玉朋也議員、13番、山崎年一議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（細川雅子） 日程第2、一般質問を行います。

12月3日の一般質問を継続します。

3番、原田孝徳議員。

〔3番 原田孝徳議員 登壇〕

○3番（原田孝徳） おはようございます。くろがねの原田孝徳です。障害のあるお子さんの可能性を広げる療育を選択できるまちづくりについて質問をさせていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

障害のあるお子さんの成長過程において、家庭や学校だけではなく、第3の目として放課後等デイサービスという存在があります。この放課後等デイサービスについて何かということについて、簡単に説明をしておきます。

放課後等デイサービスとは、おおむね6歳から18歳までの就学児童が、学校終了後や長期休暇中に通えることのできる施設で、生活向上のためのさまざまなプログラムが行われたり、専門的な療育を受けることができるなど、専門知識を有した職員と一人でも多く触れ合うことによりまして、障害のあるお子さんの可能性の発掘や特性を伸ばす場所として注目をされてきました。

また、もう一つの側面として保護者のレスパイト、レスパイトというのは一時的な休息を意味するもので、保護者の負担軽減や精神的な休息を図るという役割も持ち合わせております。また、放課後等デイサービスは10名程度の小規模な運営、設置場所、職員の資格要件などの設置条件がゆるいこともあり、令和元年8月現在全国でその数は約1万4,000カ所、制度創設時の平成24年4月には約2,500カ所であったことから、実に7年間で約5倍以上にもその数はふえております。

そこで本市の現状であります。本市には放課後等デイサービスの数は二つであります。ちなみに近隣の市では廿日市市が23、岩国市が8、また人口が約2万6,000人とほぼ本市と同じ規模の中国地方のほかの市では、岡山県的美作市が3、山口県的美祢市が1、またこれから人口が減少することが予想されますので、人口が約2万6,000人の竹原市とそれ

から人口が約2万3,000人の江田島市も加えてみましたが、それぞれ2、それから1でありました。

もう少し補足しますと、廿日市市の18歳以下の療育手帳の手帳保持者は、重複も含めまして327名、それに対して本市は67名、これに手帳が保持されておられません但实际上に利用されている方、またその可能性のある方をざっくり含めても、本市は廿日市市のおおむね5分の1であります。

つまり単純に数字上の計算だけでいえば、本市に事業所が4カ所から5カ所あっても不思議ではなく、また本市に住民票があり、市外の事業所を利用されている方は19名であります。先ほどの美作市はその数が43名、廿日市市を除く先ほどの他市の中では他市の事業所を利用されているという方が、本当に数名程度しかいないということもありまして、実際に美作市に問い合わせてみますと、事業所が不足しているという認識は持っておられ、もう一つは欲しいと考えているようで、そのことからしても、美作市と同じくらいの人口である本市に美作市と同数の事業所があってもよいと思いますし、少なくとも二つしかないというのはサービス面でおくれている印象が否めません。

ただ単に事業所の数だけでいいますと、廿日市市を除く先ほど述べました他市とはそんなに大きくは違いません。むしろ1カ所というところもあります。でも、あるのなら平均的でよいのではと思われがちですけれども、放課後等デイサービスというのは、高齢者のデイサービスとは少し違っておりまして、高齢者のデイサービスのように比較的画一的なサービスではなく、冒頭でも少し触れていましたように、事業所によって専門的療育や子供の特性に合ったさまざまなプログラムを提案しておるのであります。障害をお持ちのお子さんの中には強いこだわりに対してそこに十分に受け皿がないため、パニックになったり、その特性によってはスタッフやお友達とコミュニケーションがうまくとれず、事業所の空気になじめないなど、デリケートな一面のあるお子さんもいまして、そういうお子さんにとって一つしか選択肢がないと、万が一そこが何らかの理由で合わないと行くところがなくなってしまおうという現実があります。

そういう意味におきまして、廿日市市の23の事業所というのは、十分過ぎるほど選択が可能な数字でありますし、もっといえば佐伯区と隣接している地域におきましては、まださらに多くの選択肢があるということになります。ですから、障害のあるお子さんを育てる環境面では本市とは比較にならないほど充実しております。

もちろん、放課後等デイサービスだけが全てではありませんが、それがあることによりまして、通所の作業所や入所施設などがそれにあわせる形であるわけで、障害のあるお子さんはもちろん、将来のことを考えたときに、本市から離れそういう場所へ親御さんが行くことを考えても何ら不思議ではないと思われま。ここまでは、放課後等デイサービスのよい点ばかりを取り上げてきましたが、もちろん負の面もたくさん噴出しており、ここではその中でも、二つの大きな問題点について簡単に述べておきます。

一つ目は、設置条件がゆるかったことで、十分な専門知識を持たない多くの民間企業がビジネスチャンスとして捉え参入したため、療育が低く甘く見積もられたり、都合のよいように解釈されたため、指導員と一緒にただ折り紙を折るだけということが創作活動にな



ったり、もっとひどいところになりますと、一日中パソコンを使わせたり、携帯ゲームを触らせたりということで、電子機器の取り扱いその必要性を正当化させるなどの事業所が存在していることは残念ながら、現前たる事実であります。

もう一つは職員の問題ですが、もともと制度発足時から障害者支援に携わる専門知識を持った職員が十分にいたわけではなく、また当時ホームヘルパー2級というのがありましたが、現在は介護職員初任者研修という名称に変わっております。この講習の中に障害者についての記述や項目はなく、専門知識を得るためには実践で学ぶしかない上に、人材の育成には高齢者介護に比して時間を要することから、事業所が先ほどのように急増しましても、そこに必要かつ条件を満たした職員の確保が追いつかずに、障害に関しての専門知識のない職員が大量に生まれたことで、その専門性やサービスについて疑問視する声が多く聞かれるようになりました。

少し駆け足で問題点を探ってきましたが、これは何も事業所だけが悪いというのではなく、このような事態は制度を発足後からすぐに発生したことでありまして、例えば放課後等デイサービスに配置が義務づけられております児童発達支援管理責任者というものがああります。発足当時は高齢者介護の実務経験だけで、児童発達支援という名がついているにもかかわらず、児童の経験や知識の全くない者がそういう職についていたことから、制度そのものに不備があったことも事実でありまして、国や地方自治体がもっと早くそうした現場の実態把握に努めていれば、ここまでの質の低下は逃れていたのではないかと思いますし、現場の声に真摯に耳を傾け、それを反映するような体制をつくらなければ、今後も制度の改正や見直し、そういうものが後手に回ってしまう恐れがあることを最後に指摘しておきたいと思えます。

そこで問います。単に数字だけを見ましても、本市において放課後等デイサービスは不足していると考えがどうでしょうか。それから障害のあるお子さん、そして親御さんにとっての安心、安全。安心とは療育などの専門的なサービスを提供してくれ、かつ利用者に寄り添ってくれる事業者があるのか。安全とは、送迎に際してリスクを最小限にとどめることのできる場所にそれはあるか。

なのですが、その送迎について少しだけ補足しておきます。送迎に際してのリスクを最小限にとどめるというのはどういうことかといいますと、障害のあるお子さんの送迎、それにかかる時間は長くなればなるほど、特にじっとしていることが苦手なお子さんなどは勝手にシートベルトを外して、車の中を動き回ったり、急にパニックになり大声を出したり泣いたり、職員もいろいろな策を講じてはおりますが、どうしても難しいところもあり、リスクを最小限にとどめるためには、やはり本市内に事業所があることが望ましいという意味であります。また、十分な環境が整っていないために、わずかでも人口が流出する可能性が危惧される、この二つの観点から本市の放課後等デイサービスの現状について、お考えを聞かせていただきたいと思えます。

以上、壇上での質問は終わります。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎）

原田議員御自身の御経験をもとに詳しく調査され、丁寧に解説されての御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、原田議員の御質問にお答えいたします。

本市では、本年11月1日現在で二つの事業所が、放課後等デイサービスの運営をされています。定員は各事業所とも10人の計20人で、利用状況は10人と9人の計19名となっています。

市外の事業所を利用する方もおられますので、放課後等デイサービスの利用者は市全体では38人で、半数の方が市外の事業所を利用されています。

サービスの量が不足しているとの御指摘でございます。確かに利用実態のみを見れば、市内事業所の20人の定員は、ほぼ埋まっており、残りの方は市外の事業所を利用されていますので、定員が不足しているとの見方もあるかと思えます。

しかしながら、3年ほど前には三つの事業所がありましたが、利用者が集まらず1年足らずで1事業所を廃止された事例もありました。利用者が集まらなかったのには、さまざまな要因があったものと思えますが、定員がふえれば必ずしも利用者がふえるものではなく、現在、市外の事業所を利用されている方の中には、定員のあきがないからではなく、選択して市外を利用されている方がいるということも、御理解いただければと思えます。事業所によってプログラムや専門的療育が異なるため、御自身の希望に近いサービスを選択されることや、通学する学校の所在地によって事業所を選ばれることもあるものと考えております。

送迎時のリスクにつきましては、事業所が送迎を行う場合は、利用者の安全確保に努める責任があります。そのため、たとえ市外の事業所であっても、また利用者の年齢を問わず、当然のこととして、基本的には送迎時の安全は確保されているものと考えております。

また、定員の不足による人口の流出を懸念されておりますが、放課後等デイサービス事業は利用者の生活の補助的なものであり、利用者の生活の主たる部分は学校生活となります。仮に市外の事業所を利用される場合であっても、事業所による送迎がありますので、事業所が少ないことが転出者の増加に直接的に結びつくものではないと考えます。

大切なことは、議員もおっしゃいましたとおり、複数の選択肢があり、できるだけ御希望に近い形で、プログラムや療育のサービスが受けられる体制が整えられることだと思います。事業者の動向等もありますので軽々なお答えはできませんが、御本人や御家族にとって少しでも安心して生活が送れますよう、障害福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上で、原田議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） 御答弁ありがとうございました。

市長は常々、市民の幸せを考えているとおっしゃっておりますので、御答弁につきましては、非常に重く受けとめたいと思えますけれども、結論を急がずに、私の説明が十分ではなかった部分もあるかもしれませんので、少し角度を変えてお話をさせていただきたい

と思います。

タイトルのほうにも上げましたように、障害を持つお子さんの可能性を広げるという点におきまして、放課後等デイサービスが果たす役割というのは、非常に大きく重いものがあると思います。確かに先ほどおっしゃられたように、現在選択は可能な状況にあるかとは思いますが、送迎につきましてはやはり長時間になるほど余りよいことではないというのが、やはり現場の声であります。

また、現在はある程度選択できるところに廿日市市あたりではないかと思うんですけれども、そういうところに選択の可能性がある事業所がありますので、最低限は何とかなってるのかなという印象を受けたのですけれども、事業所の療育などのサービスや専門的な知識を持つ職員と、やはりうまくマッチングしないことには、その効果はやはり十分に発揮はされません。今のように選択が可能などころがあるとしても、やはり余りにも遠い場所になりますと、いろんなリスクも生じてきますし、できるだけ近くにそういうものがあれば、それが一番安全で、安心なものであると考えております。

極端な例かもわかりませんが、お子さんによっては、10カ所以上の事業所を回って、ようやく居場所を見つけたんだという方もいらっしゃいますし、先ほど市長の答弁にもありましたように、複数の事業所を利用されています。という方も結構いらっしゃいます。特に広島市内なんかでは結構そういう方はたくさんいらっしゃいます。それはさまざまな療育プログラムを体験、経験させることで、何に子供の特性があるかを見出そうとする親御さんがいらっしゃるというのが、主な理由だと思われまます。

しかし、やはり先ほど言われていましたように、確かに選択できる事業所というのは、少し足を延ばせばあるのかもわかりませんが、近くにあることによって、じゃあやっぱりこちらのほう、なるべく近いところにしようというような親御さんが出てくることは可能ですし、現在利用されている市外を利用されている方も、満足してそちらを利用されているということではない可能性もあります。そういう意味で、障害をもつお子さんの場合、そういうマッチングに時間がかかったりとかですね、それからマッチングするかわからないために、何カ所も回って、試行錯誤されたりする親御さんもいらっしゃいます。

ですから、高齢者のデイサービスのように、利用される分だけの人数を確保しておけばよいというものとは少し違うものがあります。ただし、全ての親御さんが高い療育を求めているということではなくて、学校や家庭でのストレスをそこで何とか発散してほしいとか、またお仕事をされてて、共稼ぎをされてる親御さんからすると、預かってくれるだけでいいという方もいらっしゃいますので、全てが高い療育を求めている保護者さんだけではないということは、つけ加えさせていただきます。

そのような放課後等デイサービスの特殊な事情がありますので、現在のようにやはり二つしかない、マッチングの確立というのは相当低くなると思います。もちろん遠くに行かれてる方、そういう方は上手にマッチングされて、そこを選択されているんだと思いますけれども、できるだけやっぱり近くにある同じサービスであれば、近くにあってマッチングの確立を上げるほうが、よりよいのではないかと考えます。特に本市の場合、療育だけに限って言えば、そもそも選択そのものがない現状にあるため、やはりそこは改善

する必要があるのではないかと思います。

そこで、障害をお持ちのお子さんや親御さんにとって住みたい、住んでよかったと実感してもらうためにも、事業所をふやすという考え方ではなくて、療育を選択可能にするという発想に転換をすることで、将来社会に出たときに必要なスキルを少しでも多く身につけることができますし、それが共生社会の実現に向けた後方支援体制の確立にもつながると私は考えるのですが、その療育を選択可能にするという発想の転換、それから共生社会の実現に向けた後方支援体制の確立という、この二つの観点から放課後等デイサービスの今後についてお考えがあれば、聞かせていただけませんか。

○議長（細川雅子） 福祉課長。

○福祉課長（神代 亨） 失礼します。

放課後等デイサービスは、平成24年4月に児童福祉法に位置づけられました新しい支援ですので、利用する子供や保護者の方のニーズはさまざまで、提供される支援の内容も多種多様となっております。国の示したガイドラインでは放課後等デイサービスの基本活動として、四つの基本活動が示されております。自立支援と日常生活の充実のための活動、創作活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供の四つです。この四つの基本活動を組み合わせ、かつ子供さんや保護者の方のニーズに合わせて、個々の事業所が特色ある支援を展開しているのだと考えております。

原田議員が述べられましたように、設置基準が余り細かくなかったこともあり、事業所によってはサービスの質が低いんじゃないかという声があったのも事実でございます。そのため、国において児童発達支援管理責任者の資格要件や、人員配置の基準の見直しがされました。また、放課後等デイサービス事業所の指導監査は、都道府県の権限となっておりますので、市が直接かかわることはできませんが、ケースによっては広島県と連携して対象事業所に是正を促していきたいと考えております。

先ほどの市長の答弁にもありましたが、事業所がふえたからといって、必ずしも市内の事業所に利用者がふえるとは考えておりません。しかしながら、一方で市内に事業所がふえれば、利用者の選択肢が広がるのも事実だと思います。来年度大竹市では第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成を予定しております。その際にはアンケートなどを使って、障害者本人やその家族の方にさまざまな障害福祉サービスについての御意見を聞く機会がございます。まずはそこで放課後等デイサービスについても御意見を聞いていきたいと思っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） 丁寧な説明、答弁をいただきましてありがとうございます。

先ほど言われたように、ガイドラインも随分と見直されまして、発足当時と比べますといろいろと修正がなされておまして、よい方向に向かっており、よいなとは思っておりますが、冒頭のほうで御説明させていただきましたように、そうではないところが数多くありますので、せめて他市のことは別としまして、本市に関してはそういうきちっとしたガイドラインに沿った、放課後等デイサービスがあることが望ましいと思いますので、そ

こは県の方と協力して、もしそういうガイドラインに沿っていないところがありましたら、ぜひ指導監督のほうをよろしくお願ひしたいと思います。で、保護者の方には意見を聞いてということですので、ぜひそちらのほうの意見を聞いていただいて、よりよい大竹市が障害を持つお子様にとって、そして保護者さんにとって、よい環境になるように整えていただければと思います。

そういう機会があるようですので、ぜひ提案をさせていただきたいんですけども、どのような放課後等デイサービスが必要なのか、またなければならぬのかということなんですけれども、20世紀は建築物の時代とっていいほど、すごく近代的な建築物がたくさん建てられました。それが町の形を変えたり、町の景色を変えたりしてきました。しかし、21世紀は人を育てる、ある意味人をつくる時代なのではないかというふうに考えます。しかし御存じのように2035年には、介護職員が79万人も不足するという推計も出ております。

特に障害者支援の分野というのは、その特異性からさらなる深刻化が懸念されております。そこで今回の放課後等デイサービスの不足の問題、市のほうとしましては、不足という認識ではないのかもわかりませんが、今後、不足という事態に陥った場合でも、先ほどの保護者さんからの意見を例えば聞くとします。そして、やっぱりそういうものが欲しいという意見が出たとします。しかし、本市は経営者にとっても、とても大きくて魅力あるマーケットとは言いがたいと、廿日市市や広島市と比べると、そういうものはなかなか言いがたいばかりに、できてないというのもあるとは思いますが。

また、行政のほうで療育の内容というものを、それがいいか悪いかというのを見抜くのは、非常に困難であると思いますが、それを何とかしたいと。また、そこに先ほど述べました人を育てる、つくるといったですね、職員確保の問題。さらには今回のテーマであります療育を選択できる、それが可能なまちづくりの実現、こういうものを満たした事業所をつくろうと思えば、これだけでもかなり高いハードルでありますし、本市の人口のこれからの減少を考えても、事業所はあと二つ、せいぜい三つが限度と考えております。

また、先ほどマッチングのところでお話をさせていただきましたけれども、既存の事業所とは異なるサービスを提供するもの、そういう事業所がないと、同じようなものがあつたんでは、これは意味がないと思われまふ。ちなみに質の異なるというのが、どういうものかという、具体的な例で示しますと、土曜日や長期休暇中は野外での活動を中心としてるところなどもありますし、事業所の外部から講師を招いて療育のプログラムを組んでいるところもあります。

それから、これは質ということではありませんが、日曜日も開所しているという放課後等デイサービスもあります。これはいずれも今、本市にない療育的なサービスであります。本当に本気で障害にあるお子さんや親御さんのためと思えば、これらの条件大変ですが、満たした事業所が必要となってくると思いますが、この難題をクリアすることは容易ではないと思われまふ。

しかし、あながち難しい問題でもないかなと思うのがですね、私が初任者研修を受講した際に、そのときはサービス管理責任者や児童発達支援管理責任者、それらの講習を受講する方が、全国から400名ほど集まりました。その中に20代から30代の若いデイサービス

の資格を取りたいという方がたくさん来ておられまして、彼らとディスカッションをしたり、意見交換をする中で、彼らは本当に純粋で崇高な理念を持ちまして、一生懸命に障害のある子供たちの未来や療育、放課後等デイサービスのあり方について語り、それは実に頼もしくその熱い思いに感銘を受け、共感するものがありました。

資金も潤沢でノウハウもある経営者に、そういうものを任せるのもよいとは思いますが、子供たちの将来にとって最善の方法とは何か、どのような心のインフラを整備してあげることが必要なのか、そういうことを真剣に考えることができる若いリーダーがトップに立つことで、現在多くの問題を抱え、過渡期に差しかかっている放課後等デイサービスを本来の方向に、軌道修正してくれるのではないかと期待感が持てます。しかしそんな彼らが自分たちの思いを実現しようと思えば、もちろん経営力というのも大変ですけれども、資金力不足は大きな悩みであります。逆に言うと、そこさえ補ってあげれば、もともと知識や経験は豊富なだけに、起業も夢ではなくなります。

そこでですが、例えば本市への永住、空き家を利用した開所、本市在住の職員を3名以上雇用などの幾つかの条件をつけ公募しまして、事業計画だけではなくて、実際の療育内容等を実際にプレゼンしてもらい事業者を決定する。こうすることでわずかではありますが、人口減少対策や介護職員の育成や雇用の確保、空き家対策など、現代が抱える問題の解決の一助になるかなと思いますし、サービス内容の透明性が確保でき、行政もどのような支援をしているかを把握することが可能になります。

そういう意味でも、画期的なことではないかと思えます。全国でも例を見ない取り組みではありますが、だからこそ注目されると思えますし、県との協力は必要でしょうが、本市福祉行政の起爆剤ともなり得るとも考えます。事前に伝えていたことではありませんので、答弁をということではありませんが、一つの案としていかがでしょうか。御意見を伺いたいと思います。

○議長（細川雅子） 福祉課長。

○福祉課長（神代 亨） ありがとうございます。

そうですね、今、お答えできることではないと思うんですけども、現状では基本的にそういう福祉の志を持って、福祉事業といえど経営ですので、収益を出せるかどうかという判断をして、個々の事業所が大竹市に参入するかどうかを判断するのだと考えております。ただ、原田議員におかれましては、大変参考になるお考えを聞かせていただきましたので、今後の参考にさせていただきたいと思えます。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） ありがとうございました。

きょうの一般質問を聞いておられまして、このまちを魅力あるものにする、にぎわいのあるまちにするための即効性のある施設は望みづらく、また特効薬といえるものがないのでありましたら、加速度的な人口減に歯どめをかける一つの近道は、やはり地道にやっていくこと。それにこのデイサービスの問題も一つ含まれていると思えます。この実現のために努力していることが、市民の幸せにつながると思えますので、よろしく願いいたします。

どうも、ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 以上で、一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第4〔一括上程〕

報告第6号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更）

議案第64号 大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第3、報告第6号専決処分の報告について（工事請負契約の変更）及び日程第4、議案第64号大竹市道路占用料徴収条例の一部改正についての2件を一括して議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） 報告第6号及び議案第64号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに報告第6号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は平成31年3月7日議会の議決を得た本庁舎耐震改修工事の請負金額を変更することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、令和元年11月20日付で専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本工事ですが、耐震診断より耐震性が確保されていないと判断されたこと、及び災害時における活動拠点施設としての役割を果たすため、耐震改修工事とあわせて防災拠点としての機能確保等を目的とした改修工事を行っているものでございます。令和2年11月26日の竣工に向けて工事は順調に進んでおりましたが、屋上防水工事においてドレン改修作業中に、建物内の雨樋に一部腐食箇所が発覚したため、雨樋全体の施行計画を見直し、雨樋改修工事を追加工事として行うことにより、工事金額が増加することとなったものでございます。

これらの変更に伴いまして、当初の請負金額8億9,316万円に968万6,600円を増額する変更請負契約を締結したものでございます。

続きまして、議案第64号大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

今回提案しました道路占用料の改定につきましては、道路法施行令の一部を改正する政令が平成29年に公布され、道路法施行令別表の占用料について、占用料の額を見直すための改正が、平成29年4月1日から施行されました。これに伴いまして広島県の道路占用料徴収条例が平成30年4月1日施行で改正されましたので、本市の条例におきましても、県条例の単価を準用して改正しようとするものでございます。

以上で、報告第6号及び議案第64号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

報告第6号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。議案第64号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5～日程第7〔一括上程〕

議案第58号 訴えの提起について

議案第66号 大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について

議案第67号 大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について

○議長（細川雅子） 日程第5、議案第58号訴えの提起についてから日程第7、議案第67号大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定についてに至る3件を一括して議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 豊原 学 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） それでは、議案第58号、議案第66号及び議案第67号につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第58号訴えの提起について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、裁判所に訴えを提起するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。訴えの相手方は、議案書に記載している方でございますが、本件の訴えの提起に至った経緯について御説明申し上げます。

平成29年5月10日に、本市の国民健康保険の被保険者が、国道2号の小方1丁目の横断歩道を青信号で歩行中に、赤信号で侵入した相手方が運転する自動車に衝突され、けがをし入院されましたので、本市は、この治療に要した医療費について保険給付しました。この保険給付については、給付事由が相手方の行為によって生じたものであるため、国民健康保険法第64条第1項の規定に基づき、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し、被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額の限度において、被保険者が相手方に対して有する損害賠償の請求権を代位取得いたしました。

相手方は、運転していた自動車に自動車損害賠償責任保険及び任意保険を掛けていませんでしたので、損害賠償の請求については、相手方と直接交渉することになりました。本市は、この請求事務について、当初、広島県国民健康保険団体連合会に事務を委任していましたが、相手方からずっと応答がなかったため、平成31年3月8日に委任が解除となり、以後は、本市が相手方と交渉することになりました。その後、相手方と損害賠償の請求について話をしてきましたが、支払いに応じてもらえず、支払いの意思さえありませんでした。そのため、市といたしましてもまことに残念ではございますが、本件については、訴訟によるほか解決する手段がないものと判断し、本市が保険給付した医療費分299万4,422円及びこれに対する遅延損害金を求める民事訴訟を提起するに至ったものでござい



ます。

続きまして、議案第66号大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について提案理由の御説明を申し上げます。

大竹市さかえ子育て支援センターにつきましては、平成29年4月1日より指定管理者として、社会福祉法人ひまわり福祉会を指定しておりますが、間もなく現在の指定期間の終期である令和2年3月31日が到来しますので、次期の指定期間である令和2年4月1日から令和5年3月31日までの指定管理者の選定が必要となります。

選定につきましては、社会福祉法人ひまわり福祉会が大竹市さかえ子育て支援センター開設当初から、指定管理者として管理運営業務を遂行し、利用者数を順調に伸ばしてきた実績に加え、業務に精通し円滑な管理が見込まれること。また、隣接するひまわりさかえこども園と同一の法人が運営することにより、地域の子育て支援の緊密な連携を可能とし、効果的かつ効率的な事業の推進が可能となることが見込まれることから、当該施設の指定管理者として、社会福祉法人ひまわり福祉会を引き続き指定管理者に指定しようとするものです。

続きまして、議案第67号大竹市松ケ原こども館の指定管理者の指定について提案理由の御説明を申し上げます。

大竹市松ケ原こども館につきましては、平成29年4月1日より指定管理者として、松ケ原自治会を指定しておりますが、間もなく現在の指定期間の終期である令和2年3月31日が到来しますので、次期の指定期間である令和2年4月1日から令和5年3月31日までの指定管理者の選定が必要となります。選定につきましては、松ケ原自治会が大竹市松ケ原こども館開設当初から指定管理者として管理運営業務を遂行し、業務に精通し円滑な管理が見込まれることがあげられます。また、地域に精通している地元自治会が当該施設の管理をすることにより、地域と調和した運営及び連携を可能とし、松ケ原こども館設置目的である地域社会で子育てを支援する基盤の形成を可能とすることが見込まれるため、当該施設の指定管理者として、松ケ原自治会を引き続き指定管理者に指定しようとするものです。

以上で、議案第58号、議案第66号及び議案第67号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

はい、山崎議員。

○13番（山崎年一） ただいま御報告いただきました議案第58号について、一、二点お伺いをしたいんですが、これは自動車損害賠償責任保険も入っていなかったということなんだろうと思いますね。そういった中でその当事者が約300万円近い支払い能力があるのかどうかということ、一つ大きな問題だと思うんですね。訴えて裁判を起こしたけども、結果として大竹市に入ってくる状況になかった。ということが、何か全体を見ますと、そういう感じがするんですが、その辺につきましては、相手方のそういう能力があるのかどうかということについて調査をした上で、訴訟に入られるのかどうかと

いうことを1点お伺いしたいのとですね。保険に加入されていないということでもありますから、普通、判断がしにくい状況なんだろうと思うんですね。そういった中でどういう人なのか、名前とか住所等についてはあるんですけども、個人情報ということがあろうかと思いますが、全体的な判断をしたいがために、年齢が何歳なのかということだけ教えていただけたら、以上2点についてお伺いしたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（細川雅子） 答弁できますか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 相手方につきましては、書いてありますとおり岩国市在住で77歳の方でございます。また、相手方の所得の状況、市税の状況等につきまして、岩国市に照会をさせていただきます。そうしたところ岩国市の個人情報保護条例に基づいて、回答を得られていないという状況でございます。

本件につきましては、先ほど説明申し上げましたとおり、相手方も負傷をされてます。このままいきますと、公平性の観点から等も含めまして、裁判を起こして債務名義をとらざるを得ないという状況に考えておりますので、訴訟の提起に至る議案を提出させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（細川雅子） 山崎議員、この議案は今後、生活環境委員会に付託の御提案をさせていただく予定でございます。常任委員会の中でしっかりと、山崎議員は総務文教委員会であらっしゃいますが、生活環境委員会のほうに付託する予定となっております。そこら辺のほうをよく御理解の上、できましたら委員会のほうに付託するというを御理解いただければと思います。

山崎議員。

○13番（山崎年一） 付託されるということは、わかった上で質問しとるわけでございますが、実は私は生活環境委員会の委員ではありませんから、発言の機会はないわけでありませう。そういった意味で、あえてこの場で質問をしておるということでもありますから、生活環境委員会に付託されとるんだから発言すなという言い方というのは、少しまずいんやないかと考えるんですけども。

私が心配しとるのは、結果として裁判もやって弁護士費用も払ってお金をかけたけれども、回収できなかったということが起こってくると、私は市民に対して公平性の観点からということでございますけれども、市民に対しての損失も私は大きくなるのではないかなという心配をするわけですよ。そういったことをよく重々承知して上でやられんと、えてしてよくそういう場合がありますので、あえてその辺のところを慎重にさせていただきたいということで、意見のほうを述べました。

先ほどの議長のお話については、私納得できませんので、少なくとも私が生活環境委員会の委員であれば、当然に生活環境委員会でも審議に参加しますから、それは当然な結果です。ただ次にこの本会議上にかかわってくる際には、生活環境委員会として方針が決まって、その委員長報告という形で出てくるわけでありませうから、委員長報告に対しての質疑ということにしかありません。ですから、議案に対しての私が発言できる審議としては、

今この場しかなかったということで発言をさせていただきましたので、よろしくお願いたします。

部長の説明わかりましたが、できるだけ慎重にやっていただきたいということをお願いして終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 皆様をお願いいたします。本市の議会は委員会制度をとっております。委員会の中でしっかりと審査をしていただくということを、全員の了解の上で運営しておりますので、そこをしっかりと御理解いただければと思います。また、さらに、それぞれが会派に、会派制度もとっておりますので、会派の中でお互いの常任委員会に所属できるような配慮のある人事もさせていただいております。さらに、常任委員会の中では委員外議員の発言の制度もとっておりますので、委員会の中での審査がどうしてもまだ不足と思われる場合には、委員長のほうにお願いして委員外議員の発言もできますので、そこはよく御理解の上に御協力をお願いいたします。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第58号から議案第67号に至る3件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8～日程第11〔一括上程〕

議案第59号 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第60号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理について

議案第61号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第65号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同約の変更について

○議長（細川雅子） 日程第8、議案第59号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから、日程第11、議案第65号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同約の変更についてに至る4件を一括して議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 吉岡和範 登壇〕

○総務部長（吉岡和範） 議案第59号から議案第61号まで及び議案第65号につきまして、一括して提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第59号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について説明いたします。

平成29年に地方公務員法及び地方自治法が一部改正され、一般職の非常勤職員として会計年度任用職員制度が導入されることとなりました。この改正法が令和2年4月1日から

施行されることに伴いまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要事項を定めようとするものでございます。

条例の内容でございますが、第1条では、改正地方公務員法及び改正地方自治法の規定に基づきまして、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるという本条例の趣旨を規定をしております。

第2条では、会計年度任用職員の給与の種類及び支払い方法を規定をしております。会計年度任用職員は、一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職員でございます。常時勤務を要する職員と1週間当たりの勤務時間が同じフルタイムの職、それと勤務時間の短いパートタイムの職がございます。

第3条では、フルタイムの会計年度任用職員の給与の決定に際して、一般職の職員の給与に関する条例に規定する一般職給料表の適用を受ける常時勤務を要する職員との権衡を図る必要があることから、同条例を参照して、会計年度任用職員の給料表を別表第1として規定し、職務の給料表の適応範囲を別表第2として規定をしております。

第4条から第10条までは、このフルタイムの会計年度任用職員の給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当及び期末手当の支給につきまして、常勤の一般職員に対して定めた給与条例の規定を準用するよう規定をしております。

第11条では、パートタイムの会計年度任用職員の報酬につきまして、月額、時間額、または日額で支給すること。また、その基準額の算定について規定をしております。

第12条から第18条までは、このパートタイムの会計年度任用職員の報酬、特殊勤務報酬、時間外勤務報酬、期末手当及び費用弁償の支給につきまして、その算定方法などを規定をしております。

第19条では、給与の額を算出した際の端数処理につきまして、第20条では、支給の際に給与から控除することができるものについて、第21条では、給与の特例について、また、第22条では、この条例の施行に関する規則への委任についてそれぞれ規定をしております。

附則といたしまして、第1項で本条例の施行期日を、第2項及び第3項では、会計年度任用職員制度の導入以前から、導入後と同一と認められる職務に従事していた嘱託職員の報酬額の取り扱いに関する経過措置について、また、第4項では、単純な労務に雇用される会計年度任用職員について、本条例を準用することをそれぞれ規定をしております。

続きまして、議案第60号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理について、説明をいたします。

本条例は、議案第59号で説明をいたしました会計年度任用職員制度の導入に伴い、この制度に係る条例の一部を改正しようとするものでございます。個別の条例改正について御説明をいたします。

第1条の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正では、休職の効果に関して、会計年度任用職員に適用する場合の規定を追加をしております。

第2条の職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正では、減給の効果に関しまして、会計年度任用職員に適用する場合の規定などを追加をしております。

第3条の大竹市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、臨時的に任用さ

れた職員につきまして、非常勤職員の勤務時間などに適応する場合の規定の対象から除外をしております。

第4条の大竹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、会計年度任用職員につきまして、育児休業及び部分休業を取得することができるようにするための規定を追加をしております。

第5条の大竹市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正では、報告事項の対象となる職員から、短時間の会計年度任用職員を除く規定を追加をしております。

第6条の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正では、報酬に加算額を支給することができる嘱託職員が会計年度任用職員に移行するため、報酬に加算額に関する規定の削除をしております。

第7条の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正及び、第8条の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正では、議案第59号で提案いたしました大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例において、会計年度任用職員の給与及び費用弁償及び特殊勤務手当の支給に関して規定することとしているため、それぞれの条例の対象となる職員から会計年度任用職員を除くなどの規定の整理を行っております。

第9条の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正では、会計年度任用職員の給与の種類に関する規定の追加をしております。

この条例の施行日は、附則で令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第61号一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について説明いたします。

人事院は、去る8月7日に国家公務員の給与等に関しまして、俸給月額を平均で0.1%引き上げ、また、勤勉手当の支給月額を0.05月分引き上げるよう勧告をいたしました。この給与改定につきましては、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が国会において可決されたところでございます。本市におきましても、県内他市の動向等を勘案し、国家公務員に準じて職員の給与改定等を実施しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、第1条は、勤勉手当の支給月数を0.05月分の引き上げるとともに、国家公務員に準じて給料表の給料月額を改定するものでございます。

第2条は、住居手当の支給対象となる家賃額の下限額を1万2,000円から1万6,000円に引き上げ、手当額の上限額を2万7,000円から2万8,000円に改め、また、勤勉手当の支給月数を0.95月に改めるものでございます。

附則第1項でございますが、この条例の施行日を公布の日とし、第2条による改正規定の改正規定の施行日を令和2年4月1日としております。

附則第2項では、給料表に関する改正規定を平成31年4月1日にさかのぼって、勤勉手当に関する改正規定につきましては、令和元年12月1日にさかのぼって、それぞれ適用するという事としております。

附則第3項は、この条例の施行日の前日までに支払われた給与について、改正後の給与の内払いであるという事務処理上の措置を規定をしております。

附則第4項では、住居手当額が2,000円を超える減額となる職員につきまして1年間所

要の経過措置を設けることとしております

続きまして、議案第65号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について説明をいたします。

このたび、この組合の構成団体でございます甲世衛生組合が、令和2年3月31日をもって解散をすることとなりました。これに伴い広島県市町総合事務組合の規約を変更する必要が生じたので、この変更につきまして関係地方公共団体と協議を行うため、市議会の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第59号から議案第61号まで及び議案第65号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第59号から議案第65号に至る4件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12～日程第13〔一括上程〕

議案第62号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

議案第63号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第12、議案第62号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について及び日程第13、議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての2件を一括して議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第62号及び議案第63号につきまして一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第62号特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、一般職の職員の期末・勤勉手当の見直しにより、市長、副市長及び教育長に支給する期末手当をあわせて見直すものがございます。

続きまして、議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、一般職の職員の期末・勤勉手当の見直しにより、議会の議員に支給する期末手当をあわせて見直すものがございます。

以上で、議案第62号及び議案第63号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

○議長（細川雅子） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号及び議案第63号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14～日程第16〔一括上程〕

議案第68号 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）

議案第69号 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第70号 令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（細川雅子） 日程第14、議案第68号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）から日程第16、議案第70号令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に至る3件を一括して議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第68号から議案第70号までの各会計の補正予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、49ページからの議案第68号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ5,577万7,000円を追加し、予算総額を157億827万9,000円にするとともに、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により59ページの歳出から御説明いたします。各費目に共通する内容といたしまして、先ほど御提案申し上げました一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、及び特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例案によるものと、当初予算成立後の人事異動等に伴う人件費の調整を行っております。

具体的には、特別職・一般職の給料、職員手当及び共済費をまとめまして、3,713万4,000円の増額としております。人件費については調整の上、各費目に計上させていただいておりますので、以下では、この部分についての説明を省略させていただきます。

第2款総務費は、252万7,000円を増額するものでございます。内容といたしましては、本庁舎前庭に駐車場等を整備する設計等委託料200万円、子ども子育て支援交付金などにかかる国県支出金の前年度精算金として国庫補助金等返還金を681万4,000円計上するものでございます。また、無投票であった県議会議員選挙、市議会議員選挙、財産区議会議員選挙の未執行予算を減額するものでございます。

第3款民生費は、3,391万円を増額するものでございます。主な内容といたしましては、施設の改修を行いますグループホームへの地域介護・福祉空間整備事業費補助金768万1,000円、児童扶養手当の支払い回数の見直しに伴う増額分2,332万1,000円、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金43万8,000円などを計上するものでございます。

第8款土木費は、668万円を増額するものでございます。本年5月に発生しました滋賀県大津市の保育園児の死傷事故を受けて緊急安全点検を行い、それに基づき未就学児の移動に伴う安全対策工事を150万円計上するものでございます。

第9款消防費は、1,215万円を増額するものでございます。ふぐあいが生じた自動心肺蘇生装置の購入に275万円を計上するものでございます。

第10款教育費は、572万円を増額するものでございます。内容といたしましては、私立幼稚園の保育料改定などにより、施設等利用給付費を424万円、台風17号の強風により総合市民会館の屋根材が飛散したため、改修工事費を550万円計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に56ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第1款市税につきましては、固定資産税を4,500万円減額するものでございます。

第9款地方特例交付金は、幼児教育・保育の無償化に伴う給付費の執行見込みに合わせて子ども・子育て支援臨時交付金を106万円増額するものでございます。

第10款地方交付税は、普通交付税の額が確定いたしましたので、1,528万4,000円増額するものでございます。

第14款国庫支出金は、歳出予算の事業の執行見込みに合わせて1,821万6,000円増額するものでございます。

第15款県支出金は、歳出予算の事業の執行見込みに合わせて711万9,000円減額するものでございます。

第18款繰入金は、このたびの補正予算について、ふれあい福祉基金、にこにこ子ども基金の繰り入れ及び財政調整基金による財源調整などを予定しているものでございます。

第20款諸収入は、275万円増額するものでございます。総合市民会館屋根の改修工事に係る市有物件災害共済金を275万円計上するものでございます。

第21款市債は、臨時財政対策債を発行可能額に合わせて6,211万9,000円増額するものでございます。

次に、53ページの第2表債務負担行為の補正は、市議会だよりに要する経費、市広報に要する経費について、紙の単価上昇により、限度額の変更をするものでございます。

次に、53ページの第3表地方債の補正は、このたび補正予算において整理しております地方債について変更するものでございます。

以上が、議案第68号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。

続きまして、79ページからの議案第69号令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出からそれぞれ779万7,000円を減額し、予算総額を35億9,848万5,000円とするものでございます。内容といたしましては、一般職給料、職員手当、



職員共済組合等負担金を合わせて900万円減額し、国保システム等委託料を90万3,000円、損害賠償金請求の訴えに係る費用を30万円を計上し、歳入として国庫補助金90万3,000円を計上し、一般会計繰入金を870万円減額するものでございます。

続きまして、88ページからの議案第70号令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ479万2,000円を追加し、予算総額を4億8,321万4,000円とするものでございます。内容といたしましては、一般職給料、職員手当を合わせて170万円計上し、後期高齢者医療広域連合納付金の納付額が確定したため、保険料等負担金を309万2,000円計上し、歳入の一般会計繰入金及び前年度繰越金で財源調整をしたものでございます。

以上で、議案第68号から議案第70号までの補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山崎議員。

○13番（山崎年一） 質疑はありませんかという議長の問い合わせでございますので、あえて質疑をさせていただきます。

今、国保の……

○議長（細川雅子） 山崎議員、先ほど、ぜひ議会運営に関して御理解をお願いしたい。とお願いしたんですが、委員会主義をとっております関係上、全ての皆さんが他の委員会に付託されることについて、本会議上で質疑をされるようでありましたら、委員会主義そのものが意味がなくなります。

○13番（山崎年一） 議長、私は手を挙げて議長に指名をいただいたから、今、質疑をしよるわけで、そのことについては質疑を受けてください。その後であえて議長としてのお話があるんならしてください。それは別に聞く耳を持たんわけではありません。

ただ、きょうの私が議案に対して、質疑をする権利は議員として当然あるわけでありますから、そのことまでもを押しえつけるような議長の采配というのは、私は到底納得できません。あえてこれ以上議員の発言を阻害しようとされるのであれば、不信任案の提出を私としては考えざるを得ませんので、ぜひほかの議員の皆さんにも再考いただきたいんです。

議会は議論をする場であります。堂々と議論をして本当にそのことが市民のためになるのかどうかということを判断するのが私たちの役割でありますから、そのことを阻害するような議会運営はしてほしくないというのが、私の言い分であります。

先ほどの委員会で審議をするんだということでありましたが、確かにそのとおりであります。委員会で審議をします。委員会で委員外議員の発言ができるということでありましたが、委員外議員の発言は事前に通告をしなければなりません。委員会でどんな審議が行われるのかわからない状態で、委員外議員の発言をするというのは、非常に難しい。そういった意味においては委員会で事実上に私が委員以外でありますから、発言していくとい

うことは難しい状況なのであります。

で、先ほども言いましたが、委員会で審議された後でその上で、この本会議上に出てくる場合は私どもは賛否をすることはできますが、そこでは委員長報告として委員長の報告がなされるわけであります。議案の審議とかいうことじゃなくて、委員長の発言に対して議員としてどう思うかということ意見を述べることでありますから、そこでは議案の審議ということにはなり得ないんだと、こういうふうに私は判断しております。

ですから、議長は私に対して……

- 議長（細川雅子） 山崎議員、発言を否定したわけでは、発言を抑えたわけではなくて、運営に御協力をお願いしましたので。
- 13番（山崎年一） 今は私が発言中ですので、発言が気に入らるので、議会に触れるであれば、議会運営に。
- 議長（細川雅子） 早く質疑に入ってください。質疑をどうぞ。
- 13番（山崎年一） 発言を阻止するとか、退場を命じるとか、方法はあるわけですから。
- 議長（細川雅子） 質疑をどうぞ。
- 13番（山崎年一） 質疑に入ります。

今先ほどの訴えの提起のついでに費用だと思うんですが、大竹市国民健康保険特別会計から30万円の支出というのがございました。この訴えの提起に対する総額で大竹市国民健康保険特別会計からも一般会計からも弁護士費用等を含めて、どれぐらいの支出を見込んでいらっしゃるのかということをお伺いしたいんであります。よろしく願いいたします。

- 議長（細川雅子） ただいまの質疑ではございますが、今後、ただいまの議案は生活環境委員会のほうに付託をお願いしております。生活環境委員会の中でしっかりと審査をお願いいたします。答弁は必要ございません。

山本議員。

- 16番（山本孝三） あなたはどんな議会運営やりよん。議会の発言を本会議場で抑えるような規定がどこにあるん。本会議場こそテレビ放映もして、市民に100%公開しとる場じゃないですか。委員会中心主義といっても議会の意思決定をするのは、本会議ですから。その本会議・議場で議員の質問権を抑えるような運営をしたんじゃ、議会運営を進める上でこれ重大問題ですよ。

私もかつて委員会中心主義だから、本会議では他の委員会に付託する議案について質問してくれるなど、というようなことは何回もありました。その都度、議会運営委員会なり各派代表者会議を通じて、基本的な議員の発言権を阻害するようなことはするべきではない、という当時の議会の意思に基づいて、本会議での質問権は保障されてきたんです。

だからその基本を踏まえて、議会運営をするべきだと。

- 議長（細川雅子） はい。私は議会運営に関する御協力のお願いをしておりますので、意見を押しえつけているというふうに誤解されたのであれば、そこら辺を御理解よろしく願いいたします。

他に質疑はございませんか。

[発言する者あり]

○議長（細川雅子） 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

1 1 時 3 0 分 休憩

1 4 時 0 2 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） お待たせしました。休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第68号、議案第69号及び議案第70号に関する一括質疑を継続しております。

質疑はございませんか。

山崎議員。

○13番（山崎年一） 議長の不信任案を提出いたします。よろしく願いをいたします。

○議長（細川雅子） ただいま山崎議員から議長不信任案の動議が提出されました。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） はい。賛成者がありますので、この動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

児玉議員。

○12番（児玉朋也） ただいまの動議に対しまして、先ほどの議長の采配でございますけど、議長はスムーズな議会を運営するために、議長権限で采配したものでございます。不信任には当たらないと思いますので、この追加日程には反対するものでございます。

以上です。

○議長（細川雅子） はい。異議ありと認めます。

この動議を日程に追加することについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加することを決定することに。

はい、日域議員。発言があれば立ってください。

○14番（日域 究） この動議に対して賛否を述べる場はどこですか。私は初めてなのでわからないんですけども、今あちらから必要がないと言われました。それは御意見ですからいいんですけども、それに対して反対の。要は15人いるわけですから、それぞれ考えがあって述べる機会はあっていいと思うんですが、それはどこにそれがあるのか教えてもらえますか。

○議長（細川雅子） 失礼しました。では、ほかにも御意見のある方はお願いいたします。

日域議員。

○14番（日域 究） 議会というのは円滑な審議をすることももちろん大事なことです。でも、しっかり疑問点があればそれを正していく、そういう円滑よりかさらに大事かもしれない役割もおびてます。でも、さっきのやりとりを見てまして、少々残念な気はしますよ。動議を出すことが絶対的に正しいと、そう思ってるわけではないんですけども、委員会中心主義ですか、いろんなことがありますけども、議会というのは本会議が中心なんですよ。

そして、それではやりきれない場合に委員会というものを設けて、大きい自治体になったら委員会がたくさんあります。全体ではできないからですね。大竹市の場合は残念ながら今、二つしかありませんけども、そこに付託するんですけども、それはあくまでも下請という表現がいいかどうかわかりませんが、本会議でできないから委員会で細かいことを詰める。でも、あくまでも中心主義であって、本会議での質疑を制限するものはどこにもないわけですね。だから議長が質疑を求めますと言うじゃないですか。これは法律そのものなんです。

それで、例えば変に細かな質問があったりした場合は、執行部のほうがこの場では持ち合わせていないから、委員会で答えるからこのぐらいの答弁で容赦してくれって言ったらそれでいい。それを執行部がこの場で持ち合わせていないというならわかりますけど、執行部が答弁をすることを議長がとめるのは、いき過ぎだと思います。

議長の権限でいろいろあるんでしょうけども、今回の質疑はどこにもこの議会の円滑な運営を妨げようとする、議会を妨害するような意図は少なくとも感じられません。あのぐらいではね。だからそういう意味ではさっきの答弁が要らないと言った、あそこは少しいき過ぎ。それ以外はそれはやり合ったらいいと思いますよ。やり合う場ですからあそこだけは修正していただきたかったですけども、それができないのであれば、これは仕方がないような気がします。

少なくとも、少し以前の議事録を見たら、上程の段階で結構やりとりしてます。過去の大竹市議会はね。最近は何か皆さん私もですけども、なれてしまってここでは言わないのが当たり前みたいですけども、でも委員会に付託したら委員外はもう発言できないじゃないですか。

そして、さっきの訴えの提起という議案のときと、今の補正予算ですね、2回議案があったんですけども、最初のときに議長がおっしゃったですよ。委員会で十分な審議ができてないと思えば、委員外議員の発言があるじゃないかとおっしゃいましたけど、あれは間違いですよ。委員外議員の発言をしようと思ったら、委員会が始まる前に言わなくちゃいけないんですよ。だから皆さんがそこにもし委員会が心配だったら、皆さんが委員外議員の発言を申請するようになる。それもむちゃくちゃですから、だからここであえて聞きたい人がいたら、ある程度は受けてもいいんじゃないかと。私はそう感じるんですよ。何が原因がわかりませんが、今回の運営は正直言って、残念としか言いようがないです。

不信任案がいいか悪いかわかりませんが、あの発言、答弁は要りませんって言ったあの発言に対してね、何らかの訂正なり、謝罪なり、修正なり、コメントがあれば別ですけども、それを100%是とするのであれば、この不信任案を出すことについて、ほかに方法がありませんから。

議会基本条例でも議員同士で討論しようとか、発言しようとか片方では言おうとしてるわけですよ。言おうとしてる空気はあるんですけども、さっきの議長のやり方はどちらかという、議論を抑えてしまおうという、そういうものを感じます。議論をする場ですから、みんなが思い切ったことを言ったらいいじゃないですか。

ずっと思うんですけどね、やっぱり大竹市議会はしゃべり方が足りない。しゃべり方が

足りないというのは、言い方を変えたら考えてることがないんかと言いたくなるんですけども、やはり人間誰しも何か提案があったときに、それが100%とは思わないでしょうから、やっぱりそこについては、自分の考えを常識の範囲で述べることは大事なんです。ぜひさつき副市長が答弁をしようと思っておられたみたいな、皆さんおっしゃるんですけども、それをどこで聞いたらいいいのかと思いますけどもね。

特にあの議案ですけどね、これは私も関心持ってました。大竹市の国民健康保険に入ってる人が岩国市のある方の車にはねられたわけですね。多分ね。そして、けがをした。本来であれば、自動車保険で払うのが単純には一番シンプルなんですけども、自動車保険に入っていなかったんでしょし、もちろん健康保険は使えるんですけども、健康保険を使ったらとりあえず大竹市の国民健康保険特別会計からは支出します。で、じゃあその損害が大竹市の国民健康保険特別会計が本来であれば、払わなくていいものを払ったわけですから、加害者がいるわけですから、そこに求償する。

でも、自賠責というのは向こうのほうに無保険車に対するものもあるわけですよ。自賠責っていうのは被害者救済が目的ですからね。だからその辺のいろんなものがあって、その一番大前提のところをね、ここで1回聞いておくこと自体がそんなに悪いことではない。裁判するのは私は別に反対しませんよ。しませんけども、そういう込み入ったものの場合、ここで1回誰かが質問していくことが、委員会での理解を助けることにもなるかもしれないし、余りそこが必要がありませんというのは、私はいき過ぎだと思います。

だから不信任案、我々の、一応会派ですから、そこから出た以上私はこれは賛成するしか方法はないんですけども、ぜひ、これは賛成、反対はさておいて皆さん考えていただきたいと思います。それこそ無投票で我々議員になってしまったんですけども、そこまで考えたくなるぐらいの話なんです。ここで皆さんが能力の限界までアクセルをふかして、ああだこうだとやる姿を見たい市民はいるはずなんです。黙っとったら皆さん同じ顔に見えますよ。だから私は少なくとも、今の動議に対しては賛成といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（細川雅子） ほかに御意見ございませんか。

原田議員。

○3番（原田孝徳） 少し日域議員の発言とかぶるところがあるかもわかりませんが、議長には発言権を制するという権限はあるのだと思います。ただし、それが、先ほど副市長が手を挙げられて発言を制止されたということが、議会を円滑に運営するという以外のほかにちゃんとした合理的な理由があれば、私も納得するんですけど、そこらあたりがはっきりとした理由がわかりませんでしたので、そこは求めたいところではありますが、そういう意味におきまして、会派でいろいろ話をさせてもらったんですが、そこは私はどうしても納得できないところでありましたので、私も今回の動議に関しては賛成という意見でございます。

○議長（細川雅子） ほかにございませんか。

賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） 本会議上で今、議案の提案がされて、その説明を受けているわけでござ

ざいまして、その説明に対しての質疑を議長が求めたわけでもございまして、その説明の中身がよくわからない、あるいはもう一回聞いてみたいということであれば、その質疑に対しての答弁は、提案者である執行部のほうからすべきだろうと思いますけども、その提案の中身に踏み込んでどうだということについては、それは委員会制度をとっているわけなんで、その委員会の中でしっかり審議をして議論をすればいいと私は理解をしとるんですけども。そうしないとこの本会議場で議案一つにそういう中身に踏み込んでまで、そういう質疑が始まると収拾がつかなくなる、長時間にわたって時間をとってしまうということ、それを避けるために委員会運営というのがあるだろうと理解してますので、最初に議長が1回目のときに運営、仕組みの説明をされた中で、あえてまた2回目にその中身に踏み込んだ質問をされようとしたことについては、当然制止をして委員会の中で話をしてください、議論してください。ということは、私は理解しております。ということで、このことが議長の不信任に当たるとは考えておりません。

以上です。

○議長（細川雅子） 他に御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） ないようでございますが、異議がございましたので、この動議を日程に追加することについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加することを決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（細川雅子） はい、結構です。起立少数でございます。

したがって、この動議を日程に追加することは否決されました。

では、質疑に戻ります。議案第68号、議案第69号及び議案第70号について、他の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第68号は総務文教委員会に、議案第69号及び議案第70号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第17 議案第71号 大竹市印鑑条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第17、議案第71号大竹市印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に、提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 三原尚美 登壇〕

○市民生活部長（三原尚美） 議案第71号大竹市印鑑条例の一部改正について説明いたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されるため、大竹市印鑑条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正条例の内容です。印鑑の登録を受けることができる者に関する欠格条項を見直し、成年被後見人のうち意思能力を有する者は、印鑑の登録ができるようにするものでございます。合わせて字句の修正をしております。また、附則で施行期日を公布の日と規定しています。

以上で、議案第71号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号は生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月5日から12月16日までの12日間、休会いたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって、12月5日から12月16日までの12日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。

本日、本会議終了後、第3委員会室において、広報広聴特別委員会を開催いたします。

また、12月5日は午前10時から総務文教委員会を、12月6日は午前10時から生活環境委員会を、その終了後、生活環境委員協議会を、12月9日は午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会をそれぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま、御出席の各位には特に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

(元. 12. 4)

12月17日は、午前10時に開会いたします。

ただいま、御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

14時22分 散会



上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月4日

大竹市議会議長 細 川 雅 子

大竹市議会議員 児 玉 朋 也

大竹市議会議員 山 崎 年 一

令和元年12月  
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

令和元年12月17日10時開会

| 日 程 | 議案番号       | 件 名                                               | 付 記                 |          |
|-----|------------|---------------------------------------------------|---------------------|----------|
| 第 1 |            | 会議録署名議員の指名                                        |                     |          |
| 第 2 | 令和元年決議案第4号 | 議長不信任決議について                                       |                     |          |
| 第 3 | 認 第 5号     | 平成30年度大竹市一般会計決算                                   | } 決 算 特 別<br>(認 定)  |          |
| 第 4 | 認 第 6号     | 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計決算                             |                     | (認 定)    |
| 第 5 | 認 第 7号     | 平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計決算                             |                     | (認 定)    |
| 第 6 | 認 第 8号     | 平成30年度大竹市農業集落排水特別会計決算                             |                     | (認 定)    |
| 第 7 | 認 第 9号     | 平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算                           |                     | (認 定)    |
| 第 8 | 認 第10号     | 平成30年度大竹市土地造成特別会計決算                               |                     | (認 定)    |
| 第 9 | 認 第11号     | 平成30年度大竹市介護保険特別会計決算                               |                     | (認 定)    |
| 第10 | 認 第12号     | 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算                            |                     | (認 定)    |
| 第11 | 議案第59号     | 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について                 |                     | } (原案可決) |
| 第12 | 議案第60号     | 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理について                       |                     |          |
| 第13 | 議案第61号     | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                          | (原案可決)              |          |
| 第14 | 議案第62号     | 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について                    | } 総 務 文 教<br>(原案可決) |          |
| 第15 | 議案第63号     | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について                  |                     |          |
| 第16 | 議案第65号     | 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について | (原案可決)              |          |
| 第17 | 議案第68号     | 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）                             | } (原案可決)            |          |
| 第18 | 議案第58号     | 訴えの提起について                                         |                     |          |
| 第19 | 議案第64号     | 大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について                             | (原案可決)              |          |
| 第20 | 議案第66号     | 大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について                      | } 生 活 環 境<br>(原案可決) |          |
| 第21 | 議案第67号     | 大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について                           |                     | (原案可決)   |
| 第22 | 議案第69号     | 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正                              |                     | (原案可決)   |

- |     |                                      |        |
|-----|--------------------------------------|--------|
|     | 予算 (第1号)                             |        |
| 第23 | 議案第70号 令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) | (原案可決) |
| 第24 | 議案第71号 大竹市印鑑条例の一部改正について              | (原案可決) |
| 第25 | 閉会中の継続審査の申し出について                     |        |
| 第26 | 常任委員会の閉会中の継続審査について                   |        |
| 第27 | 議員派遣について                             |        |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 令和元年決議案第4号 (説明・質疑・討論・表決)
- 日程第 3 認第5号から日程第10 認第12号 (報告・討論・表決)
- 日程第11 議案第59号から日程第17 議案第68号 (報告・討論・表決)
- 日程第18 議案第58号から日程第24 議案第71号 (報告・表決)
- 日程第25 閉会中の継続審査の申し出について (表決)
- 日程第26 常任委員会の閉会中の継続審査について (表決)
- 日程第27 議員派遣について (表決)

○出席議員 (16人)

- |     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 細川雅子 | 2番  | 藤川和弘  |
| 3番  | 原田孝徳 | 4番  | 小中真樹雄 |
| 5番  | 中川智之 | 6番  | 小田上尚典 |
| 7番  | 賀屋幸治 | 8番  | 北地範久  |
| 9番  | 西村一啓 | 10番 | 和田芳弘  |
| 11番 | 網谷芳孝 | 12番 | 児玉朋也  |
| 13番 | 山崎年一 | 14番 | 日域 究  |
| 15番 | 寺岡公章 | 16番 | 山本孝三  |

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

- |                   |       |      |
|-------------------|-------|------|
| 市                 | 長     | 入山欣郎 |
| 副                 | 市長    | 太田勲男 |
| 教                 | 育長    | 小西啓二 |
| 総                 | 務部長   | 吉岡和範 |
| 市                 | 民生活部長 | 三原尚美 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長     |       | 豊原学  |
| 建                 | 設部長   | 山本茂広 |
| 上                 | 下水道局長 | 高津浩二 |
| 消                 | 防長    | 橋村哲也 |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 |       | 中村一誠 |
| 企                 | 画財政課長 | 三上 健 |

監 理 課 長  
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長  
総 務 学 事 課 長  
監 査 委 員  
監 査 事 務 局 長

中 曾 一 夫  
野 島 等  
真 鍋 和 聰  
薬 師 寺 基 夫  
敷 田 博 之

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

田 中 宏 幸  
加 藤 豪

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程、令和元年決議案第4号、議案審査報告書、閉会中の継続審査の申し出について、議員派遣についてを配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 配付漏れなしと認めます。

これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において14番日域究議員、16番山本孝三議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 令和元年決議案第4号 議長不信任決議について

○議長（細川雅子） 日程第2、令和元年決議案第4号議長不信任決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、退出させていただき、議事の進行を副議長と交代いたします。

○副議長（寺岡公章） それでは提案者の提案理由の説明を求めます。

13番、山崎年一議員。

〔13番 山崎年一議員 登壇〕

○13番（山崎年一） ただいまから細川雅子議長不信任決議案の提案理由を述べます。

議長にとって最も重要な役割は、選挙によって選ばれた大竹市民の代表者によって構成される市議会を公平かつ円滑に運営することにあります。議会は住民代表の多様な議員で構成され、議案、その他の案件について質疑・討論・採決を行い、その本質は議員全員の徹底した議論にあると考えます。

その一方で、無秩序な発言を防ぐため地方自治法第104条は、議長は議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。と定めているところであります。

また、地方自治法第120条では普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならないと定めています。その地方自治法第120条を受けて、大竹市議会には大竹市議会会議規則が制定されております。

その会議規則第37条で、会議に付する事件は第141条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。とあります。

12月4日の細川議長の議会運営は委員会付託を理由に、本会議場での議員の発言権・質疑権を剥奪しようとするもので、たびたびにわたっての発言妨害は言論の府としての議会の権威も品位もおとしめるものであります。

大竹市議会会議規則の定めは、会議において提出者の説明を聞き、質疑を受けて委員会付託としていることから、今回の細川議長の委員会付託を理由に、本会議での質疑を妨害する行為は、明らかに会議規則違反であります。私はいずれの質疑も、議長が質疑はありませんかと議員に諮った後に、議長と発言し、挙手、議長の指名を受けて質疑したもので、議員の質疑中に発言を妨害、また質疑後に議長が質疑を批判するなど、大竹市議会会議規則に明らかに違反をしております。

再三再四にわたる発言妨害は議会制民主主義を否定し、議会の形骸化させるものであります。また提案者が挙手し、発言を求めているにもかかわらず、議長は質疑ではあるがこの議案は生活環境委員会に付託するので答弁は要りませんと、答弁を制止しました。まさに二重三重の大竹市議会会議規則違反であります。

本会議場での質疑はどの議員にも平等に与えられた質問権であり、執行部の個別議案の提案の後、議長が質疑はありませんかと本会議場に諮るもので、私は挙手し質疑をする権利を行使したものであります。議員の質問権を制約する根拠にはなり得ません。

次に動議について申し上げます。

大竹市議会会議規則は動議成立に必要な賛成者の数として、第16条で動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができないと規定をしております。また大竹市議会会議規則第21条では、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができるかとされています。

12月4日の議事を振り返ってみます。

議長が私の質疑に対して、質疑妨害や提案者の答弁を制止したことに、先輩議員が発言を求め、議長の大竹市議会会議規則を無視した議事運営や、発言を妨害する、異常な議会運営を正しました。

議長の議事運営についての答弁がなかったことから、議場が混乱し、議員が休憩の動議を提案。議長は休憩を宣言しました。

休憩中、議長室で議長、副議長、会派代表と私は議事運営についてお話をしました。議長の議事運営に対する謝罪と、議案提案者の答弁制止を、取り消すよう申し出をしましたが、議長は私たちの提案を拒否し、本会議を再開。その後、議長不信任の動議を提案。賛同者を得て動議は成立をいたしました。議長は動議を日程に加えるか否かを議場に諮り、賛成、反対の討論を促し、討論・採決を経て議長は採決の後に動議を日程に追加することは否決されたと宣言し、議事を強引に進めたものであります。

先ほどの大竹市議会会議規則第21条は、議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて議事日程の順序を変更し、となつていることから、会議規則に逸脱した運営が強行されたと判断をできます。

動議成立後、動議を日程に加えるか否かを討論を用いて諮ったこと、第21条の動議が成立したときは議長は討論を用いないで会議に諮るに違反し、討論採決をしたこと。また成立した動議を日程に加えるか否かを諮って、みずからの不信任動議を棚上げし、議長の席

に居座り続けてきょう現在に至っていること。これらは明らかに大竹市議会会議規則に違反していると申し上げるものでございます。

このような大竹市議会会議規則を無視した議会の運営は、議会を混乱させ議会の秩序を壊し、議長の責務とされている中立公正な職務遂行と、民主的かつ効率的な議会運営に違反するものと判断するものであります。

議会は住民を代表する議員が、案件について質疑、討論、採決し議会としての意思決定をする場であります。その意思決定には徹底した議論を行うことを原則としています。

12月4日の不信任動議成立後、5日が経過した12月9日、議会事務局に議長不信任動議の取り扱いについて相談をしたところ、事務局の見解は動議は生きているというものでした。提案者に動議の取り扱いの説明もなく、そのまま放置された事務局の姿勢も議会と議員を混乱させる一因となったものであります。

今回の議長不信任に至る経緯については、議会運営上の問題以外にも地域住民の陳情をする権利は疎外されている事実があります。憲法16条には国民の請願する権利を規定しています。大竹市議会会議規則には陳情者の処理として、第145条で陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適用するものは請願書の例により処理するとあります。また、大竹市議会会議規則第139条第3項では請願書の提出は平穏になされなければならないとしています。

谷和地区の大規模太陽光発電建設に反対する陳情書は飯谷地区と谷和地区住民の2通、いずれも自治会会長名で4月5日と9月6日に提出され、大竹市長と広島県知事はそれぞれ4月5日と9月6日に受理をされています。飯谷地区自治会の陳情は本年4月5日に市長に提出され、受理された後、議会に提出の予定でしたが、受理されず、陳情者は持ち帰りを余儀なくされています。その日のうちに広島県知事に提出され、こちらでは受理をされています。

一方、谷和地区の陳情書は9月6日に市長に提出され、陳情者は9月定例会の議会運営委員会に間に合うよう、同日その場で議会に提出をされました。\*\*\*\*\*。結果として、\*\*\*\*\*12月定例会まで先送りとなりました。住民の陳情が適切に処理されていないと考えます。議長や議会事務局の対応は地域住民の不安と不満を高めたというほかありません。

ことし8月に実施された大竹市議会議員選挙は無投票で、市民の政治に対する期待を大きく裏切る結果となりました。人口減少、高齢化が進む中で、地方の衰退が懸念されている現状において、地方議会の役割は重大であります。議会は自由活発な議論を通じて、最良の意思決定を目指すものであります。議会の全ての会派、議員を代表する立場である議長が議会の混乱を招いた責任は重大であり、不信任は当然であり、議長の職を辞すべきであります。加えて数々の大竹市議会会議規則違反について謝罪を求めます。

最後に私たち議員の勉強不足を率直に認めるとともに、議会事務局においても、議会と議員に保障されている権利や義務が正しく行使されるよう、議会事務局の役割を自覚されることをあわせて願い、提案理由といたします。

○副議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

通告を受けていますので、発言を許可します。

質疑はありますか。

9番、西村一啓議員。

○9番（西村一啓） ただいまの不信任案に対する質疑を3点ほどお尋ねをいたします。

1点目は、大竹市議会会議規則で質疑に際して事前に通告することになっていますが、通告をしていたのでしょうか。

2点目として、議長の運営のどこが公平性、忠実性に欠けていたか、具体的に指摘してほしい。私の記憶では9月議会に新人議員が同様の場面で質疑をして、議長は今回と同じように注意をして新人議員に運営への協力をお願いしている。もし今回、山崎議員に注意しなかったら、それこそ著しく不公平だと私は思います。提案者はどのように考えているのでしょうか。

3点目でございますが、1回目の質疑のときに、議長が注意した点について、どのように受けとめられたのでしょうか。注意を真摯に受けとめたなら、2回目の質疑はあり得ないと思われまふ。議長が答弁させなかったのは当然の采配と思われ、なぜ1回目の注意に従わなかったのか、その3点について質問をいたします。

○副議長（寺岡公章） 提案者いかがでしょうか。

13番、山崎議員。

○13番（山崎年一） ただいまの事前通告について、なされなかったというのが1点目にあつたかと思うんでありますが、私の聞き間違いであればまた改めて質疑をお願いします。

当日の議案につきましては、訴えの提起についての議案に対する私の質疑でありました。この訴えの提起についての提案説明の中で、加害者が車検を受けていなかったとか、当然のことではありますが、自動車損害賠償責任保険に入っていないかということについては、当日の提案説明の中で、初めて私は伺ったわけでありまして、そのことを原因として質疑をしたわけでありまふから、当然にして、事前通告を使用するすべもないわけでありまふ。

事前通告というのは、改めてこういう質問をしまふよということを事前通告といわれるんだと思いますが、当日突発的に出てきた事前説明についての、疑問を持って質疑をしたわけでありまふから、当然に事前通告ができないというのが実態でありまふ。

それから、事前通告の制度についてであります。これは全て事前通告をしなければならぬということになっておるわけではなくて、大竹市議会会議規則を読んでもらうとわかると思ひまふが、事前通告を義務づけてはまふけれども、そのことが発言をできないということにはなっていない。事前通告をしなくても発言は受け付けるということになっておりますので、そのことは決して大竹市議会会議規則にも違反してないし、むしろそういったことで議員の発言を阻害しよう、あるいは制約しようということの考え方のほうが私は問題があると思ひまふ。

2点目の具体的にということについて、私が聞き漏らしたのかどうかもう一度質問を組み立てていただきたいんですが、私、理解ができませんでした。

それから1回目の質疑をしたときに議長から注意があつたということでありまふが、



先ほど私は壇上で説明をいたしました、大竹市議会会議規則には第37条で、会議に付する事件は会議において提案者との説明を聞き、議員の質疑あるときは、質疑の後、議長が所管の常任委員会または議会運営委員会に付託するということになっております。ですから本会議での質疑は当然のことと、議員としての権利であると考えておりますので、発言をいたしました。むしろそのことを発言を阻止された議長のほうに落ち度があるべきと私は考えておりますので、その質疑はそっくりお返しをいたしますから、議長にそういった質疑について伺われたらどうでしょうか。

先ほどの具体的にという部分について、もう一度質問をお願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 9番いかがですか。2番目の公平性が欠けていたとっていたあたりですけれども。

9番、西村議員。

○9番（西村一啓） 今言われましたが、私としては、本市の議会は委員会制度をしいています。そして今回の質疑の中には、一步も二歩も踏み込んでさらに多くの質問をすることは状況としては執行部の説明の内容が聞きにくい場合とか、あるいは簡易な数値について再度説明を求めることはできますが、踏み込んだ質問は本来は委員会制度をしいとる以上、その所掌の委員会で審議するものであって、山崎議員の質問の中には、先ほども申しましたように、年齢や、どこに住んどるとか、いろいろ言いましたけれども、本来はそれは委員会で質問する、そういう意味を含めて本市の議会の常任委員会をとっておるということで、常任委員会に付託されとる以上、常任委員会で全て発言、質問、質疑をしてもらいたかったという私の思いであります。以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 今のは再質疑ではないということによろしいですか。

13番何かありますか。

○13番（山崎年一） ただいまの西村議員の質問で、お話の中で、大体先ほどの1回目の質疑についての意見が整理できたかなと思いますので、御答弁といいたまいますか、お答えをしたいと思うんですが、本市の委員会制度ということをお否定するものではありません。当然に委員会に付託されるわけでありますから、委員会での質疑を深めるということは必要だと思います。

先ほどから何度かも言いますように、私たちは大竹市議会会議規則を制定しておるわけでありますから、大竹市議会会議規則にのっとった議会運営をするべきである。大竹市議会会議規則を乗り越えた取り決めを幾らしても、申し合わせをしてもそれは大竹市議会会議規則にのっとった申し合わせや取り決めでなければ、そのことは正当化されないというのが法の建前と言いましょうか、判断の基準だと思っております。

確かに、委員会に付託ということにはなっておりますが、精神はあくまでも第37条でいっております、提案者が本会議に提案し、そこで質疑をされた後に委員会に付託するというのが趣旨でありますから、むしろそのことに違反して議事進行がなされ、私はそのことを合理化するという考え方のほうが、理解できないと思っております。

そもそもこの委員会中心主義というのは、国会が委員会中心主義であります。国会は議院内閣制でありますから、内閣は法律の案をつくらしたらそのまんま委員会にすぐ付託をし

ます。そこでは本会議の上程はないんです。委員会でもんだ後で、結論が出たものを本会議に上げます。その本会議の委員長報告に対して、質疑、討論がなされ採決という形になります。

ですから国会の場合は確かに委員会中心主義であります。地方議会は本会議にまず議案は上げられるわけであり。その本会議場でまず質疑がなされた後に委員会へ付託をする。それはあくまでも本会議の予備機関としての委員会より、その議案についての中身を調査し、審議を深め、より、どう言いますか、正確な、と言いますか、議員としての考えをまとめて議案に対する議決の方向性が示される。それを本会議に戻して、質疑、討論がなされ、採決されるというのが順序であります。あくまでも委員会というのが本会議の附属機関だと私は考えておりますし、地方議会運営事典においてもどちらかと言えば、地方議会の自治体は本会議中心主義と委員会中心主義を併用したもので、どちらかと言えば本会議に先に提出されることから、本会議中心主義と言われるであろう。こういうふうに地方議会運営事典でも書かれております。

そういったことから、委員会を私は否定するものではありませんが、だからといって本会議場での質疑を封じるという運営の仕方は異常だと、こういうのが私の法に基づく判断であります。以上です。

○副議長（寺岡公章） よろしいですか。

他にも質疑の通告を受けておりますが、御発言いかがですか。

7番、賀屋幸治議員。

○7番（賀屋幸治） それでは私のほうからも、先ほどの山崎議員の提案理由、これまづ言っておきたいのはこの決議案の中で配付されております提案理由の中身と、壇上で述べられた中身が随分違っていると。違っているというのは趣旨という意味ではなしに、内容が随分この提案理由書、いただいておりますものとは全く容量が多いものを述べられておりますけども、その中でもまず私が聞きたいのは、12月4日の本会議で提案、上程後にこの質疑をされたわけですけれども、なぜ質疑をその場でされたのかという理由について、所掌の生活環境委員会に自分は所属していないので、委員外発言が難しいと、委員外発言ということも十分御理解いただいておりますと思うんですけども、その難しいという発言がありました。

先ほども大竹市議会会議規則の十分レクチャーもしていただきましたけれども、その第117条第2項に委員外議員の発言というのがあるんですけども、その委員会は委員外議員から発言の申し出があったときはその許否ですね、許すか許さないかを決めるとあります。

恐らく今までそういう委員外発言の申し出があれば認められたんだろうと思うんですけども、この委員外発言が難しいと、具体的に、何を、どのように、山崎議員は判断をされたのか。それと今まで御自身が過去に委員外発言を求めて、認められなかったということがあるのかどうなのか、そのあたりをまず1点聞きたいと思います。

それと2点目に、先ほど壇上でも、るる細川議長あるいは事務局長の対応について申し述べられておりましたけども、この提案理由の中、こちらのほうで配られておる中の後段のほうに細川議長就任後はもちろん、議会事務局長の運営対応にも問題があるとの記述が

あるわけでございますけども、この記述の中で就任前にも問題があるととれるような表現ですよね、もちろんという言葉が。そうすると今までどういうところが問題があったのか、また、就任後はどういう問題があるのか、それを具体的に説明をいただきたいんですけども。先ほど壇上で理由の中で話をされたのが、それが当たるのかどうなのか、そのほかにもあるのかどうなのか、そのあたりを具体的なことがあれば説明いただきたいと思います。

それと3点目ですけども、先ほど12月4日の質疑に入る前に議案の説明といたしますか、議会運営委員会、これは11月26日ですね、1週間前にあるわけですけども、その議会運営委員会において議案の概略の説明はあって、どういうものが議案に上がるんだということが既に示されたわけでございますので、そのことに対して、同じ会派の中で調整をどのようにされたのか。当然、議会運営委員会の中で委員会の付託というのは決められるわけなんで、その決められた中で御自身が生活環境委員でないということであれば、じゃあこの議案についてどういうふうに会派として、意見統一、意思統一がされたかどうか、その上でこの本会議場での議案提案のときの質疑に至ったのかどうなのか。会派の中での調整はどのようにされたのかというのをお聞きしたいと思います。

以上3点、お願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 13番、山崎議員。

○13番（山崎年一） 3点と言われたのですが、違っておればまた改めて質疑ください。

先ほどの冒頭にございました、提案理由の中には議会運営委員会に提案された提案理由の中身と、今回の本会議場での中身が著しく違うという表現をされたかと思っておりますが、私は決して違っていません。本会議場での提案理由をこの議会運営委員会に対する提案理由として全部まとめて書くということは、私がこの提案理由を本会議で読み上げましたのは、12分くらいかかったのではないかと思います。そういったことからすると、この原稿を全部提案理由として書いて出すということはなかなか難しい、不合理だと考えてまして、提案理由というのは、なぜこういう提案をするかという主立った理由を書くわけでありまして、そういったことについてはこの提案理由について具体的に中身が違うと言われても、私は違っていません。当然に提案理由に基づいて壇上での提案理由を申し上げたと解釈をしております。違っているということであれば、具体的にどこが違うのかということをお説明いただきたいんですが、壇上での提案理由の趣旨は決して議会運営委員会に出された提案理由と相違しておるのではないということをお知らせいたします。

それから委員外議員の発言のことについて御質問がありました。難しいと言ったが何で難しいかということですが1点。それから今まで委員外議員の発言を求めたことがあるかということでしたが、2問目のほうからいきますと、私は今まで委員外議員の発言を求めたことはありません。委員外議員の発言があるということの議論の中で、当時の議論を思い出していただきたいんですが、私は生活環境委員会の委員でないから、委員外議員の発言もできるのではないかという議長の発言でありました。そこで私が申し上げたのは、委員外議員の発言を理由にこの本会議場での発言を阻止するのはおか

しいですよということを申し上げたわけでありまして、どういう委員会での発言ができるからといっても、この本会議場での質疑を断る、あるいは制約する理由にはなり得ないと。

先ほどから何度も言いますように、大竹市議会会議規則の第37条ではこの本会議場で質疑をした後に委員会に付託するんだと、こういうことが規定されておるわけでありまして。ここを皆さんわざと理解しないで、やれ委員外議員の発言であるとか、やれ委員会委員の発言だということばかりを非常に拡大に話をされる。私は非常に疑問に感じるわけでありまして。議会人でありますから、法にのっとった私たちは行動、発言をしなければならんと考えておりますから、当然にして本会議場での質疑については保障されるべきだということの中で、委員外議員の発言を難しいと言ったことについては、一つ言っておきますが、委員外議員の発言は委員長に事前に届け出て、委員長が全委員に諮り、全委員の了承の後に発言が許されれば発言できるという規定になっております。ですから、そこでは委員長がまず承認し、委員の皆さんの了解を得て、その上で委員の皆さんの発言が過ぎた最後に発言をなささいということになっております。非常に、私はみやすいとは思わないのであります。そういったいろんな制約の中での委員外議員の発言があるということの中で、私は難しいと考えております。委員外議員の発言を理由に、本会議場での質疑を制約するということがまず基本的に間違いだということを強調しておきます。

それから、議会運営委員会に出された提案理由の中で細川議長就任後はもちろん、議会事務局長の運営対応にも問題があると申し上げ、議会の正常化を求めるものということですについて、具体的にということでありましたが、たったこの2行の文字を、先ほどの壇上での提案理由の中では10行以上にわたって提案理由を説明しました。陳情の処理の仕方から、法的な問題、それから陳情が出された経緯等について長々と説明したわけでありまして、このことをしっかりと聞いていただければ十分に理解ができたと思うんでありますが、答弁になってないということであればまた教えていただければ答弁し直しますけれども、先ほど壇上で説明したことが私の話であります。

それから最後に、会派として意思統一を図ったのか、会派としてどういうことを話をしたのかという質問がありました。議会運営委員会には私どもの会派の代表者が一人出ております。その議会運営委員会でのどういう説明があったことか、会派の意思統一をしなくても私は傍聴しておりましたから、当然にその内容については理解しております。私は委員でなくてもいつの場合でも委員会を傍聴しております。ですから会派で意思統一をすることかしないとかいう以前に、その議会運営委員会での提案について私は私なりに判断をし、しっかりと自分で消化した上で、本会議場に参加をしたというのが事実であります。会派で意思統一したかせんかということは、他の会派の人から聞かれる必要もないし、そのことをこの本会議場で答弁するのは差し控えたいと考えております。以上です。

○副議長（寺岡公章） 7番、賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） 先ほど私の質疑に対してしっかりと聞いたかということでございますけれども、提案理由書が手元にあるものからして、大きく内容が先ほども申し上げましたように膨らんでおりますんで、その中身がしっかりと私のほうも今この場で話をされただけで、どういうところにその主眼があるか、いろんな方面から検討していく上では余りにも

内容が、ペーパーでいただかないと事前にそのことに対するの質疑を申し出るというのは難しいと考えます。

ということで、中身についてやはり事前に提案理由そのものが、幾ら長くても結構かと思えます。そのことに対するの質疑を私としてはしたかったと思えますので、そのあたりについてまた御理解いただきたいと思います。

それと会派の中で実際話や調整はされていないと受けとめるわけですが、やはり一つの会派ですからそれぞれの議案について、どういう取り扱いをしようということについてはしっかり調整をして本会議に臨んでいただきたいなと思えます。以上です。

○副議長（寺岡公章） 質疑はないですね。内容に。

他にも通告を受けております。質疑に関しまして発言を許しますが、ありますか。

6番、小田上議員。

○6番（小田上尚典） 大竹市議会会議規則というのはよく出てますんで今、第55条のほうですね。発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたりその範囲を超えてはならないと。この第3項に、議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べるができない。とありますので簡単に質疑だけさせてもらいます。

1点目、過去に山崎議員が、議長に対しても、誰に対しても結構なんですけど、不信任を提出されたことがあるか。

2点目、動議の書面の提出ですが、これはいつ出されたのか。

3点目、大竹市議会において本会議主義をとっているのか、委員会主義をとっているのかどちらか。

4点目、西村議員の質問の際に、事前通告できなかったのは初めてこの場で聞いたから通告はしようがないとおっしゃられましたが、先ほど賀屋議員のときには傍聴に行かれて、自分なりにかみ砕いて本会議を迎えたと。少し矛盾しているような気がしますんで、この内容についていつ知られてたのか、そこだけ、済みません、お願いします。

○副議長（寺岡公章） 待ってください。整理します。

幾つかありました。

不信任をこれまで提出したことがあるのかということ。

それから動議はいつ出したか。

委員会主義なのか、本会議主義なのか確認をしたいということ。

それから傍聴しておられる、この度の議案の概要をどのように調査しておられたか。

そういったところ4点あたりあったかと思いますが、よろしいですか。

暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

10時42分 休憩

10時43分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） 再開します。

4点ありましたが。

13番、山崎議員。

○13番（山崎年一） 今まで不信任を出したことがあるかないかということでありましたが、ありません。私、議員生活13年になりますが、ございません。

それから、動議のいつ出されたか、提案理由をいつ出されたかということですが、これは日付がなかったですかいね。日付は入れるなということで提出を求められたと思いますので、日付は入っておりませんが議会事務局からそういうふうに出してほしいということと言われたので、文章をつかって出しました。日にちがいつだったかということについては私は覚えておりませんので、事務局で伺ってください。

それから本会議中心主義か委員会中心主義かということですが、先ほどから何度も申し上げております、大竹市議会会議規則の第37条では、会議に付する事件は会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会または議会運営委員会に付託するとあります。このことから議会運営事典で私が研究した範囲内では、地方議会はどちらかということと本会議中心主義といえるのではないかと。ただ本会議中心主義と委員会中心主義と併用したような形になっておることが私の今まで研究してきた範囲内のところがございます。

それから最後の傍聴ということについての質問について、私理解できなかったのもう一度お願いできますでしょうか。以上です。

○副議長（寺岡公章） 6番、小田上議員。

○6番（小田上尚典） では4つ目、整理させていただきます。

西村議員が質問された際に、初めて本会議場で聞いたので、事前の通告はできなかったと答えられたと記憶しております。そして賀屋議員が質問されたときには、議会運営委員会を傍聴していますので、その中で議案はわかっているかみ砕いて本会議に臨まれたと言われました。なのでどっちが正しいのかなという疑問です。

○副議長（寺岡公章） 13番、山崎議員。

○13番（山崎年一） ただいまの質問にお答えをいたします。

西村議員が私に質問されたのは、当日発言通告をしないで質疑をしたことはおかしいのではないかとということでありましたので、当日、提案説明の中で、無保険の車であったとか、任意保険も自動車損害賠償責任保険も入っていなかったということは初めて聞いたことでありますから、当日その場で質疑をいたしましたというのが西村議員への答弁だと思っております。

今回の賀屋議員の質問についてはかみ砕いてということは、議会運営委員会を傍聴しておりました。ですから、そこで議会運営委員会に提案された範囲内では車検がなかったとか、無保険の車だったとかいうようなところの説明はなかったように私は伺っております。ですからそれなりに議会運営委員会で報告提案説明をそれなりにかみ砕いて本会議に臨んだということでありまして、決してそのことについての誤差があるとかいうようなことにはならないと思っております。以上です。

○副議長（寺岡公章） まだ通告をいただいております。質疑がありましたら発言を許可しますが。

8番、北地範久議員。

○8番（北地範久） るる御答弁いただいてありがとうございました。

いただいた提案理由の文章の中から1点ほど伺わせてもらいたいんですが。

副市長が挙手し、答弁の意志を示されたのにこれを制止したというという文面があるんですけども、意思を示したのであれば、議長という声があつてしかるべきであろうと思いますし、またそのときにそのシチュエーションの中で議長がこれを制止したというような発言は聞けなかったと思うのですが、この辺の説明をお願いしたいと思います。

それからもう1点は山崎議員におかれましては、議会の委員会主義というものはよく把握されて、理解されているということでございますけれども、議案配付の後に、我々同僚議員とも、この議案について議論交わしながら、当然に山崎議員と同様の疑義が出た、質問したいというようなことも出て、このことについては質問しなければならないなというような意見も出ておりました。そういった山崎議員と同様の質問の出るような場面があったわけですけども、協議をしたのは生活環境委員もおりますし、委員外の議員の方もいらっしゃいました。その委員会で出そうな質疑をあえて本会議場で私としては、委員会主義ということもありますんで、できればそういった質疑は委員会の方がいいのではないかと思います。そういった委員会で出そうな質疑をあえて本会議場でされたというのはどういう理由でしょうか。

それと議長なり事務局長なりの対応がまずいということがありましたけれども、それについてその都度議長なり事務局なりに申し入れはされていたのかどうか、この3点をお願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 13番、山崎議員。

○13番（山崎年一） 最後の議会事務局の対応についてあるいは意見交換したりというようなことがあったかということにつきましては、実はこの動議が生きているということを知ったのは、先ほど壇上で申し上げました9日の月曜日でございます。4日の事案の勃発から5日間が過ぎて、経過がありました。ですから、そのことを聞いて初めて私たちはこの動議について、どう進めていくかということを検討に入ったわけでありまして。それまではどうなったんかという素朴な気持ちでありました。確かに勉強不足ということをおもも先ほど壇上でも申し上げましたが、勉強不足でありました。そういったことについては今回勉強させていただいて、非常に参考になったわけです。ですから事前に議会事務局と対応したとかそんなことについては余りありません。ただ会派代表が9日に事務局にお越しただいて一緒に話したということはありません。

それと、たくさん伺ったので、具体的に副市長の答弁をどう言われましたですか。あつたがそのことについてどうかということでありましたが、当日私は先ほど副市長と5階のロビーで意見を話し合いましたが、当日の判断では、私は副市長が手を挙げられたと判断をしました。そのことについて議長のほうが、仮にこれを副市長でなかったかも、そのことについて副市長はみずからは否定をされたわけですが、私は当日見た範囲ではそういうふうな判断をしましたので、そういうふうな発言になったのではないかと思います。議長が答弁を制止したということは事実であります。そのことは議長として正確でない、む

しろ答弁を促す立場にある人が、答弁を制止したということについて今回壇上で議長の動議を出す理由の一つとして上げたわけでありませぬ。

まだありましたでせうか。もう一度あればお願いします。

○副議長（寺岡公章） 2つ目の、委員会では出そうな質疑をあえて議場でやった本意というあたりですが、北地議員そういった感じですかね。

13番、山崎議員。

○13番（山崎年一） 委員会では出そうな質疑を本会議場でやったということではありますが、本会議場での質疑があくまでも委員会での質疑を深めるし、もっと調査研究がなされることにつながるんだと私は思っています。ですから本会議場での質疑はあつて当然だと思ひますし、むしろさっきから何回も言うとするじゃありませんか。大竹市議会会議規則の第37条には本会議場で質疑した後、委員会に付託するんですよと。そのことをなぜ皆さんは素直に規約どおりに進めようとされないのでせうか。盛んにそのことを棚上げしといて委員会だ、委員会だ、委員会だと。こういう議論をなさるんですが、私は規約どおりに物事を、私たちは議会人ですから、規則どおりに物事を進めましようよとこう言つとるんであります。

ぜひそのことを理解していただきたいと、重ねてお願いして、お答えになったかどうかわかりませんが、終わります。

○副議長（寺岡公章） 8番、北地範久議員。

○8番（北地範久） まず1点目の副市長の件なんですけども、副市長が手を挙げたかどうかというのは私もよく把握はしておりませんが、その中で答弁を求める議長という声は聞こえなかつたということではあります。その辺も山崎議員は判断されたということなんですけども、私としては議長という声はなかつたというのは確認したいと思ひます。

それからそれについて議長が制止したとこの文面では読みとめるわけなんですけども、そこもなかつたと私は思っておりますので、そういう質問をさせていただきました。

それからあえて本会議場でされたということの質問なんですけども、我々としては委員会主義という形をとつてずっときておるわけなんで、その中ではやはり概略的な質問は本会議場でするけども、具体的な質疑については委員会でするといふようなルールというか、申し合わせといひますか、その辺があつたように思っておりますので、そういう質問となりました。

それから申し入れについては今までの対応、この案件だけではなしに、それは以前に壇上で申し出されましたけれども、いろんなことがあつたと。陳情の対応とか。そういうケースでどうなんだろうかと、事務局なり議長なりにそういうことを申し入れをされたのかどうかということをお質問したわけではございませぬけども、今回の案件ではなしに、それ以前の案件についてはどうなんだろうかとということなんで、お願いいたします。

○副議長（寺岡公章） 以前の案件ですか。

北地議員、以前の案件とは、もう一度お願いします。

○8番（北地範久） 谷和地区の陳情の申し出が、対応が悪かつたとかいふように聞いたんですけども、少し聞き方がまづかつたかもわかりませんが。



○副議長（寺岡公章） そのあたりをもう少し深く聞きたいと。

○8番（北地範久） そういった、何かいろいろ今までにも対応が悪いというような、かなりあったと思うんです、壇上で。

それについて、議長なり事務局なりに申し入れをされたのかどうかということをお聞きしたかったわけなんですけども。

○副議長（寺岡公章） 壇上で話されたことについてそういった申し入れをしたのかどうかということですね。

13番いかがですか。

山崎議員。

○13番（山崎年一） 申し入れはしておりません。

○副議長（寺岡公章） 他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

通告を受けておりますので、発言を許可したいと思います。

討論ある方挙手をお願いします。

7番、賀屋議員お願いします。

○7番（賀屋幸治） それでは私はこの不信任決議案に反対の立場で討論をいたします。

本件は議案上程後の質疑において、議長の対応が議員の発言権、質疑権を無視する行為で著しく公平性、中立性を欠くものであるという理由ですが、確かに細川議長の責務としては、議場の秩序を保持し議事を整理し、議会の一部を統理し、議会を代表するものと、議長の責務であるわけですけども。

大竹市議会では円滑な議会運営のために、条例により設置された常任委員会に議案を付託し、審査することになっております。これは先ほど山崎議員が発言されたような、本会議主義ではなく、大竹市議会の場合は委員会中心主義であると認識をしております。ですから、委員会が設置されているということでございます。県議会や他の市議会でもほとんどの市議会ではこの委員会中心主義をとっておられます。町村議会については、当然、議員数が少ないということもあるんでしょう、本会議中心主義ということになっておると聞いております。

ということで大竹市議会では、委員会中心主義をとっているということで所管の委員会に議案を付託し、審査することになっておりますので、今回の議案についても11月26日の議会運営委員会において取り扱いを決めているものでございます。また、議会運営委員会でも一定の議案説明もあり、本会議は生活環境委員への付託もその場で決められておりました。

本会議上程後に議長より質疑ありませんかと議員に諮り、質疑を受けなければなりません、大竹市議会では先ほど言いました、委員会中心主義でありますので、審査方針をとっているため、委員会付託が予定されてる議案の場合は、つまり議会運営委員会のほうで委員会に付託しますよということを決めておりますので、その場合はあくまでも提案者の

本会議場での提案者の説明後の質疑については、あくまでも総括的、大綱的なものにとどめるべきと理解をしております。

つまり詳細な内容については、付託された所掌の委員会で審査を行うものであり、今回山崎議員の質疑は詳細まで踏み込んだ内容であったものだと思います。自身が所掌の委員会に所属していないとしても、疑義に対しては同一会派の所掌の委員に質疑を委ねるということもできるでしょうし、どうしても直接確認したいというのであれば、先ほどの委員外議員の発言という方法があります。仮に今回議長の判断が間違っただけということで、今後、付託された委員会以外の委員、議員が本会議場上程後、本格的な審査に入ることになるということになるのでしょうか。本会議主義の形をとるのでしょうか。

そうすると所掌の各担当職員はどこで待機を、その答弁のための待機をどこでするんですか。また現行のルールを否定することになりますので、そういうことになっていくということになります。

細川議長は9月定例会において、これは指名推選によって議員全員の信任を得て、議長に当選されたものであり、提案理由の欠格事由は市民に誤解を招くものではございません。

また、提案理由の中段に、細川議長の本会議場での一連の行為は、著しく公平性・中立性を欠くものであるとの記述がありますが、先ほど質疑の中で西村議員からの内容にもありましたけれども、去る9月定例会において、大竹会館改築等の工事請負契約の締結議案において、9月17日の本会議場での上程後に、1人の議員から質疑の申し出がありました。このときも落札価格が予定価格の何%かという質疑でございましたので、その質疑の内容については詳細に踏み込んだものであるとの判断で、所掌の委員会に付託することになっているので、委員会での審査をお願いする旨の取り扱いによって、細川議長より説明があり、質疑を終結をしております。

このことからしても、細川議長は公平性・中立性を保持して、公平で平等な運営を実践していると思います。

以上の理由により、今回の細川議長の判断は議会運営上、大竹市議会会議規則にそって円滑な進行を図るための措置であり、議長としての役割を果たすものだったと受けとめております。

山崎議員においては、大竹市議会会議規則の第37条にこの本会議場で、質疑を先にして、それから付託をするんだということを言われてますけれども、実際にそのことについて否定をするものではありませんけれども、先ほど述べましたように、付託をされた案件についての質疑については、例えば、聞きとれなかったとか、数字の確認だけとか、いわゆる本質的な詳細についての踏み込んだ質疑というのは、それこそ委員会に付託をされたわけですから、委員会の中でしっかりと審査をしていくということで、今までも大竹市議会としては、そういう運営方針をとっておりますので、そのように御理解をいただきたいなと思います。

ということで、議長不信任には当たらず、不信任決議案には反対をいたします。以上です。

○副議長（寺岡公章） 他に通告出ておりますが、討論ございますか。

よろしいですか。

4番、小中議員。

○4番（小中真樹雄） 私は最終的には、反対の立場から討論させていただきます。

この案件は、山崎議員がおっしゃるように、議会そのものがどうあるべきかという本質論と、議会運営をどういうふうに行っていくかという議長の形式論もしくは手続論の衝突であり、どこまでいっても平行線だと考えられます。

ただ、私が重視しますのは、やっぱりそうはいつでも、執行部側に答弁する必要はありませんと、こういうことを言うと、例えばこれ報道されたらその部分だけ切り取られて、一般市民には理解されてしまうと思います。

だから、細川議長の議事運営に瑕疵がなかったとは言い切れないと私は思います。ただし、不信任決議案というのは、あくまでも伝家の宝刀であり、この案件において提出すべきかどうかということに関しては、私は多少疑問であります。もっと本来は議長は話し合いの中で答弁は必要ありませんと言ったことについては、撤回しますと言えばそれで済むことだと私は思います。ただし、不信任決議案の可決については、そこまで必要なかということをおもっており、不信任決議案には反対の立場を表明します。以上です。

○副議長（寺岡公章） 他に通告出ておりますが、討論の発言はありますか。

10番、和田議員。

○10番（和田芳弘） 私は反対討論をしたいと思います。

本会議で各執行部から提出された議案に対して、審議するのは、各委員会に付託をして審議すると私は理解しております。本会議場でその細かい質疑は、議会運営をスムーズにするためにも、それは控えてほしいと私個人はそう思っておりますので、山崎議員に対しては反対いたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（寺岡公章） そのほか通告があります。発言いかがですか。

14番、日域議員。

○14番（日域 究） 文章つくってききましたので、読ませてまいります。

その前にルールっていうものはいろいろありまして、申し合わせもあれば憲法もあります。重要性に順番があるんですけども、重い問題と軽い問題を一緒に比べてもなかなかいい答えが出ないと思うんですけども、今回の議長不信任の動議は去る12月4日の本会議の中での出来事が直接の原因でした。大竹市議会の議会運営はそれを委員会主義と呼ぶか否かはさておいて、大竹市議会会議規則に基づいて運営されております。それによれば第37条に会議に付する事件は、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会に付託するとなっております。

その次に第38条では委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とするとなっており、付託された委員会の委員でない議員はその間はタッチできません。また第117条の第2項において、委員会は、委員でない議員からの発言の申し出があったときは、その許否を決める。とありますけども、これをもって我々は通常委員外議員の発言と呼んでいるんですが、これ読んだらわかるように、委員外の議員の質疑をその議員の権利として認めているわけではなくて、委員会が発言を許す権利を認めているわけです。委員

じゃない議員にとってみれば、堂々と質問できるのは、上程後のあの場面しかない。そういうことになっております。

さっきから、経験があるかとかないかとかいう質問が出てましたけど、例えば過去の議長でこの場で、議案上程の場で、質問を、もちろん多くはないですよ、多くはないけど過去にあったように記憶しています。そのときは議長は大歓迎という顔をされたわけじゃないです。意外な顔されます。でも、権利ですから答弁を促しますよね。もちろんその場で準備してないことも多いですから、記憶の範囲の答弁になって、細かいことについては、委員会でお願ひしますと言って、それで質問者も納得するし、議事はそれから次の段階に進んでいくと、そういうふうには円滑にいったままです。

そこで、細かいから答弁要らないとか、そんなことは私の議員生活の中で経験しておりません。ですから小さなことが非常に大きなことになってしまっていて、さっきからぐるぐるまわっているような気がするんですけども、委員会中心主義とか何とかいうのはこれは学者が決める評価の問題であって、あくまでも大竹市議会は直接的には大竹市議会会議規則、それにのっとってやっています。委員には委員の権限も責任もあるし、議長にも議員にもそれぞれある。いろんな役割が決めてありますけども、ほかにかえっていく部分がありませんから、その何とか主義だからこうだとかいうんじゃないで、要するに会議規則です。

その中で、さっき言いましたけど答弁不要というのは違うんだらうなという気がいたします。

地方自治法第104条の議長の議事整理権というのがあります。あの話がこの前議場の場で誰かが発言したかどうかまではわかりませんが、少なくともあの場で私はあっちこっちから聞こえてきました。これも議場が混乱した場合のそれこそ伝家の宝刀ですから、今回の場合のはどちらかというとなら議長自身がやっぱり答弁不要という言葉が決め手になったと思います。やはり間違ったら間違っただで認めてほしい気がしまして。アンデルセンの童話に、裸の王様というのがあります。王様であろうとなかろうと、裸であつたら裸なんです。だから間違いは間違いってそれを認めて正す度量も持ってほしいなという気がいたします。

さっきの壇上での話の中に、陳情のことがありました。ある意味これも大きな話だと思えますんで、少々紹介させていただきます。今回の陳情は、この9月からの話ですけども、もちろん伏線といいますか、過去何年かにわたるいろんな経緯があります。結果的には今回の定例会に上程され、総務文教委員会で継続審査になった令和元年陳情第1号でございます。この陳情を提出させて議長及び議会事務局の看過できない行為があるように思い、今回の不信任の判断材料につけ加えたいと思います。この陳情は今年の9月6日、栗谷町谷和地区の自治会から大規模太陽光発電所建設計画反対に関する陳情書として市議会事務局に提出されました。

○副議長（寺岡公章） 日域議員。あらかじめ申し上げますが、理由の追加というのはこの場ではできません。

今、追加するとおっしゃいましたけど、それはできませんからね。

○14番（日域 究） 追加ではなく。わかりました。



そのときに、事前にそれを変えてくれっていうのはやっぱり異常な行為だと私は思います。谷和地区の方の過去の記録を見るとあそこにももちろん民間の業者が民間の事業をしようと思ってやること、これは自由ですから。当然業者は地元の人と交渉します。だから交渉してるんですけども、交渉してその後に市の職員さんが行くわけですね。地元の方に業者が地元説明会をしてほしいと言ってるけどもとか、そういうことを集会所で複数のメンバーで何度もやっています。その度に土地を売る気もないし、貸す気もないからお断りしますって彼らは言ってるんですね。そこに話しに行った人が、国会議員から大竹市議会議員まで、というかお伊勢さんじゃないですけども、その合間に複数の課長、係長と13名の現地の人が集会所で話をしたという記録が残っています。その中で彼たちは、要するにできないから断るって終始一貫言ってるわけですね。そのあげくの果てが今回の陳情なんです。さっき前飯谷地区の話があったように思いますけども、前飯谷地区にも谷和地区の発電所ですよ。

○副議長（寺岡公章） 日域議員、本論に戻していただきたいんですけども。

○14番（日域 究） だから要するに、議長が、9月15日に谷和地区の陳情した人のところに、陳情書を受理したのだと思いますけども、陳情書ですよ。個人間の郵便のように送り返した上に、それを\*\*\*\*\*。\*\*\*\*\*。

越権行為の中に、大きな動きがあって、それに議長もあらがえなかったのかなという気もしますけども、少なくとも陳情を押さえ込むのが明らかによろしくない。9月16日の陳情書自体、私見ですけど、議会事務局の公務のあり方としてもものを送るときに、市役所ってこんなもん要らんとするくらい、必ずかがみがあるじゃないですか。かがみをつけて、これこれしかじかですってこう送りますよね。それすらないものを、議会事務局が送ったこと自体がですね、これは正式ではないんだけどという意味がそこにかいま見えるんですけども。やはりさっきの議員が発言する権利、質疑する権利それから市民が陳情する権利、請願する権利、そういうものはやはり大事にしないと全体的に根っこがおかしくなってしまう、そんな気がいたします。

それを一番守るべき人物が議長だと思います。やはり物事を決める最終決定機関は議会だと思いますから、そこを差配する議長というのは大事だと思います。だからたまたまですよ、議員のときの雰囲気と議長になったときの雰囲気は違います。これは国会議員から地方議会まで同じですけども、議長は例えば国で言えば政党から離れるとか、いろいろなやはり公正中立な運営をしますよという雰囲気を出すじゃないですか。大竹市議会においても議長たるものがどんと構えてど真ん中に座っていてほしいと思います。

今回のことは、2つの案件がありましたけど、ともにやはりそういう意味ではふさわしくない。質問がよろしくなかった、よろしくないことはないですけども、多くの人がしないタイプの質問をしたことは確かかと思いますが、それを、答弁は要らない。というのは明らかにいき過ぎだと思います。過去にそういう発言をした議長さんはおられなかったと思いますから、そう意味でもそうだと思います。

以上で賛成討論とします。

○副議長（寺岡公章） 他に通告出ておりますが、いかがですか。

9番、西村一啓議員。

○9番（西村一啓） 私は決議案第4号不信任決議案に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

議長が議員の質疑について発言を制したと、議会運営が横暴であるとか、執行部側の挙手について発言を制止したと。るる言われておりますが、議会の流れの中で、議長は議事整理権としてその範囲内で議長の判断で行ったものと思います。発言者の質疑に対する注意をしたもので、議長の議会運営に対する横暴とは私は言えないと思います。

今回の議長の判断は議会の運営上、不適切と思えず、不信任に問われる理由はないものと考え、反対といたします。

○副議長（寺岡公章） 他に討論はありますか。

他によろしいですか。通告された議員さんよろしいですか。

3番、原田議員どうぞ。

○3番（原田孝徳） 先ほどから寺岡副議長の議事進行見ておりまして、大変その議事整理権であるとかですね、発言権の制止であるとかいうことをよく御理解して進められているように感じております。

ただし、4日の件に関しては、山崎議員の発言に対して、まず発言をしっかり聞いて、提案者の方々、答弁をしようというような状況であったわけですから、それをきちっと答弁を聞いて、それから議長の意見なりを述べるのはよろしいかと思うんですけども、ただ発言を制止したりとかっていうことに関しては、議長としてふさわしくなかったと私は感じました。

先ほどから、委員会中心主義と言われておりますけれども、これはあくまでも申し合わせであるというようなことを私は今のお話の中で感じましたので、やはりこれは大竹市議会会議規則を重視、これを原則として、大竹市議会会議規則を原則としてすべきだと思っております。大竹市の場合、わずか16名しか議員はいません。その中でできる限り、時間のある限り、皆様がその中で議論をしていただくということがそれが一般の市民の方も望んでいらっしゃるのではないかと思います。特に先ほどからお話がありましたように、無投票、今回はそういうことでありましたので議会改革というものが、すごく叫ばれている昨今であると思えます。ここにいる16名の議員というのは、皆さん議員としての理念であるとか、信念であるとかそれから哲学というものをしっかり持っていらっしゃる方だと思っております。そういう16名の皆様の意見をしっかりと議長が一人一人の意見を最大限に引き出して、それをうまく時間の中でまとめてそれで仮に委員会に付託するのであればそれで委員会に付託する。ということをする役割を議長というのは持っているとは私は考えておりますので、今回の議長の進行に関しては、議会が本来すべき方向に少し逆行しているのではないかと感じました。

それから谷和地区の陳情の件があったんですけども、私よくわからないんですが、議長が谷和地区に行かれたというようなことが先ほどでしたが、これは先ほど言われたように越権行為かどうかはわかりませんが、どのような経緯で、どのような理由で谷和地区

の方々のところに足を運んでお話をされたのか、どのような内容であったのか、それからお一人で行かれたのか、複数で行かれたのかわかりませんが、そのあたりの経緯とか、理由とかというものを説明する主張はあるのではないかと感じております。

相手は一般の市民の方ですので、もし議長がどのような思いで、どのような理由で行かれたのかはわかりませんが、受け手側ですね、谷和地区の方々がもし不安であるとか、それから混乱を招いているということがもし本当であれば、やはりこれはさまざまなハラスメントのようなものと同様な考えであると思いますので、やはりその谷和地区の方の意見を一番に尊重されなければならないものだと考えておりますので、ここに関しては、議長からのみずからの説明責任があると考えております。

陳情は市民からの政策提言であると思いますので、ぜひやはり議会で議論、審議してそれから委員会に付託するというのが、私は地方自治法の本質ではないかと感じておりますので、このような理由で議長の不信任案に対しては賛成の意見であります。以上です。

○副議長（寺岡公章） 原田議員、次回からは通告をお願いします。

他に討論はございますか。

6番、小田上議員。

○6番（小田上尚典） 反対の立場で討論します。

こんなにぐちゃぐちゃに審議しているものなのかなと思うんですけど、これ市民の方が見て、一体何で不信任案が出ているのかわからなくなりますよ。この提案理由見て、提案理由は市民の方見れると思います。いきなりこの場でいろいろ出ますが、本来はこの大竹市議会会議規則の第37条の議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所掌の常任委員会または議会運営委員会に付託する。ここの本会議場での質疑が一体何なのか、どこまで許されるのか、というところの行き違い、議員同士の認識の違い、それによって生まれた動議、それによって生まれた不信任案、提案理由もそこまでしか書いてない。

それでほかの件、とても大切な件を、この場に持ってきて、全部いっしょくたにして、市民の人はこれが一番混乱するんです。何でこの不信任案で反対の討論があるのか、これは議長の議事整理権いろいろ出ますが、議長ができる裁量の中で、これは委員会に付託したい、付託してるからそっち側でお願いしたいと言ったことに対して、質疑の捉え方の認識の違いです。これはこれからしっかり申し合わせをして、本会議場での提案理由、説明の後の質疑は大枠にとどめましょう、申し合わせして決めていきましょう、そういうことすればいいじゃないですか。だから不信任案に当てはまらないと言っている。

先ほど質問させてもらって、山崎議員が出されてますんで、山崎議員に質問させてもらいましたけど、議会運営委員会るとき傍聴して、議案は知っていると。本会議場でそれは初めて聞いたことがある、確かにそうなのでしょう。ただ、議会運営委員会11月26日に提案の説明をされて概要はわかる。よく知りたいなと思ったら私たち、先輩議員、同一会派、その中でこれは何だろうと話をし、実際に担当部署に聞きに行ったりもします。12月4日の本会議、この間の期間に多分そこまでのところはわかるはず。どうしてもこの場で質問したいということであれば、その質問の通告をしておけば議長も一体何の質問がくるのだろうと、わからないまま質問を許可することなく、山崎議員もこの質問がしたい



というのを明確に提示した上で気持ちよくできたと思う。そのルールを片方が守ってないから、片方が悪いとかいうんじゃないかって、しっかり守っていきましょうっていう話をここでして、不信任案には当てはまらないですよねと思っている。だと思えます。混乱させちゃだめなんですよ、本当に。市民の人わけわかんなくなるんで、何に対して不信任案が出て、何で反対なのか賛成なのかというところをやらないとわかんなくなっちゃうと思うんで、そこは整理してほしいなと思って反対討論にさせていただきます。以上です。

○副議長（寺岡公章） 小田上議員からは通告が出ておりました。

そのほか、討論ありますか。

16番、山本議員。

通告出ておりませんが、ありますか。どうぞ。次回からはお願いしますね。

○16番（山本孝三） 副議長の温かい判断で発言を許可してもらってありがとうございます。

私は議会の改選後、規則にそった臨時議長を務めさせていただきました。それで議会人事の上で一番大事な職務は議長、副議長をまず選出して、その他の常任委員会あるいは特別委員会等の議長をそれぞれ決めるという順序で人事が運ばれたわけですが、議長選挙に当たりまして、全会一致で現議長を推薦もし、議会運営が円滑に行われるということに期待をして、誰一人反対することなく、議長に推したわけですよ。その際、各党派議員の皆さんも議会運営の基本は我々も市民の皆さんから支持をいただいて、無投票といえども議席を得たわけですから、執行部ともども不断に市政が福祉の向上、市民の生命財産を守る上でのまちづくり、防災対策等、より一層充実を目指した役割を果たしてほしいという市民の期待の上に我々の存在価値があるわけです。そういった意味では、我々は市民の声を代弁する立場ですから、この基本を踏まえれば、議員個々に議場においても委員会においても、議員が質疑をする、意見を述べる、提案をする、こういったことを最大限に保障する運営こそが議長としての大きな役目だと思うんです。

それで先ほど来、各議員からいろいろ賛成、反対の意見がありましたが、基本的には、我々は市民を代表し、市民の声を、意見を、また要望を代弁する立場ですから、議員の調査権なり、否決権なり、審査権なり発言権が正しく機能するような、そういう運営に努めて、執行部ともども市民に答える市政の推進に力を注ぐということではなくてはならん。

それで、それを具体的に保障する上での規則もあるわけですね。どんな議案でも執行部から各行政分野にわたってこうありたいと、こうしたいとこういうことがあれば提案を議会にされる。その議案を提案されたものについて、各議員がそれぞれの思いなり、意見なり、市民の要望に応え、財産の無駄がないような視点での質疑をするということをね、これは当然保障されないかん問題ですよ。だから委員会中心主義だとか、本会議中心主義だとか形式に捉われることはないと思うんです。それを何か委員会に付託されるんだからこの本会議で付託される案件について、質疑せんでもええとか、すべきではないとかいうような自分で自分の首を絞めるようなことを何で平気でおっしゃるんか、私は不思議でいけんの。質疑をしたとして、それは執行権への侵害にもならないし、我々に付託された市全般の行政の足を引っ張ることにはならんでしょ。むしろその議員の発言なり、意見なり、矮小化するような発言規制をすることこそが問題でしょう。私も長い間議員を務めさ

せてもらいました。何回か同じような問題が議論になりました。しかし議論の末、議員の発言は質疑を得て委員会に付託すると、この基本を崩すべきではないということで今日に至っとるんです。

先ほど来、議長を不信任に値しないとかいうことを言われて、委員会中心主義だから付託される案件について質疑せんでもええというようなことを、もっともらしく主張されますが、そうじゃありませんよ。だから議長もその基本を踏まえて、付託される案件でも質疑がありませんかと問うんですから、1回でも委員会の付託が議会運営委員会で決まったから、質疑はなしで委員会へ付託しますというようなことをやりましたか、これまでの議長が。大竹市議会でそんなことをやった議長は1人もありませんよ。必ず委員会に付託される議案でも、質疑はありますかと本会議の議場で議会に問うんですから。それをなんか委員会に付託されるんで、質疑はせんでもええよというようなことを、もっともらしく言う、そこが考えてもらいたいもんやね。自分の首を自分で締めるようなことをすべきじゃない。

それで先ほど来、議長の不信任案の一つの理由の中に、市民の請願権、陳情権の侵害や介入にあたる行為があったということが指摘をされました。この前、総務文教委員会にかけられた谷和地区のメガソーラーの反対の趣旨の陳情が、審査をされた際にも、本会議で同僚議員からの質問なりあった際に、傍聴に来られた地元の方が、帰りがけにたまたま私、玄関口で出会ってから地元の人からも話を聞いたんですが、9月15日に総務文教委員長、それから生活環境委員長、議長、谷和地区に足を運ばれて、陳情審査に当たっての、これは積極的な。

○副議長（寺岡公章） 山本議員。

判断に至る経緯として御紹介されるのは構いませんが、本題から離れないようお願いします。

○16番（山本孝三） 提案者の、趣旨説明にかかわったような話ですから、少し時間をください。

その際に、\*\*\*\*\*。これは明らかにその陳情権、請願権に介入する干渉行為じゃないですか。それからせんだって機会があって、飯谷地区の方にもお会いしましたが、飯谷地区からも陳情書が出る。これは結局受け取れんということで、返したままで、いまだに陳情の気持ちなり思いが議会には伝わってないんです。そんなことをやったんじゃ、市民の皆さんの付託を受けた我々の役割を果たすことができんじゃないですか。そんな大竹市議会の市民に対する対応について、我々自身を反省するとともに、議会運営がうかつに市民の対応としての権能発揮にふさわしい役割を果たせるように、この際お互いに反省すべきは反省もする、改革すべきは改革するという立場で考えるべきだと思うんです。

大体、議案がきょうね、こういう格好で提案されること自身が変則でしょう。議長不信任の動議が出たら、その場で議長は退席して、副議長が議事の進行に当たって、優先的に議長不信任案の処理がされるというのが、これが地方自治法でも議会運営の基本なんです。

それが今日まで先延ばしにされて、こうして議論するというのは、全国の市議会から見て恥ですよ。しかも9日ですか、4日か、議会事務局長から山崎議員から提案のあった、発言のあった議長不信任案は生きているんですよ。改めて議案に上程する扱いにしますから、その理由を述べて事務局に文書を出してくださいという、そんなことをする議会がどこにありますか。しかも山崎議員が発議されたあの日は2時間にわたる議論をしたんですよ。その2時間の間、議会運営における瑕疵について、細川議長は一言も反省もなければ、議会運営が正当だということを買いたんですよ。しかもその過程で、誰一人議会運営の基本に立って、議長不信任動議は最優先で、その場で処理されるべき議会運営が法的にも規則の上でも、規定されてるということ誰も言わなかった。これは議長を含めて我々自身にも恥ずかしいことですよ。それで議長の反省もなくて、きょうに至ったんですよ。そういう一連のことを考えればね、あの事件で運営上まずかったとか、今後はこういうふうに改めましょうとか、こういうふうに私も運営上、皆さんの意志にそって円滑な運営に務めますということがあったら、何もきょうのようなことにはならん。そういうことをお互いに考えて、この際議会を市民の付託に応え得る機能を発揮するための機会として、議長の不信任を決議して新たな出発を我々自身もする機会にするべきだということ述べて、議長不信任に対する賛成の討論にさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 通告のあった議員さんでまだ御発言のない方いらっしゃいますが、いかがですか。

12番、児玉議員。

○12番（児玉朋也） 大変多くの議員の皆さんが質疑、討論しておりまして、今聞いておりまして、今回、議長不信任決議案を見ますと、去る12月4日に行われました本会議の議案審査においてと書いておりますので、私は話が広範囲に至っておりますけれども、12月4日の議事進行のことに對して、議長不信任決議に對して、反対の立場で討論をさせていただきます。

議長は公正にその任を全うしており、議題とするほどに議長として資質が欠けているとは思っておりません。議会は言論の府であり、自由で活発な発言の場ですが、議会運営上、ある程度の議長の判断は必要だと考えております。今回の執行部の発言を制止した点は、議事進行上著しく公平性、中立性を欠くものではないと考え、反対したいと思っております。

○副議長（寺岡公章） そのほか、よろしかったですか。

では、他に討論はございませんね。よろしいですか。

では、討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

令和元年決議案第4号議長不信任決議についてを起立により採決いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） もう発言する場面はありません。

〔発言する者あり〕

○副議長（寺岡公章） どうぞ、短くお願いします。

○16番（山本孝三） この問題が大竹市議会の歴史上初めての経験なんですね、そういったものはね。そういったこともあるし、議長選出の経緯から見ても、多くの皆さんをはじめ、我々を議会に送ってくださった市民の皆さんからも見て、議長不信任に対する、議会がどういう対応をするかということに注視されたいと思うんです。

○副議長（寺岡公章） 短くお願いします。

○16番（山本孝三） 我々は起立採決というふうなことではなくて、無記名投票でやっぱり決めるべきだと。そして各議員の皆さんの意志が、遠慮なく反映できるようなそういう方法をとるべきだということを提案したいんですが、賛同される方は一つ、ぜひ御協力ください。

○副議長（寺岡公章） しばらくお待ちください。

先ほど、山本議員のほうから採決のあり方について御提案がありましたが、無記名投票というあり方がこの場合の議案にふさわしいのかどうか、ルールを確認いたします。当てはまるものかどうかを確認いたしますので、お時間いただきたいと思ひます。

休憩をしたいと思ひます。

再開は午後2時を予定いたします。

~~~~~○~~~~~

1 1時55分 休憩

1 4時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） それでは会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 短くお願いします。

13番、山崎議員。

○13番（山崎年一） 先ほどの、細川議長不信任決議案の提案の中で、一部字句の間違ひがございましたので、訂正をお願いいたします。

結果として9月定例会で審議されることなく、という部分でございますが、9月定例会で審議されることを削除して、結果として12月定例会まで先送りとなりましたということに修正をお願いいたします。以上です。

○副議長（寺岡公章） ただいま、山崎議員から訂正の申し出がありました。

これを認めたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 山崎議員。ただ、この件についても通告のほうはいただくことが必要ありますので、次回からよろしくお願ひいたします。

先ほどの休憩中、西村議員から発言の申し出を受けておりますので、これを許します。

9番、西村議員。

○9番（西村一啓） 先ほどの、議長不信任決議案の提案理由説明及び討論の中で、谷和地区の陳情に関して、事実と異なる不穏当な発言がありましたので、議長において発言の取り消しを命ぜられることを要求いたします。

初めに、9月6日事務局が谷和地区に陳情文章を郵送したとあります内容ですが、これは事務局のほうに陳情者が提出した書類が陳情書に基づく形式や内容が整っていないので、改めて提出をしてもらいたいという内容を、電話で説明をし、自治会長に郵送したもので、その後、9月15日、私たち大竹市議会の一議員として自治会に面談を申し入れ、陳情の内容についての内容確認、そして陳情の形式についてお伺いしたいと申し上げました。議長とか、委員長が出向いていったと、さも我々が打ち消すような関係で出向いていったように捉えられておりますが、それは内容が違います。そして話した内容につきましては、自治会の皆さん、人数は4名でございます。4名と私たち議員3名、7名で内容や形式についてお話をさせていただき、その中で取り下げや陳情書を要望にすることは一切発言はしておりません。要望書は、3年前から進めております、栗谷6地区の中の、3地区で4カ月に一度、3地区サミットというものを常に連携してとり行っており、その内容が全て要望書ですので、その内容のことについてならわかりますが、我々が要望書に書きかえてくれとかいうようなことは言っておりません。

以上、訂正をお願いしたいところでございます。以上でございます。

○副議長（寺岡公章） ただいま西村議員から、議長不信任決議案の提案理由説明及び討論の中で、発言内容が不穏当であるため、議長において発言の取り消し、また訂正を命じられたいとの要求がありました。

議長におきましては、後日、記録を確認の上、措置することといたします。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって後日、記録を確認の上、措置することといたします。

それでは休憩前に続きまして議事を継続をいたします。

先ほど山本議員から、決議案第4号の表決方法について、無記名の投票による採決とすべき、提案の動議が提出されました。

この提案につきまして。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） ありがとうございます。

この動議は、賛成者がありますので成立をいたしました。

決議案第4号の表決方法を無記名投票による採決とすべきと提案の動議を議題として、起立により採決いたします。

この動議のとおり、決定することに賛成の議員は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺岡公章） 結構です。

起立少数でございます。

したがいまして、決議案第4号の表決方法を無記名投票による採決とすべき提案の動議は否決されました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 御用件をお願いします。

〔「動議否決に異議あり」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） ただいまの宣告に対して、御異議がございました。

この場合の異議の申し立ては、会議規則第70条第2項の規定により、3人以上を必要といたします。

よって先ほどの議長の宣告に対し、異議のある方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（寺岡公章） 結構です。

起立者3名以上であり、異議の申し立ては成立いたしました。

よって決議案第4号については、無記名投票をもって採決をいたします。

実施準備のため、若干休憩をいたしたいと思えます。

~~~~~○~~~~~

15時01分 休憩

15時04分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、令和元年決議案第4号議長不信任決議案を投票により採決いたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（寺岡公章） ただいまの出席議員数は15名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に3番原田議員、6番小田上議員を指名します。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（寺岡公章） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は前にお願いします。

〔投票箱点検〕

○副議長（寺岡公章） 異常なしと認めます。

投票に先立ち念のため、事務局長をして、投票の手續について説明させます。

事務局長。

○議会事務局長（田中宏幸） 御説明申し上げます。

投票は無記名でございます。

議席におかれまして、賛成か反対かを御記入の上、職員の点呼に応じて議席番号順に御投票いただくことになっております。なお、副議長は最後に投票をお願いいたします。以

上でございます。

○副議長（寺岡公章） この投票は、決議案第4号の議長不信任決議案、これに賛成するか反対するかでございます。

では、御記入いただき事務局職員の点呼に応じて順次投票をお願いします。

〔事務局職員点呼・投票〕

○副議長（寺岡公章） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（寺岡公章） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（寺岡公章） それでは開票を行います。

原田議員と小田上議員は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（寺岡公章） それでは、投票の結果を御報告いたします。

投票総数は15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち有効投票15票、無効投票0票。

有効投票中、賛成4票、反対11票。

以上のとおりでございます。

よって、令和元年決議案第4号は否決されました。

議事を交代いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第10〔一括上程〕

認 第 5号 平成30年度大竹市一般会計決算

認 第 6号 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認 第 7号 平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認 第 8号 平成30年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認 第 9号 平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算

認 第10号 平成30年度大竹市土地造成特別会計決算

認 第11号 平成30年度大竹市介護保険特別会計決算

認 第12号 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（細川雅子） 日程第3、認第5号平成30年度大竹市一般会計決算から、日程第10、認第12号平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を、一括議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長、児玉朋也議員。

決算特別委員会議案審査報告書

令和元年9月27日、第3回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記

のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

| 議案番号   | 件名                      | 審査の結果 |
|--------|-------------------------|-------|
| 認 第5号  | 平成30年度大竹市一般会計決算         | 認 定   |
| 認 第6号  | 平成30年度大竹市国民健康保険特別会計決算   | 認 定   |
| 認 第7号  | 平成30年度大竹市漁業集落排水特別会計決算   | 認 定   |
| 認 第8号  | 平成30年度大竹市農業集落排水特別会計決算   | 認 定   |
| 認 第9号  | 平成30年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算 | 認 定   |
| 認 第10号 | 平成30年度大竹市土地造成特別会計決算     | 認 定   |
| 認 第11号 | 平成30年度大竹市介護保険特別会計決算     | 認 定   |
| 認 第12号 | 平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算  | 認 定   |

令和元年10月18日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

決算特別委員長 児玉 朋也

[決算特別委員長 児玉朋也 登壇]

○決算特別委員会委員長（児玉朋也） 去る9月27日の本会議におきまして、私ども委員8名で構成されました、決算特別委員会に御付託いただきました、認第5号平成30年度大竹市一般会計決算から、認第12号平成30年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る件につきましては、10月15日、17日、及び18日に委員会を開催し、結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果につきまして御報告を申し上げます。

9月定例会終了後に開催されました第1回決算特別委員会におきまして、不肖、私、児玉が委員長に、日域委員が副委員長に互選された次第でございます。

身に余る大役を務めさせていただき、委員各位の御協力により、本日報告の運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

審査の方法につきましては、まず、一般会計の歳出から各款ごとに進め、歳入は一括して行い、続いて総括質疑の後、討論、採決を行っております。



特別会計7件につきましては、各会計の歳入歳出一括質疑を行い、討論終結後、採決を行っております。

それでは、審査の内容について御報告申し上げますが、3日間にわたる質疑応答や御意見など、膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますが、御了承いただきたいと思っております。

それでは、はじめに、第1款議会費でございますが、「最近A Iによる音声認識機能を用いて、会議録を自動で文字変換し作成する情報があり、導入を進めている他の議会もあるかと思うが、今後の大竹市における導入の考え方を伺う」との質疑に対し、「広島市においては全庁的かと思うが、A Iによる要約機能を備えた会議録のシステムを導入されたという報道等がされたが、大竹市と同程度の県内市においては、今のところ導入されていないようである。今後、機会を捉えて、システムの精度、導入による効果等確認していきたい」との答弁がございました。

続きまして第2款総務費では、まず、「坂上線代替運行委託料、栗谷線代替運行委託料に関して年間利用者数の資料提供を受けた。最近、特に中山間地の高齢者が免許証を返納するというところで、本来ならば利用者がふえるべきであるところが、過去5年間を累積して見てみると、余り数字的には変わっていない。これから先を考えて、この現状を今後どういうふうにつまみ、どのように取り組んでいくのか伺う」との質疑に対しまして、「中山間地のバス利用者については、人口が少なくなる中で確実に減っている。しかし、かつて民間企業が運営していたこの路線の廃止後、代替バスという形に変更し、運営しており、生活路線バスとして利用されていると認識しており、このまま人口が減るので廃止するというわけにはいかない。実際にアンケートをしたところ、利用されている方々の満足度が高いというふうにお聞きしており、このまま維持していきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「賦課徴収費に関して、県税である自動車税はコンビニエンスストアで納付できるが、市税である軽自動車税は納付できない。今後、市税もコンビニエンスストアで納付ができるようにならないのか伺う」との質疑に対しまして、「コンビニエンスストアでの収納については、平成23年度に関係課で協議したが、導入のメリットとデメリットや近隣自治体の導入状況など、総合的に検討した結果、費用対効果の面から見送られた経緯がある。近年、県内市町の多くが市民サービスの向上を主な理由として、コンビニエンスストアでの収納を導入しており、一部の市町では収納率の上昇が見受けられた。そうしたことから、再度検討を始めており、導入費用や基幹業務システムとの連携費用等の見積もりを業者に依頼している。また最近、利用が拡大しているキャッシュレス決済等による収納方法もあわせて調査している。税金以外にも収納にかかわる関係課も多数あり、意見を聞きながら検討したいと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、まず、「社会福祉総務費の生活困窮者自立支援事業委託料に関して、事業の内容と効果について伺う」との質疑に対しまして、「生活困窮者自立支援事業は、経済的自立だけでなく、社会生活の自立などを目指し事業を実施している。生活困窮者は多重債務、虐待、DV、病気、障害やひきこもりなど、さまざまな状況があ

り、多くの要因が複合化している。自立支援事業は、生活困窮者にとって支援・サービスの一元的な拠点となれるよう関係機関と連携し、総合調整を行う役割を担っている」との答弁がございました。

次に、「民生委員・児童委員について、慢性的な手不足であると聞く。現在の状況について伺う。また、民生委員・児童委員活動報償費を来年度増額する予定があるか伺う」との質疑に対しまして、「現在の民生委員・児童委員は令和元年11月末に任期満了となる。12月1日から主任児童委員を含め、68名の選任となるが、退任される方の後任について数名決まっていない状況である。地域福祉のことを考え活動していただいている方々であり、基本的にはボランティアとなる。広島県から活動費等について増額することがなければ、大きく変える予定はない」との答弁がございました。

続きまして第4款衛生費では、まず、「救急相談センターの周知方法について伺う」との質疑に対しまして、「広島広域都市圏の軸である広島市が、一括してポスターやリーフレット、啓発カードを作成した。そのうち大竹市分として送付されたものを、市内の公共施設や医療機関等に配布した。また、民生委員には高齢者等へリーフレットや啓発カードを配っていただくようお願いしている。救急相談センターの運用開始当初は、圏域内の広報事業として、中国新聞の朝刊に記事を掲載し、RCCラジオにてPRを行っている。また、圏域内の駅や店舗へポスターを配布しており、大竹市内では大竹駅、玖波駅、ゆめタウン大竹店や、ゆめマート西栄店に掲示をしていただいている。市では、ホームページに内容を掲載し、市広報紙の平成31年2月号、3月号と9月号に記事を掲載した。また、お子様をお持ちの家庭に対しては、子育て情報誌の中に掲載している」との答弁がございました。

次に、「環境衛生費の備品購入費において、購入した監視カメラを移動型とした理由について伺う」との質疑に対しまして、「移動型ということで、電池で稼働し、瞬時に不法投棄の現場に設置し、監視することが可能である。また、内蔵のセンサーにより何もなければ停止するため、電池の消耗を抑えるようになっている」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費については、質疑はございませんでした。

続きまして、第6款農林水産業費では、まず、「中山間地では、餌を求めて畑や民家近くにイノシシが出没しているようであるが、猟ができない時期はどのような対策がされているのか。また、野猪等被害防除施設設置事業の申請件数について伺う」との質疑に対し、「猟期以外の捕獲は、地域の方々の要望等を受け、有害鳥獣の捕獲を猟友会に依頼等をしており、猟友会の方と捕獲わなの設置場所を相談しながら、対応している。また、野猪等被害防除施設設置費用の補助については、平成30年度は37件の申請があり、補助金を交付している。わな以外で畑を守っていただくために、防護柵等設置していただけるよう広報もしている。今後とも、農業被害を減らしていくために、情報を得ながら検討していきたい」との答弁がございました。

次に、「行政の立場から、阿多田島の水産業をどのようにしようと考えているか伺う」との質疑に対しまして、「あたたハマチtoレモンは、高知大学の協力を得てブランド魚の開発に取り組み、平成29年度は2,000尾、昨年度は4,000尾を生産し販売された。今年度は

6,000尾を予定していると聞いている。本市としては、広報誌や雑誌等でPRし、大竹市の特産品として、今後とも情報の発信に取り組んでいきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「大河原ため池から元町3丁目方面においていく道の扱いは何か。また、石や石垣の崩落等、非常に荒れた状態であるが、活用方法がないのか伺う」との質疑に対しまして、「大河原ため池から元町のほうにおいていくこの道は、里道のような扱いになっており、補修する場合は一般道路補修または環境整備工事等で対処しているが、資材を運搬するのもなかなか厳しく、鉄板、矢板等で橋渡しするような復旧をしているところもあり、一般の方が普通に歩けるような状況ではないというのも事実であり苦慮している。今後も維持、管理は継続していきたいと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第7款商工費については、質疑はございませんでした。

続きまして、一括して審査を行いました第8款土木費及び第11款災害復旧費では、まず、「橋りょう補修調査設計業務委託料及び橋りょう等定期点検業務委託料について、大竹市内に玖波の向井田橋など、塗装がはがれ、腐食が進んでいるような鋼橋もあるが、調査の結果及びメンテナンス等の対応状況について伺う」との質疑に対しまして、「橋梁の点検は、5年サイクルで行い、健全度を確認している。向井田橋については、健全度は中程度であるが、手すりのさびがひどく、昨年度、手すりの塗装の補修を行う予定であったが、平成30年7月豪雨による災害対応の影響を受け、今年度にずれ込んでいる。向井田橋だけでなく、市全体の橋梁について、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、健全化に向け、対応に取り組んでいる」との答弁がございました。

次に、「河川・水路改良保全事業に関して、大谷川や、玖島川、大膳川などの河川で、水草等が流れを阻害している箇所がある。近年では、突然の豪雨が多く発生しており、近隣の住民から不安の声や、水草等の除去について要望を受けることがある。今後の対応について考えを伺う」との質疑に対しまして、「市が管理する普通河川については、河川改良費の一般河川（水路）浚渫工事の予算を用いて、主に河川内の木などを伐採等しており、水の流れを阻害しないよう、対応している。また、今年度は500万円に増額した予算を組んでおり、さらに対応を進めるよう取り組んでいる」との答弁がございました。

次に、「平成30年7月豪雨によって被害を受けた道路等の復旧工事に係る事業を、今年度に繰り越しているが、現在の進捗状況について伺う」との質疑に対しまして、「災害復旧については4事業を繰り越している。

まず、大迫谷尻線災害復旧事業は、今年の7月8日に工事が完了し、通行可能となった。

次に、松ヶ原奥谷尻線災害復旧事業は、今年の4月26日に工事が完了し、通行可能となった。

次に、阿多田農道災害復旧事業のうち、阿多田島を一周する阿多田1号農道は8月15日に工事を完了した。阿多田2号農道は、資材等の搬入のため阿多田1号農道が完了してからの着手となったため、今年の12月末までに完了予定である。

次に、広原川災害復旧事業は、当初7月末を完了予定としていたが、資材調達の関係や、天候等の状況もあり、また、農作の時期の関係で、現時点で田畑の中に工事用の仮設道路

を設置できないため、12月末に完了予定である」との答弁がございました。

次に、「平成30年7月豪雨の際、秋葉川から小瀬川に放流しているバイパス管の流入口のスクリーンが、上流からの土石流で詰まり、流れてきた水が大量にあふれ、元町地区、本町地区、白石地区に流出するといった事象があった。今後、同様の大雨が降った際の対策について、取り組み状況を伺う」との質疑に対しまして、「秋葉川のスクリーンの閉塞防止の対策としては、スクリーンの上部をカットして高さを低くし、土石がたまった場合に、水の流れが流路の外に流れていかなないように改良している。今年度、大雨などで災害対策本部が設置等された際に、現場を確認したが、土石による大きな閉塞等は発生していない状況である。また、広島県が改良している上流の流路工についても、早期整備を要望していく」との答弁がございました。

続きまして、第9款消防費では、まず、「消防年報に記載の年齢別の団員数を見ると、定数330人の約1割に相当する30人近い方が条例に規定された65歳定年により、ここ数年で退職されることが見込まれる。この65歳定年ということについて、近隣の消防団では定員を確保するために、既に定年延長をしているということも聞いているが、定年延長に向けての今後の取り組み、人数の確保についてどのように考えているのか。また、退職報償金についても、勤務年数5年刻みで最高が30年以上で頭打ちになっており、今後、勤続30年以上の退職の方がかなり見込まれる中、勤続年数の枠組みの見直しについて伺う」との質疑に対しまして、「消防本部として、定年延長を求める声というのは確かに把握しているが、具体的にはなっていない。今年9月に行われた消防団の幹部会議の席において、消防団長から各分団長へ定年延長についての考えを出してもらうよう依頼しており、今回の幹部会議において取りまとめをするという状況である。消防団員の退職報償金の増額区分の見直し等については、消防組織法に基づく全国的な制度であるため、大竹市独自の調整はなかなか難しく、また、退職金の増額等についての要望は、現在のところ把握していない」との答弁がございました。

次に、「台風等の災害の際、防災無線等での避難広報により自主避難された市民の方の中には、食糧や毛布を持参することが困難な方もいる。せめて毛布はお貸しできるような避難所に備蓄しておくことが望ましいが、避難所の備蓄品の整備計画について伺う」との質疑に対しまして、「毛布の持参は強制するものではないが、避難所の備蓄品も数に限りがあり、西日本豪雨やことしの台風19号のような大きな災害により、避難者の方がたくさん来られたときは、不足するということが予想される。こういったことを踏まえ、常日ごろから御自分の身の回りの部分については、できるだけ御自分でしていただくということも含め、少しずつでも、そういったことを浸透させていきたいと考えている。ただ、取るものもとらず逃げたという状況もあるので、そういった場合には、こちらで用意させていただいている毛布や食糧などで、フォローさせていただきたいと考えている。また、避難所で板の間で過ごすのは不便であるため、マット等の購入を今年度から計画的にしていきたいと考えており、予算要望させていただいている」との答弁がございました。

続きまして、第10款教育費では、まず、「中学校教育振興事業（英語学力向上事業）における英語検定の受験費用の助成として、教育振興費の役務費で、予算額が65万6,000円

と計上されているが、支出済額は44万8,000円で、不用額が20万8,000円になった理由を伺う」との質疑に対しまして、「中学3年生を対象に英語検定の各級に何人受験するかを想定して予算計上したが、実際の受験者数が見込みより少ない人数となった。今後は、どのような理由で受験するのが難しかったのかを調査していきたい」との答弁がございました。

次に、「いじめ防止対策委員会謝礼で3万6,000円を執行しているが、教育要覧の相談受理状況でいじめが0件であることの理由を伺う。また、不登校を理由に相談室に通っている人数について伺う」との質疑に対しまして、「平成30年度でいじめの認知件数は小学校で13件、中学校で11件あったが、全て学校で対応しており、相談室に相談したのは0件となっている。また、不登校を理由に相談室に通っている人数は、毎日通う子供や、調子が悪くなったときに通う子供を含めて、小学生が3名、中学生が4名である」との答弁がございました。

続きまして、第12款公債費、第13款予備費については、いずれも質疑はございませんでした。

続きまして、歳入における一括質疑では、「ふるさと納税で市民が他の自治体に行った寄附額の、75%部分が交付税により埋め合わせされるとのことだが、これを超える額は無理なのか伺う」との質疑に対しまして、「実際には市民税部分と県民税部分があり、おおむね5分の3が市民税、5分の2が県民税になるので、交付税で戻ってくるという言い方ではなくて、寄附した額の何割が手元に残るかという理論上の数字としては、大体85%ぐらいかと思われる。これは県民税部分もあるので、市民税部分で計算した場合こうなるということである」との答弁がございました。

続きまして、歳入歳出全般にわたる総括質疑では、まず、「再編交付金の用途等については、ソフトからハードまで積み立ても含めてさまざまな使い方をされているが、積立金の額や基金の額、事業ごとのそれぞれの割り当て金であるとか、そういった割り振り、あるいは用途についてルールといったものはあるのか伺う」との質疑に対しまして、「再編交付金交付要綱で、事業が2カ年度以上継続する場合は基金を造成することができ、用途については、常勤の職員の給料や個人に対する見舞金などについては充当することができない。現在、7つの基金を造成して複数の事業を実施しているが、これらについては割当金等が決まっているわけではなく、毎年度の予算編成で、再編交付金の交付見込み額の中で基金への積立額を決めている」との答弁がございました。

次に、「10月1日から消費税率が10%に引き上げられたことにより、この恩恵が大竹市にどれぐらいあるのか伺う」との質疑に対しまして、「消費税率が8%から10%に引き上げられたことにより、大竹市に入ってくる地方消費税交付金は、来年度1億円近くふえると推計している。ただし、ふえた分は全て幼児教育・保育の無償化に使われるため、交付税の基準財政収入額に算入されるという形になっており、大竹市単体で考えた場合、メリットは特にないと考えている」との答弁がございました。

以上で、一般会計に関する質疑を終了し、討論に入りましたが討論はなく、平成30年度一般会計決算は、認定すべきものと決しております。

続きまして、特別会計決算の審査状況を、審査した順に御報告申し上げます。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の3件につきましては一括して審査を行いました。

まず、「健康づくり推進事業における、特定健康診査について、市民の健康の増進に向けて、どのような流れで実施しているのか、また、市民の反応と成果等について伺う」との質疑に対しまして、「特定健康診査はメタボリックシンドロームの予防に着目し、40歳以上の方を対象にしている。特定健康診査を受けられた方のうち、数値的に問題がある方を対象に案内文を送付し、保健師による保健指導を受けてもらうことや、医療機関を受診されるよう促している。大竹市は広島県内で保健指導の参加率が高いほうであるが、医療機関の受診までされる方は多くはないと考えている。今後、より関心を持ってもらうため、特定健康診査の結果の見方を学ぶ説明会の開催等を検討している」との答弁がございました。

次に、「平成30年度から国民健康保険の県単位化が実施されているが、大竹市においてどのような影響が出ているか伺う」との質疑に対しまして、「県単位化によって、県で事務手続がまとめられ簡略化された。保険証等の年度更新の事務を国保連合会に委託したこともあり、事務の効率化が図られている。また、保険料については、県が全体の医療費を推計した上、各市町の負担額を算出し、各市町はそれを支払うようになったため、各市町の医療費の増減によって、大竹市の負担が変わることはない。保険給付についても、大竹市で必要となる給付費の相当額に対しては、全て県から交付金が支出されている。こうしたことにより、安定した財政運営につながっている」との答弁がございました。

続きまして、一括して審査を行いました大竹市漁業集落排水特別会計及び大竹市農業集落排水特別会計では、まず、「漁業集落排水特別会計の調査設計等業務委託料と取付管等布設工事の内容について伺う。また、農業集落排水特別会計の調査設計等業務委託料と管渠施設改修工事の内容について伺う」との質疑に対しまして、「漁業集落排水特別会計と農業集落排水特別会計の調査設計等業務委託料は、農林水産省が策定したインフラ長寿命化基本計画に基づき、栗谷地区の農業集落排水と阿多田島の漁業集落排水について、施設の既存資料や補修履歴の整理、各施設の劣化状況等を現地調査して整理した。

続いて、漁業集落排水特別会計の取付管等布設工事は、1敷地に2軒家屋が建築しており、今までは、所有者の申請で1軒分の取りつけ管及び公共柵の設置をしていたが、もう1軒の家屋の申請も出たため、負担金をいただいて新たに公共柵の設置工事を行った。最後に、農業集落排水特別会計の管渠施設改修工事は、マンホールポンプの取りかえや栗谷小学校の水位計の取りかえ工事等を行った」との答弁がございました。

次に、「農業集落排水特別会計の施設管理費で保守点検業務委託料があるが、水質検査も含めて委託をしているのか、また、水質検査をしている場合、結果の公表をしているか伺う」との質疑に対しまして、「保守点検業務委託料は、施設の管理や水質管理等も含めて委託している。水質検査の結果については、公表はしていないが、広島県の担当部署へ3カ月に1回報告をしている」との答弁がございました。

続きまして、「大竹市港湾施設管理受託特別会計では、まず、繰越金について、どのような処理が行われているのか伺う」との質疑に対しまして、「最終的に黒字となった部分

について、一定のルールに基づいて広島県と大竹市で折半しており、大竹市においては繰越金を大竹市一般会計に繰り入れしている」との答弁がございました。

次に、「飛石港の栈橋について、渡橋部分の更新計画について伺う」との質疑に対しまして、「栈橋は広島県の施設であるが、漁業協同組合が大竹市へ要望していることもあり、今後も地元の要望に応じていただけるよう、広島県に要望していく」との答弁がございました。

続きまして、土地造成特別会計では、「工事請負費の不用額が生じた主な理由として、主要事業報告書では、旧小方中学校のグラウンド盛土工事事業未執行のためとある。実際には、盛り土がされている箇所があるが未執行である理由について伺う」との質疑に対しまして、「一部に民地が残っている部分があり、その整理と、まとまった土が手配できれば盛り土を行える。また、現在、岩国大竹道路工事で発生する土砂の一部を仮置き場として国に協力している状況であり、工事が未執行となっている」との答弁がございました。

以上で特別会計7件の質疑を終了し、一括討論に入りましたが討論はなく、いずれも認定すべきものと決しております。

以上が、3日間にわたる決算審査の概要と結果でございますが、委員各位及び執行部職員におかれましては、円滑な議事運営に御協力をいただき、効率的かつ充実した審査となったと考えております。この場をおかりして皆さんの御協力に対し、お礼を申し上げます。

また、執行部におかれましては、この決算審査での質疑を通して各委員から出された意見・要望などについて、今後の市政運営に反映されるよう重ねてお願い申し上げます。決算審査の報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論ありませんか。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 最初に申し上げておきますが、私は一般会計決算と土地造成特別会計決算、それに国民健康保険特別会計決算と介護保険特別会計決算の4点については、討論をさせていただいて、反対の立場を表明します。

それで具体的な理由を端的に述べさせてもらうんですが、御周知のように、一般会計から土地造成特別会計あるいは土地造成にかかわっての基金の積み立て、こういうところに市民負担に基づいた、支出がなされております。大竹市の財政が困難だと言われる最大の理由は、大願寺の造成事業が大きく影響しているということは皆さんも御承知だと思うんですね。この大願寺にかかわる借金が返済できるのはまだ10年以上かかる。それで私はこの大願寺の問題については、計画の段階からずっと審議に参加をしたり、その都度の表決にあたっては、態度表明をしてきました。しかし、その時期時期の市長をはじめ、担当の

部課長、借金を残さんといって、強行してきたんです。これ市民に対するそういった説明なり、約束は反故されたわけですよ。だからその当時の市長にしても、担当の部課長にしても、その責任を問われないままにきとるわけですよ。その尻拭いをせざるを得ない、言い方悪いですけど、入山市長の代になって、また10年も15年もこの問題を引きずりながら苦勞せにやいかんということにはなつとるわけで、私としては、計画の段階から当時の市長、担当部長、市民に対する責任をどうとるのかということ、その都度強く感じるんですよ。そういう思いで、一般会計から支出されるこの大願寺の一般会計からの支出、土地造成を支える借金返済の問題等、賛成するわけにはいかないということ、改めて申し上げて、この2つの会計には反対をしたいと思います。

ただ単に私は反対だけを申し上げるつもりはありません。入山市長のもとで、二階堂市長以来取り組んでこられた保育行政等については、他市にまさる施策が維持強化されとるわけですから、また入山市長のもとでは、特に教育行政の分野で過重な負担をしている教員の負担軽減を幾らかでも、緩和するという努力がされて、せんだつても指摘もしましたが、約70名を超える臨時職員の皆さんの配置等については、これは入山市長の努力の結果であり、さらなる努力をしていただくことを望んでおります。

今、通学路や歩行者の安心安全対策ということで、国を挙げてその対策の強化が求められておるわけですが、この分野では今、歩道の道路標識とか、一旦停車の道路標識がなされております、市内のあちこちで。

この問題に関連をして、私はぜひ引き続いて大竹市も市道や国道、県道にかかわる歩行者、通学路の整備に当たってはさらなる努力をしてもらいたいと思うんです。指摘しておきたいのは、都市計画街路でも、両側に歩道があるところでも40キロの制限をしている区間があるんです。ところが、南栄地区や西栄地区の市街地では、歩道標識もなければ、道路の幅員も非常に狭いのに40キロだという速度制限がいまだに改められておらんのです。私も日常使う新町地区の道路にしても、速度制限の標識すらない。こういうことではいつ事故が起きるかもわからんし、通学する子供やお年寄りの安心安全な生活道として、利用する上でも危険が伴うわけですから、こういうことについてはぜひ早期の改善をお願いしたいと思います。

それから今、南海トラフ地震ということがやかましく言われて、防災対策の強化が望まれておるし、国・県を挙げて、そのことについての具体策がされようとしておりますが、この防災に関しまして私は従来から、大竹市内にある3つのダムの事前放流の実施をぜひお願いしたいということで、質問もしておるんですが、今、西日本の防災害、東日本の防災害を受けて、発電用のダム、大竹市の上流には中国電力のダムが渡ノ瀬にあります。この発電用のダムについても、事前放流の実施をするということに踏み切ったところもあるんですよ。この間の一般質問で、満杯になれば川になるんです。こういう答弁やつたですね。そんなことでは困るんです。しかも大竹市内の河川の堆積した下層の土砂の除去や搬出はどこまで進んだら、こういったのを皆さんに聞いてもね、手をつけられん状態になつとるんだと、心配でいけんのです。こういう要望もあります。ですから、小瀬川を国の管理とする河川ではありますけども、市としても十二分に下流の市民の皆さんの安全を確



保できるように、ぜひ関係機関にも要望して、そのことについての取り組みをお願いしたいと思うんです。

少し言おうとしましたが、歩車分離の信号ですね、大竹市には小方地区を中心に3カ所ありますが、これも私はもっと必要なところに配置をするということを検討してもらいたいと思うんですよ。大竹市には交通安全対策協議会もありますから、こういう機関とも協議をされて、ぜひ必要箇所に歩車分離の信号機を造成するという取り組みも合わせてお願いをしたいと思います。

以上、一般会計と特別会計、土地造成特別会計にかかわっての討論にします。

それから、国民健康保険特別会計と介護保険特別会計の問題ですが、これが機会あるごとに要望もし、提案もさせてもらっておりますが、ここらについては既に、平成30年度3歳未満児に対しては、均等割を免除するというふうな措置をとっているところも生まれておりますし、平成31年度に入ってからそういった自治体がふえております。ところが大竹市の担当課の答弁もこれ市長の意図を受けてからの答弁でしょうが、ばらまき行政はやらんのだと、非常に冷たい答弁を先だつての本会議でもなされましたが、そうではなくて、子育て、大竹市の今の人口減に歯どめをかける上でも住みよい、子供を育てやすい、そういった行政展開が求められておると思うんで、ぜひ検討されてその方向で一つ取り組んでほしいということを申し上げておきます。

それから介護保険特別会計の問題で要介護認定で介護1、2の方が介護保険対象から外されるということが今、問題になっておりますが、一番戦前戦後苦勞されてきた方が今、介護のお世話にならないといけないという年齢の人ばかりなんです。だからそういう過去において、大竹市のまちづくり等に貢献されたお年寄りこれを大事にするという考え方をぜひ行政に生かしてもらって、介護に対する要介護1、2の現状案を国が強行すれば、それに対する、かわる対応を一つ具体化してもらって、お年寄りを大事にする一つの行政を入山市長にお願いしたいと思います。

以上、要望も含めて討論に変えます。

だから、一般会計決算と土地造成特別会計決算、国民健康保険特別会計決算と介護保険特別会計決算には反対の立場での討論でございます。

○議長（細川雅子） 山本議員、次からはぜひ発言の通告をお願いいたします。

他に討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件のうち、認第5号平成30年度大竹市一般会計決算及び認第6号平成30年度大竹市国民健康保険特別会計決算及び認第10号平成30年度大竹市土地造成特別会計決算及び認第11号平成30年度大竹市介護保険特別会計決算を除く4件を、一括採決いたします。

本4件に関する委員長の報告は、いずれも認定であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本4件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第5号平成30年度大竹市一般会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） ありがとうございます。起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第6号平成30年度大竹市国民健康保険特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） ありがとうございます。起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第10号平成30年度大竹市土地造成特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第11号平成30年度大竹市介護保険特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第11～日程第17〔一括上程〕

議案第59号 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第60号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理について

議案第61号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第62号 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正について

議案第63号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第65号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合格約の変更について

議案第68号 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）

○議長（細川雅子） 日程第11、議案第59号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてから、日程第17、議案第68号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）に至る7件を、一括議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和元年12月4日、第4回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                                | 審査の結果 |
|--------|---------------------------------------------------|-------|
| 議案第59号 | 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について                 | 原案可決  |
| 議案第60号 | 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理について                       | 原案可決  |
| 議案第61号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                          | 原案可決  |
| 議案第62号 | 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について                     | 原案可決  |
| 議案第63号 | 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について                  | 原案可決  |
| 議案第65号 | 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について | 原案可決  |
| 議案第68号 | 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）                             | 原案可決  |

令和元年12月5日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは12月4日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案7件につきまして、5日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第59号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について及び議案第60号会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整理についての2件に

ついて、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件では、「報道等では、会計年度任用職員制度の導入により給料の月額を減額して、期末手当を増額することにより、年収としてはふえるが月々の収入が減ってしまうと聞か、大竹市の考えを伺う」との質疑に対しまして、「月給は職種によっては1万円から1万5,000円程度、減額となる場合もある。しかし、その場合でも期末手当を加算すると年収では20万円程度の増額となる。できるだけ月額への影響が少ないように調整をする」との答弁がございました。

次に、「今回の会計年度任用職員制度の施行により増額する支出金額と、財政措置について伺う」との質疑に対しまして、「期末手当や通勤手当等を含めて約7,000万円の増額を見込んでいる。財政措置については、国へは要望を出しているが、国や広島県の財政措置があるとの情報はなく、全額大竹市の負担と見込んでいる」との答弁がございました。

次に、「会計年度任用職員の採用方法について伺う」との質疑に対しまして、「基本的には、今までと同様に選考採用で、面接を行い採用をする。ほかの市町では、筆記試験を実施するというところもあるため、採用方法について研究をしていく」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第61号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第62号特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について、及び議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての3件につきましては、一括して審査をしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、「今回の改正に伴う、特別職の職員及び議員に支給する期末手当への影響額について伺う」との質疑に対しまして、「影響額としては、総額約46万円の増額となる。内訳は特別職の職員分が約13万円、議員分が約33万円である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入ったところ、議案第63号に反対の立場で1名、賛成の立場で1名の委員から討論がございました。

まず、反対の立場では、「議員の期末手当の増額は、人事院勧告に基づいているが、本来、人事院勧告は公務員を対象とするものであり、議員などに適用されるものではないため反対である」との討論がございました。

次に、賛成の立場では、「人事院勧告に基づく、大竹市の一般職の職員の期末手当・勤勉手当の改正に伴うものであり、議員にも同様に増額が必要であると考えため賛成である」との討論がございました。

討論を終結し、採決の結果、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第65号広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合同規約の変更についてでございますが、本件では質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第68号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第3号）でございますが、本件では、「幼児教育推進事業で424万円とあり、提案理由の中で保育料の増額が原因と説明があったが、増額の時期と金額を伺う。また、預かり保育の現状を伺う」との質疑に対しまして、「利用者数が一番多い幼稚園で10月1日から、教育部分の保育料について、月額2万1,550円を月額2万5,700円に増額したことによる。増額の総額は270万円である。また、預かり保育部分の保育料も、今回の新しい制度では、就労などで保育の必要性がある方の保育料は無償化される。当初、40人分を計上していたが、10月1日時点で約50人が認定されており、今後も増加することが考えられるため、60人分で見込み直し、154万円を補正予算計上するものである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案7件の、審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

通告を受けておりますので、発言を許可します。

13番、山崎年一議員。

○13番（山崎年一） 議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、反対の立場で討論をいたします。

この度の議員の議員期末手当の増額は公務員の人事院勧告に基づいて、非常勤特別職であります議員に適用しようとするもので、期末手当4.45月分を4.475月分に、0.025月分増額しようとするものであります。

本来、人事院勧告は公務員に適用されるもので、議員などの非常勤特別職に適用するものではないと考えます。今回の増額で、議員期末手当は4.475月分が2割増しの制度で5.37月分となります。平の議員で年額にして実に198万6,900円にもなります。大竹市内の事業所で5.37月分の期末手当が支給される企業がどこにあるのでしょうか。恐らく大竹市議会がトップの期末手当の支給ではないのでしょうか。市民の生活を顧みる、そんな議員であるべきと思っております。

また本年8月に行われました、大竹市議会議員選挙は無投票という結果で、市民の期待を裏切る結果となりました。無投票を受けて市民の中で、大竹市議会の行く末に大きな不満を持たれています。また市民の中には議会の議員定数に対して、真剣に取り組むべきとの指摘もあります。市議会議員選挙が済んで、早くも5カ月が経過しましたが、本市議会では定数問題や議員の処遇について取り組む姿勢がいまだ見られておりません。本来、無投票を受けて、直ちにこれらの課題に積極的に真剣に取り組むべきだと私は考えます。な

り手不足などの問題にすりかえるのではなく、真摯に向き合うべきであります。今回の市議会議員選挙は定数16名に対して、4名の新人が候補としてあがってまいりました。前回の市議会議員選挙は6名の新人候補がいました。その間行われた補欠選挙には3名と2名の候補者が立候補されております。したがって、私は議員のなり手不足ではない。確かに中小の市町におきましては、無投票ということが大きく挙げられております。なり手不足を口実に議員の処遇アップを図るという姿勢ではなく、定数問題と議員の処遇は別個の問題であります。県議会議員の報酬は1,500万円から2,000万円近い報酬があります。それでも無投票であることから考えると、決してなり手不足ではない、こう私は考えております。

議員に挑戦できる選挙制度をしっかりと検討し、誰でもが議員に挑戦できる、そんな制度を構築するというを、検討すべきだと考えております。

以上、反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 他にも通告を受けております。

12番、児玉朋也議員。

○12番（児玉朋也） 私は議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを、賛成の立場で討論したいと思います。

昨今では議員の高齢化が進み、若い世代への世代交代がなされてない状況と言われております。扶養家族を抱えた若い世代の人々の議員のなり手不足が深刻です。

当大竹市議会は無投票という形で、残念ながら市民の付託を得ておりません。そのようなことを避けるためにも、市議会の魅力を高め、若い世代や優秀な人材が集まる手段の一つとして、報酬増も必要と考え、賛成といたします。

○議長（細川雅子） 発言の通告をいただいておりますのは2人でございますが、他に討論はございませんか。

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件のうち、議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを除く6件を、一括採決いたします。

本6件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本6件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第63号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18～日程第24〔一括上程〕

議案第58号 訴えの提起について

議案第64号 大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第66号 大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について

議案第67号 大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について

議案第69号 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第70号 令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第71号 大竹市印鑑条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第18、議案第58号訴えの提起についてから、日程第24、議案第71号大竹市印鑑条例の一部改正についてに至る7件を、一括議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、北地範久議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和元年12月4日、第4回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                           | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議案第58号 | 訴えの提起について                    | 原案可決  |
| 議案第64号 | 大竹市道路占用料徴収条例の一部改正について        | 原案可決  |
| 議案第66号 | 大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について | 原案可決  |
| 議案第67号 | 大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定について      | 原案可決  |
| 議案第69号 | 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  | 原案可決  |
| 議案第70号 | 令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） | 原案可決  |
| 議案第71号 | 大竹市印鑑条例の一部改正について             | 原案可決  |

令和元年12月6日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

生活環境委員長 北地 範久

〔生活環境委員長 北地範久議員 登壇〕

○生活環境委員長（北地範久） それでは、12月4日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託いただきました議案7件につきましては、12月6日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について審査の順に御報告申し上げます。

まず、議案第64号大竹市道路占用料徴収条例の一部改正についてでございますが、本件では、「今回の条例の一部改正により、道路占用料の収入にどの程度の影響があるか伺う」との質疑に対しまして、「占用物件の種類によって増減するものがある。例えば第1種電柱は、年430円が年440円に増額するが、広告塔は年1,900円から年1,700円に減額する。来年度の予算における占用料の全体の収入としては微減の見込みである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第58号訴えの提起についてでございますが、本件では、「訴えの相手方が、保険給付の費用を請求しても支払いをしてくれない理由を把握しているか伺う」との質疑に対しまして、「診療日数や、過失割合に不満があるようであるが、詳細な話はできていない。また、相手方の支払い能力の有無については現時点で不明である」との答弁がございました。

次に、「本件に係る訴訟費用は、訴えの相手方に請求できるのか伺う」との質疑に対しまして、「日当や書類作成費用、申し立て費用など、一部の費用については相手方に請求することができるが、請求には訴訟費用の確定の裁判などが必要になる。これらには手間と労力を要するため、訴訟費用は当事者双方がそれぞれ負担するのが一般的である」との答弁がございました。

次に、「本件の要因となった交通事故による被害者は、重症を負い、さらに治療に要する医療費の自己負担額も発生している。被害者に対して、大竹市として何かサポートできることはないか伺う」との質疑に対しまして、「無保険事故の被害者を救済する制度として、政府保障事業などがあり、その案内をするなど、サポートをしていきたいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第66号大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定についてでございますが、本件では「前回の当該施設の指定管理者の指定についての議案は、平成29年3月定例会に提出されているが、今回は12月定例会での提出である。指定期間の始まりは、いずれも翌年度の4月1日からでもあり、議案が提出される時期が異なる理由について伺う」との質疑に対しまして、「指定管理者の指定についての議案は、指定管理候補



者からの申請書類等が全てそろった後に提出ができるため、状況によっては議案の提出時期が異なることがある。円滑な施設管理を図るため、なるべく12月定例会に議案を提出できるように、努めているが、前回は事業内容等が定まるまで時間を要したため間に合わず、3月定例会での提出となった」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第67号大竹市松ヶ原こども館の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第71号大竹市印鑑条例の一部改正についてでございますが、本件では、「従来は成年被後見人であれば印鑑登録の申請ができなかったが、今回の条例の一部改正により、意思能力を有することが確認できれば、印鑑登録が受けられ、印鑑登録証明書が交付可能となる。これにより土地や建物の所有権移転など、重要な申請や契約等もできるようになる。大竹市としては、申請された成年被後見人の方に問題や被害が発生しないよう、窓口で慎重な判断・対応が必要になると思うが、考えを伺う」との質疑に対しまして、「今回の条例の一部改正の趣旨は、成年被後見人であるということだけで一律に判断をせず、場合によっては印鑑登録を可能にしようとするものである。窓口における実際の対応としては、本人と後見人の方に同席してもらった上で説明を行い、本人の状況を確認し、意思能力があると判断できれば、受け付けをする。その際は、職員において慎重かつ適切に、確認し、手続を行うよう留意したい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第69号令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第70号令和元年度大竹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件につきましては、一括して審査をしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件では質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと、決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました、議案7件の、審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております、本7件を一括採決いたします。

本7件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本7件について、委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本7件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第25 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（細川雅子） 日程第25、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第111条の規程により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第26 常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（細川雅子） 日程第26、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

両常任委員長から、委員会の所管事務について、先進地の事例を調査研究するため、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

両委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第27 議員派遣について

○議長（細川雅子） 日程第27、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付いたしましたとおり、派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣についてはお手元に配付いたしましたとおり、派遣することに決しま

した。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました、議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに、大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

この度の定例会では、議員各位におかれましては、御提案申し上げました各案件を終始熱心に、慎重に御審議いただきまして、いずれも原案のとおり議決を賜りました。ここに厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、調査検討してよしあしを決める審議と、疑問点を口頭で問いただす質疑につきまして、日本語の難しさ、そして言葉の大切さを改めて勉強させていただきました。ありがとうございます。

議員の皆様からいただきました貴重な御意見、御要望につきましては、これをしっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

これから年末年始を迎え、何かと多忙な時期ではございますが、議員の皆様におかれましては、どうか御健康には十分に留意されまして、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます。

以上閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） これにて本日の会議を閉じ、第4回大竹市議会定例会を閉会いたします。

16時34分 閉会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月17日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会副議長 寺岡 公章

大竹市議会議員

大竹市議会議員

大 竹 市 議 会 会 議 録

令和元年第4回（12月）定例会  
令和2年3月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522